

福山市一般廃棄物処理基本計画

2026年（令和8年）3月 策定

福 山 市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	1
3 計画対象範囲	2
4 計画期間	3
第2章 福山市の概況	4
1 自然的条件	4
2 社会的条件	6
第3章 ごみ処理基本計画	10
1 ごみ処理行政等の動向	10
2 ごみ処理体制	15
3 ごみ処理の現状	24
4 前計画の評価	36
5 ごみ処理の課題	45
6 基本理念・基本方針	47
7 数値目標	48
8 施策の内容	62
9 ごみ処理計画	72
第4章 食品ロス削減推進計画	75
1 計画の基本的事項	75
2 食品ロスの現状と課題	76
3 計画の目標	84
4 施策の内容	85
第5章 生活排水処理基本計画	90
1 生活排水処理行政の動向	90
2 生活排水処理の体制	90
3 し尿処理施設	91
4 生活排水処理の現状	93
5 前計画の評価	96
6 生活排水処理の課題	96
7 基本理念・基本方針	96
8 数値目標	97
9 施策の内容	99
10 生活排水処理計画	100
第6章 計画の進捗管理	102

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

現代に生きる私たちには、経済活動を発展させながら、限りある資源と豊かな地球環境を次の世代に引き継ぐことが求められています。このため、地球温暖化への対応や自然との共生を実践し、市民一人ひとりができるだけごみを減らすとともに、不用になったものも再利用できる仕組みづくりや、ごみとなったものを資源として循環利用する社会を実現していくことが必要です。

福山市では、2016年（平成28年）3月に2025年度（令和7年度）までの10年間を計画期間とする「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、2021年（令和3年）3月に、新たな燃やせるごみを処理する施設（現：福山ローズエネルギーセンター）の整備に伴う収集運搬体制や処理体制の見直し、ごみの減量化・資源化の検証を踏まえ、計画の中間見直しを行いました。

同計画では、家庭系ごみの「紙類」について、全市での回収・資源化を開始し、また市内に4か所あった燃やせるごみの処理施設を1か所に集約化することで、廃棄物処理を効率化したほか、焼却灰の全量リサイクルを行うことにより、埋立地の延命化などを進めてきました。

こうした中、国においては、「第五次循環型社会形成推進基本計画」の策定やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）、食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）を制定し、循環型社会の形成をめざし、取組を一層推進しています。

また、2015年（平成27年）に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、世界全体で取り組むべき環境・経済・社会に関する国際目標が示され、目標の達成に向けたターゲットには、小売・消費レベルにおける食糧の廃棄を半減させることや、廃棄物の排出抑制、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減することなどが示されています。

今後の社会を見据えると、地球温暖化を始めとする環境への対策や、人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化に応じた柔軟な対応も必要となってくることから、国や県の動向、社会情勢の変化など踏まえ、市民・事業者・行政の協働による更なるごみの減量・資源化に取り組んでいくため、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画の位置付けは、図 1-1 に示すとおりです。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、法律や国の計画、県の「広島県廃棄物処理計画」及び本市の関連計画との整合を図るものとします。

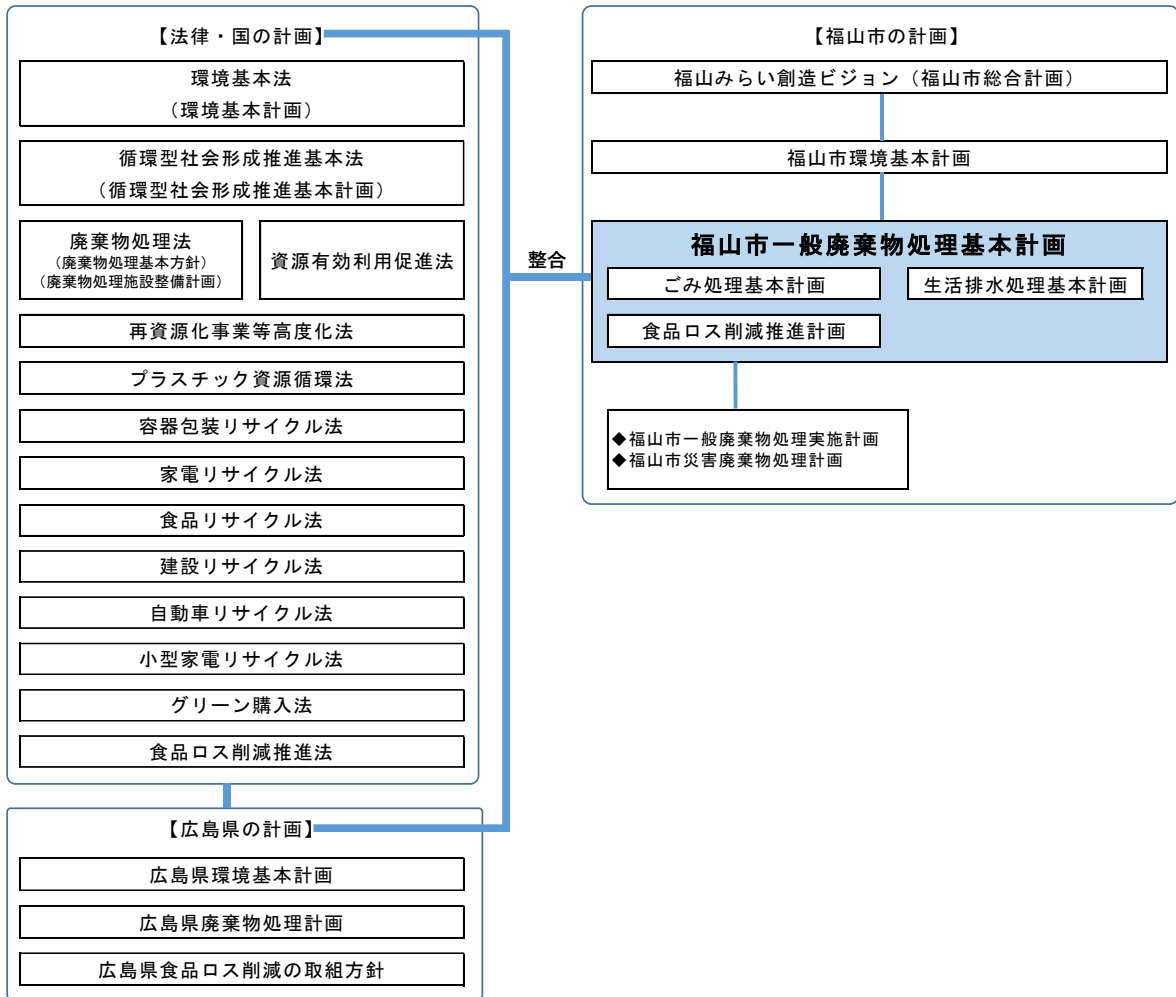


図 1-1 本計画の位置付け

3 計画対象範囲

本計画で対象とする廃棄物は、図 1-2 に示すとおり、市内から発生する一般廃棄物（ごみ〔固形状のもの〕及び生活排水〔液状のもの〕）です。

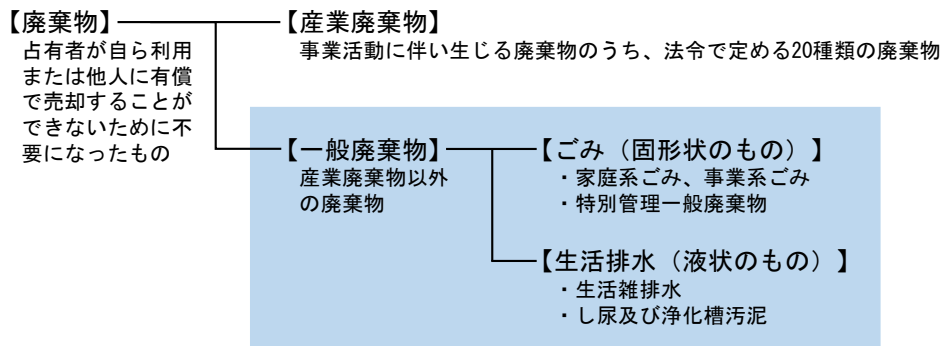


図 1-2 計画対象範囲

4 計画期間

本計画における計画期間は、2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）までの10年間とし、中間目標年度を5年後の2030年度（令和12年度）とします。

なお、本計画では、2024年度（令和6年度）を数値目標を設定する上での基準年度とします。

第2章 福山市の概況

1 自然的条件

(1) 位置及び地勢

本市は、広島県の東南端、瀬戸内海沿岸のほぼ中央部にあり、南北 45.7km、東西 29.5km にわたり、面積 517.72km² です。

地形は、全体的に見ると、平坦な高原やなだらかな丘陵群と比較的広い沖積平野で構成されており、山系は標高 200m から 600m で、北部に京ノ上山、馬乗山、蛇円山、西部に大谷山、高増山があり、南部は彦山、熊ヶ峰を中心とした小山が連なり、東部は低い丘陵となっています。

その中央部を流れている一級河川の芦田川は、中国地方有数の河川で、市の東北部及び中部の 50 余の支流をあわせ、その下流に福山三角洲を形成し、瀬戸内海に注いでいます。

一方、市の西部、南部にも藤井川、山南川などの二級河川をはじめとする多くの中小河川があり、その下流に平地を形成しています。

また、南方海上には、仙酔島、走島、宇治島、田島、横島などの島々があります。

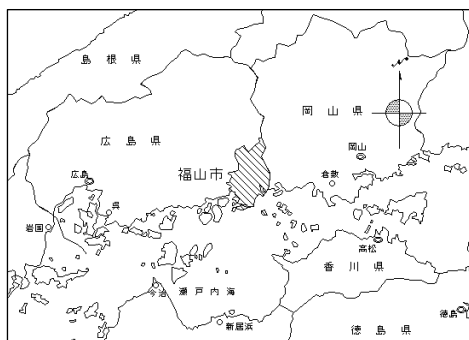


図 2-1 福山市位置図

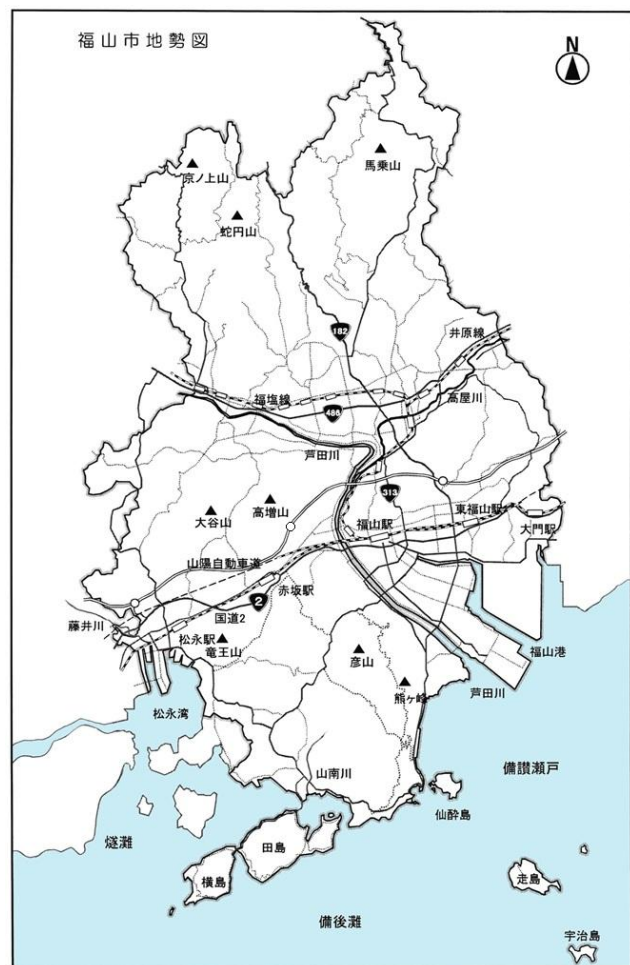


図 2-2 福山市地勢図

(2) 気候

本市の気候は瀬戸内海式気候に属し、温暖で雨量が少なく、四季を通じて晴天の日が多く続きます。2024年（令和6年）の降水量は合計1,546.0mm、平均気温は17.0℃です。

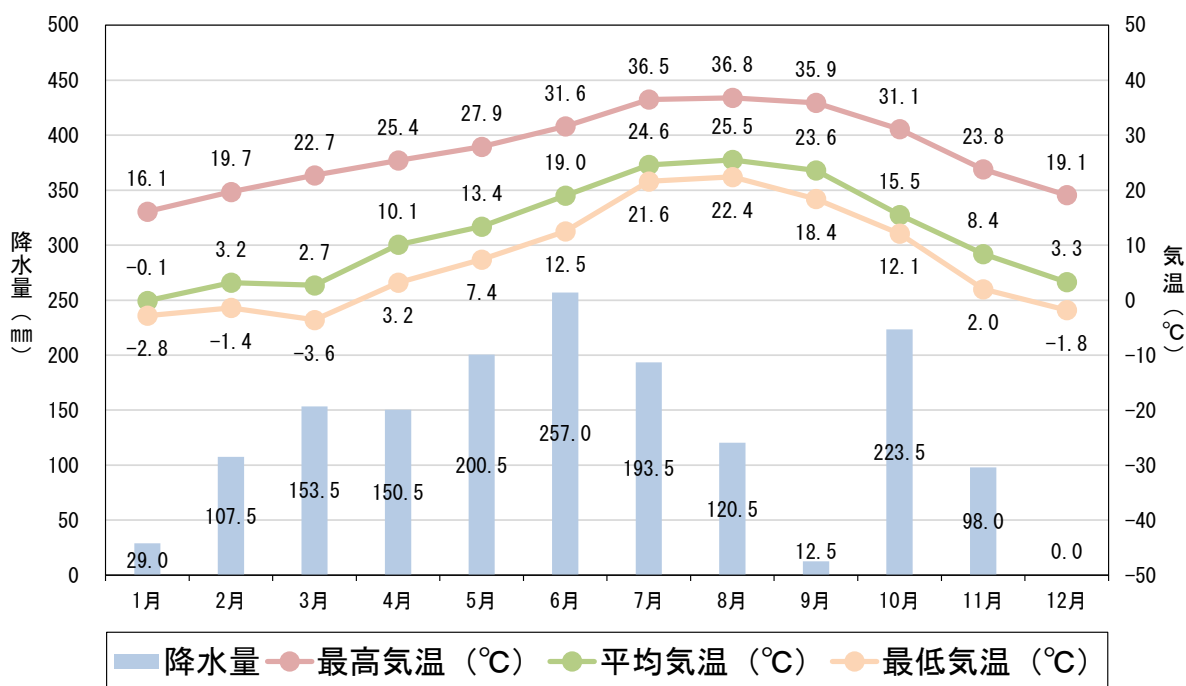


図 2-3 月別降水量及び気温（2024年〔令和6年〕）

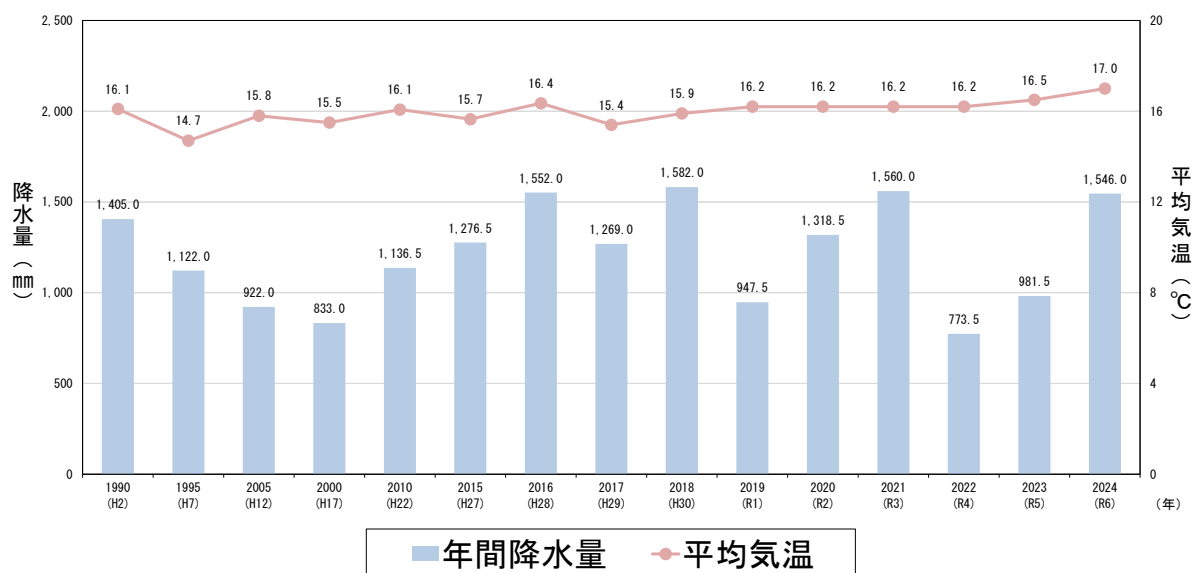


図 2-4 年間降水量と平均気温

2 社会的条件

(1) 人口、世帯数及び面積

1916年（大正5年）7月1日の市制施行時の人口は32,356人でしたが、1933年（昭和8年）の周辺10か村の合併をはじめとする周辺市町村との合併や日本鋼管(株)福山製鉄所（現JFEスチール(株)西日本製鉄所）の操業開始など関連企業の進出に伴い、人口は増加を続け、1975年（昭和50年）には30万都市となりました。その後も2003年（平成15年）2月には内海町・新市町、2005年（平成17年）2月には沼隈町、2006年（平成18年）3月には神辺町と合併し、現在では人口が45万人を超える県下第2の都市となっています。

面積は、1916年（大正5年）7月1日の市制施行時は5.8km²でしたが、市町村合併や公有水面埋立等により、2024年（令和6年）10月1日現在、517.72km²となっています。

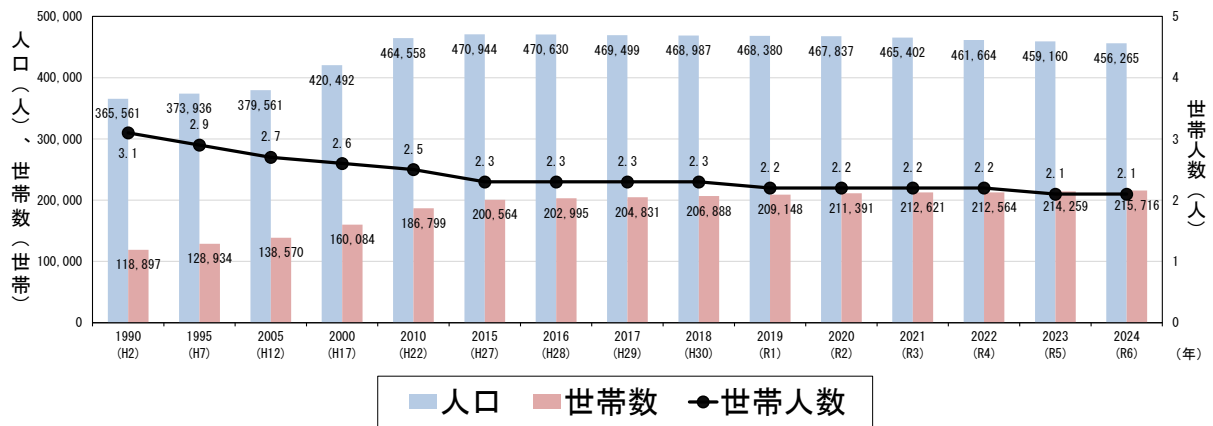


図 2-5 人口と世帯数

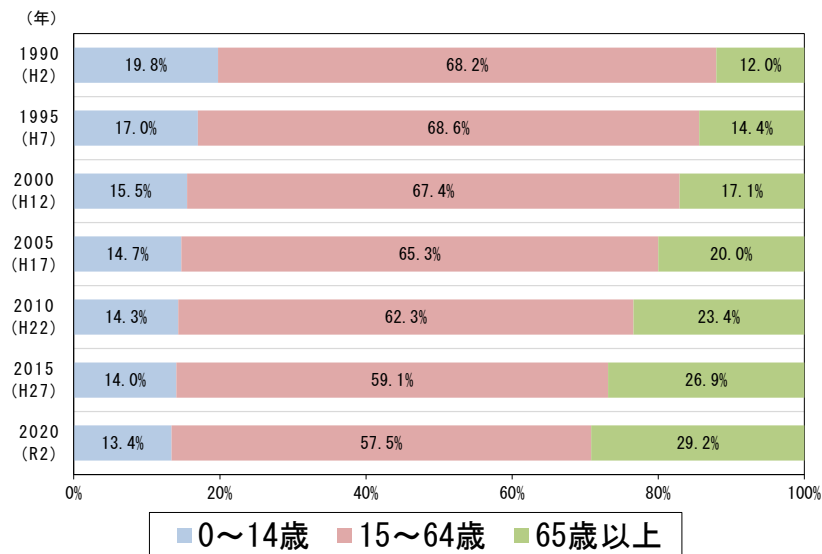


図 2-6 年齢3区分別人口

(2) 土地利用

2024年（令和6年）の地目別土地面積によると、山林の割合が39.1%、宅地は15.1%、田が6.0%となっています。

2025年（令和7年）3月末現在の都市計画区域の面積は335.79km²で、市街化区域の面積は97.18km²となっており、行政区域面積の約19%となっています。市街化区域における用途地域については、住居系地域が56.18km²（57.8%）、商業系地域が9.30km²（9.6%）、工業系地域が31.70km²（32.6%）となっています。

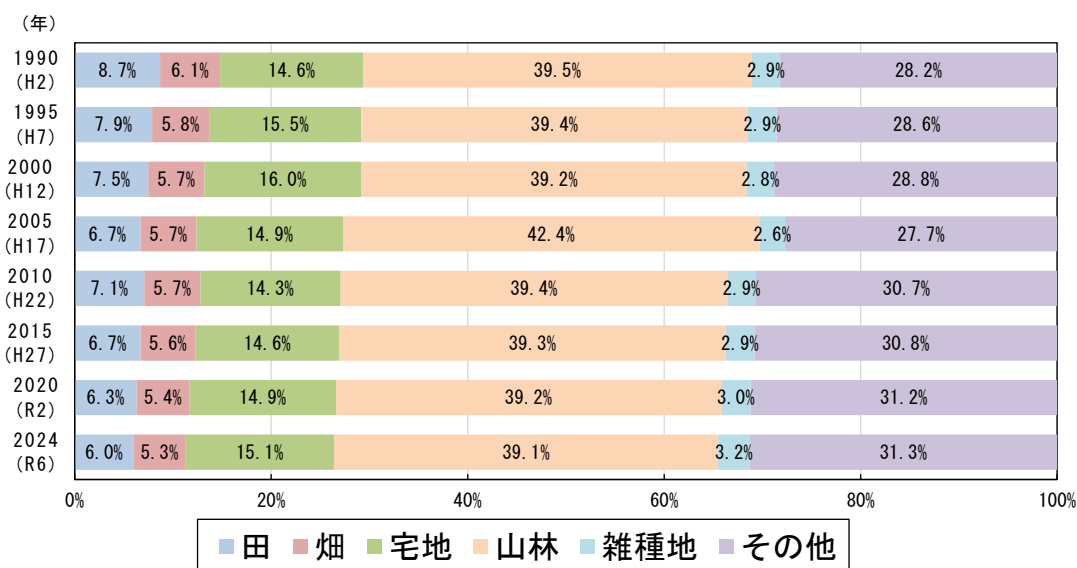


図 2-7 地目別土地面積

表 2-1 都市計画区域別面積

(単位：km²)

区分		面積
行政区域		517.72
都市計画区域		335.79
土地利用	市街化区域 (用途区域)	97.18
	市街化調整区域	238.61

表 2-2 市街化区域の面積内訳

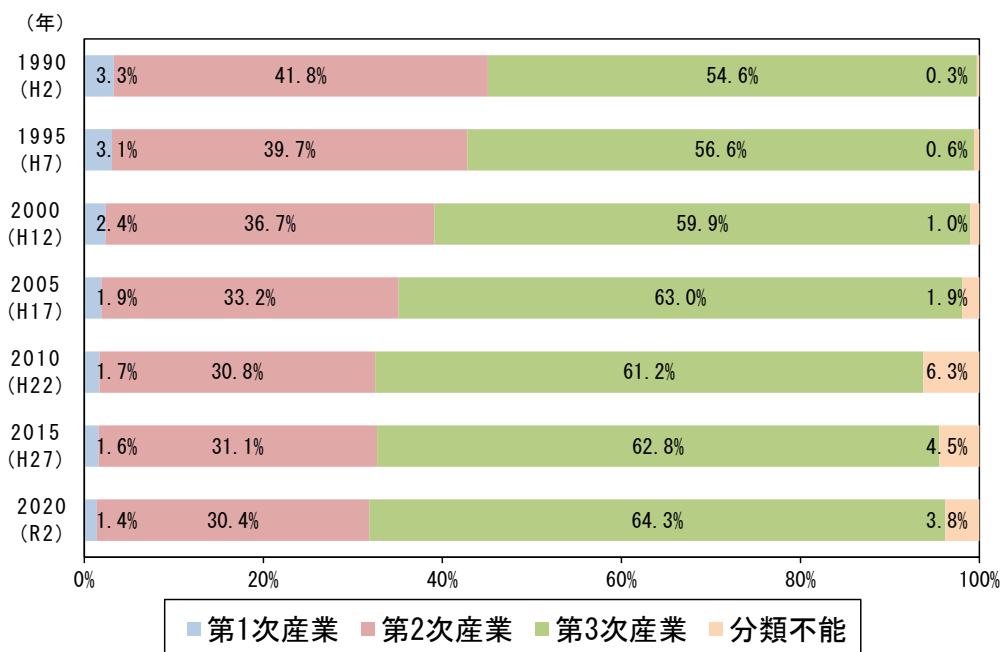
(単位：km²、%)

区 分		面積	構成比
用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	4.04	4.2
	第二種低層住居専用地域	1.02	1.0
	第一種中高層住居専用地域	6.69	6.9
	第二種中高層住居専用地域	0.38	0.4
	第一種住居地域	37.35	38.4
	第二種住居地域	5.13	5.3
	準住居地域	1.57	1.6
	近隣商業地域	6.91	7.1
	商業地域	2.39	2.5
	準工業地域	12.29	12.6
	工業地域	6.23	6.4
工業専用地域	13.18	13.6	
合 計		97.18	100.0

(3) 産業

2020年度（令和2年度）の本市の産業分類別就業者数は、第1次産業の割合が1.4%、第2次産業の割合が30.4%、第3次産業の割合が64.3%となっています。

2021年（令和3年）の経済センサス産業（大分類）別事業所数及び従業者数では、卸売・小売業と製造業の割合が高くなっています。



※ 現在の市域を対象とした数値。

図 2-8 産業分類別就業者数の推移

表 2-3 産業（大分類）別事業所数及び従業者数

産業大分類	事業所数	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)
全産業（公務を除く）	20,353	100	213,285	100
農林漁業	51	0.3	616	0.3
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0	2	0.0
建設業	1,835	9.0	15,477	7.3
製造業	2,315	11.4	43,944	20.6
電気・ガス・熱供給・水道業	30	0.1	433	0.2
情報通信業	148	0.7	2,364	1.1
運輸業、郵便業	509	2.5	12,683	5.9
卸売業、小売業	4,929	24.2	43,546	20.4
金融業、保険業	361	1.8	4,279	2.0
不動産業、物品賃貸業	1,573	7.7	4,959	2.3
学術研究、専門・技術サービス業	868	4.3	6,999	3.3
宿泊業、飲食サービス業	1,996	9.8	15,283	7.2
生活関連サービス業、娯楽業	1,810	8.9	7,815	3.7
教育、学習支援業	664	3.3	5,895	2.8
医療、福祉	1,745	8.6	31,218	14.6
複合サービス事業	129	0.6	1,666	0.8
サービス業（他に分類されないもの）	1,389	6.8	16,106	7.6

出典：令和3年経済センサス-活動調査

(4) 上水道・下水道

2023年度（令和5年度）における上水道の普及率は95.9%、下水道の普及率は76.3%となっています。

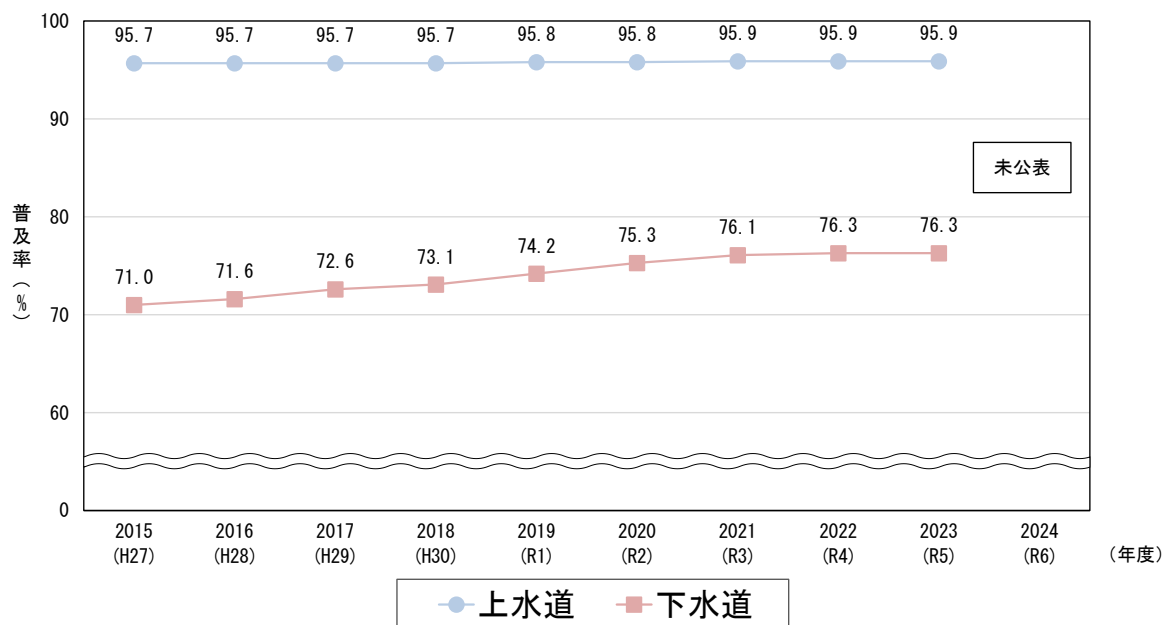


図 2-9 上水道・下水道の普及率

(5) 交通

本市の鉄道は、東西方向に JR 山陽本線及び JR 山陽新幹線、府中方面に JR 福塩線、井原方面に井原鉄道井原線が延びています。

道路は、東西方向は市の中心部を通る幹線道路である国道 2 号と、北部地域を通る国道 486 号が走っています。また南北方向は国道 182 号が、井原方面には国道 313 号が走っています。

また、高速道路として東西方向に山陽自動車道が走っています。

本市の道路ネットワークの基軸である国道 2 号や国道 182 号等では、慢性的な渋滞が発生しており幹線道路網の整備が急務となっています。

第3章 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理行政等の動向

(1) 国の動向

ア 第五次循環型社会形成推進基本計画

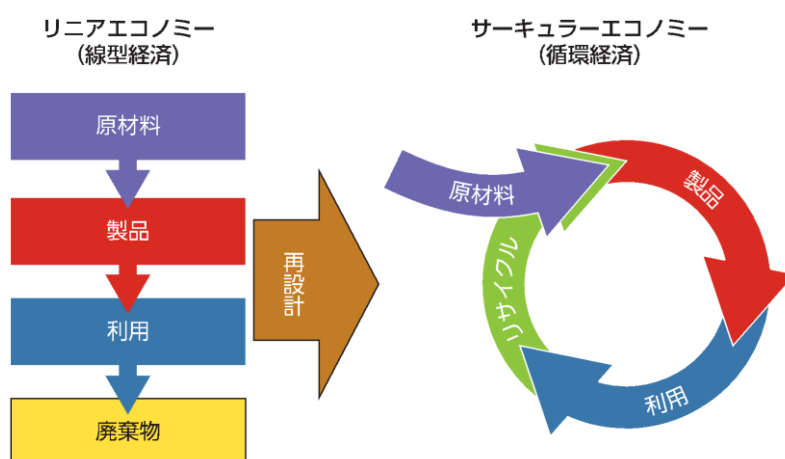
循環型社会形成推進基本法に基づき、2024年（令和6年）8月に循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための第五次循環型社会形成推進基本計画が策定されています。

計画では、循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するため、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線型経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵となっています。

循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題です。

こうした観点から、計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
 - ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
 - ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
 - ④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
 - ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- を掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示しています。



出典：令和7年版環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

図 3-1 線型経済から循環経済への移行のイメージ

イ 基本方針

廃棄物処理法に基づき、国において、廃棄物の減量や適正な処理を総合的かつ計画的に進めるための「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が策定されています。

2023年度（令和5年度）には、2050年カーボンニュートラル達成に向けた脱炭素化の推進や資源循環の促進といった社会情勢の変化を踏まえて、廃棄物分野における脱炭素化の推進、循環経済への移行に向けた取組の推進、廃棄物処理施設整備の広域化・集約化などについて変更しており、廃棄物の減量化の目標量等の目標値については、第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、2025年（令和7年）2月に目標値を改定しています。

表 3-1 一般廃棄物（ごみ）の主な目標値

指標	目標値
	目標年次：2030年度（令和12年度）
一般廃棄物の排出量（ごみ総排出量）	2022年度（令和4年度）比で約9%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※	約478g/人・日
一般廃棄物の出口側循環利用率	約26%
1人1日当たりのごみ焼却量	約580g/人・日
一般廃棄物の最終処分量	2022年度（令和4年度）比で約5%削減

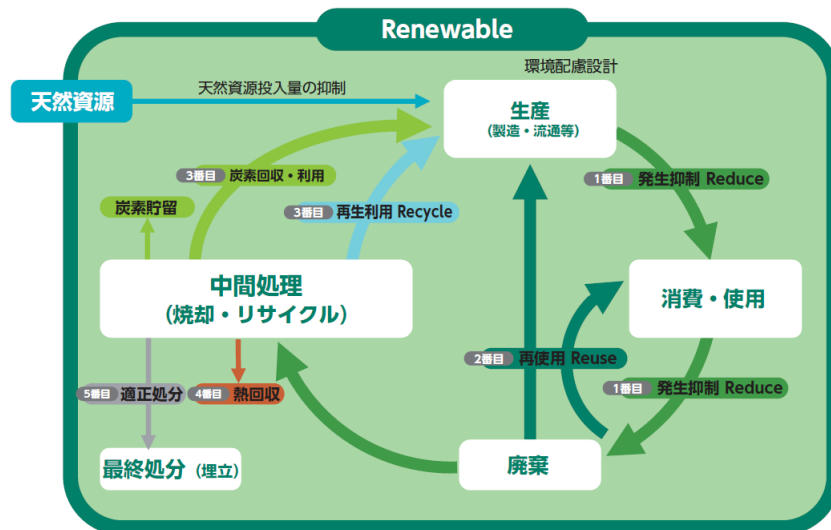
※ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、資源ごみ及び自治会等の資源回収等を除く。

ウ 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理法に基づき、国において、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの目標及び概要を定めた廃棄物処理施設整備計画が策定されています。

計画では、廃棄物処理施設の整備に当たり、3R（リデュース・リユース・リサイクル）＋Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の取組を推進するとともに、その将来的な効果も踏まえた計画的・合理的な整備を行う必要があることや、施設の長寿命化・延命化を図るとともに、廃棄物処理の広域化や廃棄物処理施設の集約化、老朽化した施設の適切な更新・改良等を推進することで、地域単位で一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する必要があるとしています。

また、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の視点を新たに追加し、その実現に向けて、廃棄物処理施設の整備に当たっても、廃棄物処理システム全体からの温室効果ガスの排出削減や社会全体の脱炭素化への貢献を念頭に置いて進めることが極めて重要であるとしています。



出典：令和6年版環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

図 3-2 3R+Renewable のイメージ

エ その他

2019年（令和元年）10月に、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することをめざした「食品ロス削減推進法」が施行されたほか、2022年（令和4年）4月には、自治体に容器包装プラスチックや商品プラスチックなどの使用済プラスチック製品廃棄物の分別収集及び資源化を努力義務化するなどの「プラスチック資源循環法」を施行し、ごみ処理を取り巻く状況は大きく変化しています。

(2) 広島県の動向

広島県は、廃棄物が適正かつ効率的・安定的に処理されることで地域の快適な生活環境が維持される社会をめざし、2021年（令和3年）3月に、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの間の5か年計画である、第5次広島県廃棄物処理計画を策定しました。

計画では、SDGsの考え方を活用した横断的な施策展開、デジタル技術を活用した資源循環の促進及びプラスチック対策の推進及び適応力のある（レジリエントな）廃棄物処理体制の構築に注力することで、廃棄物の発生を最小限に抑え、発生した廃棄物はデジタル技術の活用等によって再生利用され、さらにはエネルギー利用されることで、天然資源が無駄なく活用される「資源循環社会」の実現に向けた取組を進めることとしています。

表 3-2 一般廃棄物（ごみ）の目標値

区分	現状 【2018年度（平成30年度）】	目標値 【2025年度（令和7年度）】
排出量	92.9万t	89.1万t以下
再生利用率	31.8%	32.5%以上
最終処分率	12.7%	12.2%以下

(3) 近隣市町の動向

県内の7市2町^{※1}が参画する福山リサイクル発電事業^{※2}（以下「発電事業」という。）が、2023年度（令和5年度）末で発電事業を終了しました。本市においては、ごみ固形燃料（以下「RDF」という。）の製造が不要となることやごみ焼却施設が老朽化していることを踏まえ、燃やせるごみや燃やせる粗大ごみを処理する新たな施設である「ふくやま環境美化センター」（呼称：福山ローズエネルギーセンター）を整備し、ごみ処理の広域化の観点から、備後圏域連携市町の府中市及び神石高原町の可燃ごみを受入れ、処理しています。

※1 福山市、府中市、大竹市、廿日市市、尾道市、三原市、庄原市、世羅町、神石高原町

※2 広島県、民間企業、参画市町等の出資により、2000年（平成12年）5月に設立された福山リサイクル発電株式会社が行うRDFを利用した発電事業。

参画市町が燃やせるごみから製造したRDFを福山リサイクル発電所で燃焼・熔融し、その熱エネルギーを有効利用して発電するほか、熔融により生じるスラグを資源化し、上下水道工事の埋め戻し材として利用することでリサイクルを推進するもの。

(4) 循環型社会を形成する法体系

環境分野においては、環境の保全に関する基本的な理念や施策の方向性を定めた「環境基本法」があり、その基本理念に基づき、廃棄物削減と資源循環を柱とする循環型社会の形成を図るための基本的な枠組みを定めた「循環型社会形成推進基本法」があります。

「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物の適正処理について定めた「廃棄物処理法」や 3R の取組を総合的に推進するための「資源有効利用促進法」のほか、食品ロスの削減を総合的に推進するための「食品ロス削減推進法」、脱炭素化と資源循環を一体的に促進するための「再資源化事業等高度化法」、プラスチックの資源循環の取組を促進するための対策を定めた「プラスチック資源循環法」、個別分野のリサイクル法である「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」「小型家電リサイクル法」及び「食品リサイクル法」などと相互に連携し、資源の有効利用と環境負荷の低減をめざしています。

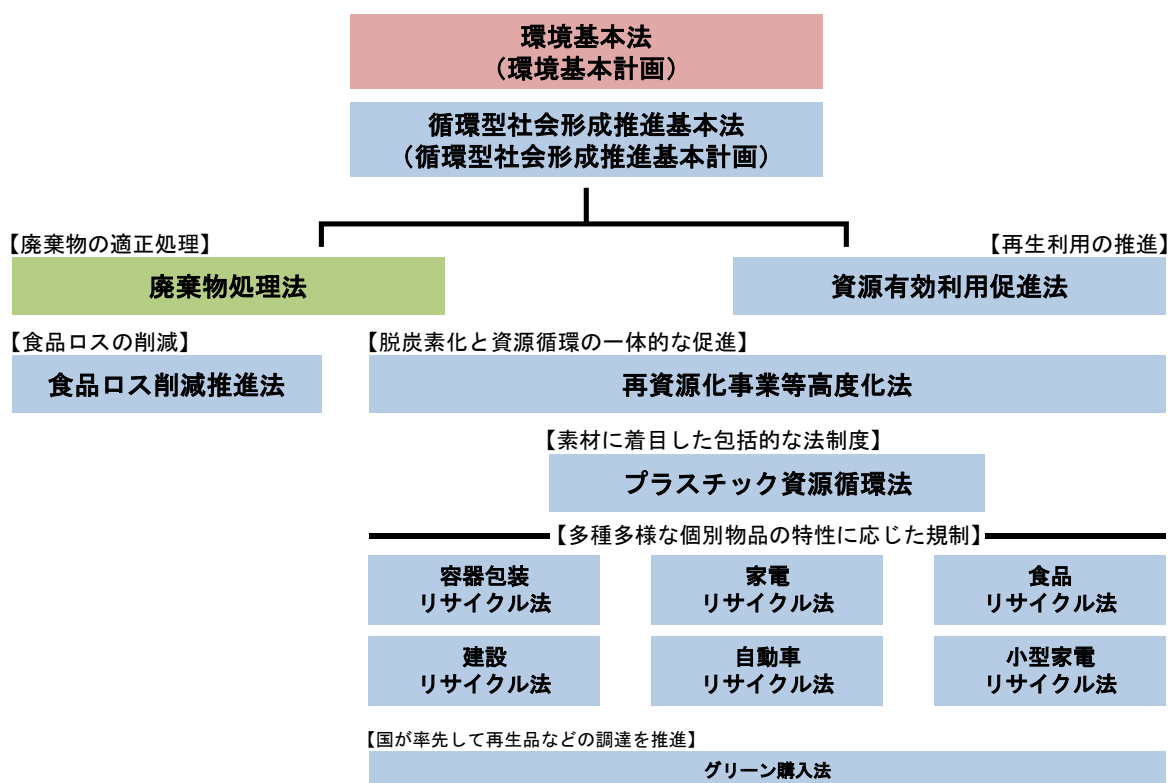


図 3-3 循環型社会を形成する法体系

2 ごみ処理体制

(1) 分別区分及び収集・運搬体制

家庭系ごみの分別区分は、表 3-3 に示すとおりです。


家庭系ごみの分別区分は、「燃やせるごみ」「容器包装プラスチックごみ」「紙類」「資源ごみ」「不燃（破碎）ごみ」「燃やせる粗大ごみ」「蛍光灯・使用済乾電池・充電式電池・充電式電池が取り外せない小型家電・ビデオテープ類・ライター類」の7種類となっています。

家庭系ごみの収集は、ごみステーションでの収集を基本とし、区域ごとに直営又は委託により実施しています。区域は、図 3-4 に示すとおりです。その他、排出者自らが施設へ運搬する、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者により運搬されます。

事業系ごみの分別区分は、表 3-4 に示すとおりです。

事業系ごみは、事業活動に伴って発生する産業廃棄物を除く廃棄物であり、排出事業者自らが施設へ運搬する、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者により運搬されます。

表 3-3 家庭系ごみの分別区分

区分	収集方式	収集回数	収集形態	品目
燃やせるごみ	ステーション方式	週2回	透明又は半透明の袋	生ごみ、紙くず、木くず、衣類・布類、汚れが落ちない容器包装プラスチック、プラスチック製の商品、皮革類、灰
容器包装プラスチックごみ	ステーション方式	週1回	透明又は半透明の袋	 識別マークがついているもの
紙類	ステーション方式	月1回 (走島町、内海町及び沼隈町を除く。)	紐で束ねて	新聞、雑誌、ダンボール
		週1回(内海町)		新聞、雑誌、ダンボール、紙パック
		月3回(沼隈町)		
資源ごみ	ステーション方式	月2回	透明又は半透明の袋	びん類、缶類、金属類、ストーブ、ファンヒーター
不燃（破碎）ごみ	ステーション方式	月1～3回	透明又は半透明の袋※1	ガラス類、陶磁器類、小型家電、その他不燃製品
燃やせる粗大ごみ	ステーション方式	年4回	できる限りガラス・金具を取り外して	木製の家具類、寝具類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 蛍光灯 ・ 使用済乾電池 ・ 充電式電池 ・ 充電式電池が取り外せない小型家電 ・ ビデオテープ類 ・ ライター類 	ステーション方式	年4回※2	種類ごとにそれぞれ別袋で	蛍光灯、使用済乾電池、ボタン電池、充電式電池、充電式電池が取り外せない小型家電、ビデオテープ類、ライター類

※1 三輪車、自転車等の袋に入らないものは、貼り紙で「ごみ」であることを表示して排出する。

※2 燃やせる粗大ごみの収集日と同日。

表 3-4 事業系ごみの分別区分

区分	収集方法等	品目
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者による市施設への直接搬入 ・ 排出事業者が一般廃棄物収集運搬業許可業者へ収集運搬を委託 	生ごみ、リサイクルできない紙類など
容器包装プラスチックごみ		ペットボトル、弁当容器など
不燃（破碎）ごみ		ガラス類、陶磁器類など
燃やせる粗大ごみ		木製の家具類、寝具類
資源物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者による民間施設への直接搬入 ・ 排出事業者が一般廃棄物収集運搬業許可業者へ収集運搬を委託 ・ 資源回収業者による回収 	缶・びん・金属類、紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、OA用紙ほか）

【参考】

区分	品目
事業系一般廃棄物 ^{※1}	生ごみ、リサイクルできない紙類、革製品、天然繊維製品、容器包装プラスチックごみ、不燃（破碎）ごみ、燃やせる粗大ごみ、資源物（缶・びん・金属、紙類）
産業廃棄物 ^{※2}	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鋳さい、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、がれき類、ばいじん、産業廃棄物処理物

※1 事業系一般廃棄物の容器包装プラスチックごみ、不燃（破碎）ごみは、本来の事業活動とは直接関係なく、従業員の飲食等に伴い排出されるものをさす。

※2 産業廃棄物については、本市は処理を行わない。また、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿及び動物の死体については、法律に規定する特定の業種（建設業、パルプ・紙・紙加工品製造業及び食料品製造業等）から排出されるもののみが産業廃棄物となる。

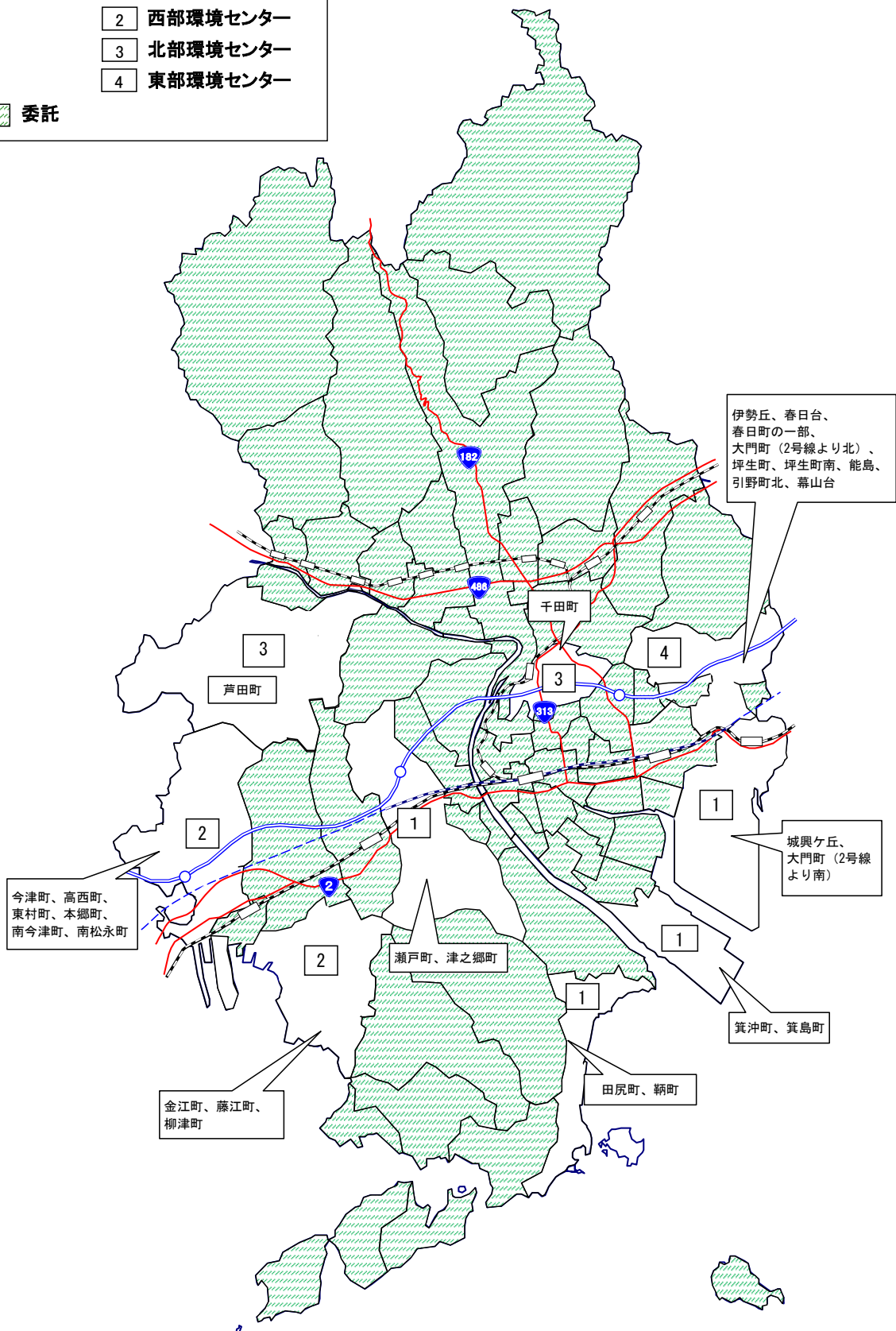
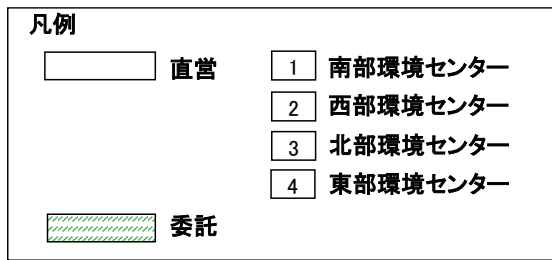


図 3-4 所管別収集区域（2025 年〔令和 7 年〕4 月現在）

(2) ごみ処理施設

ア ごみ処理施設等の位置

ごみ処理施設等の位置は、図 3-5 に示すとおりです。

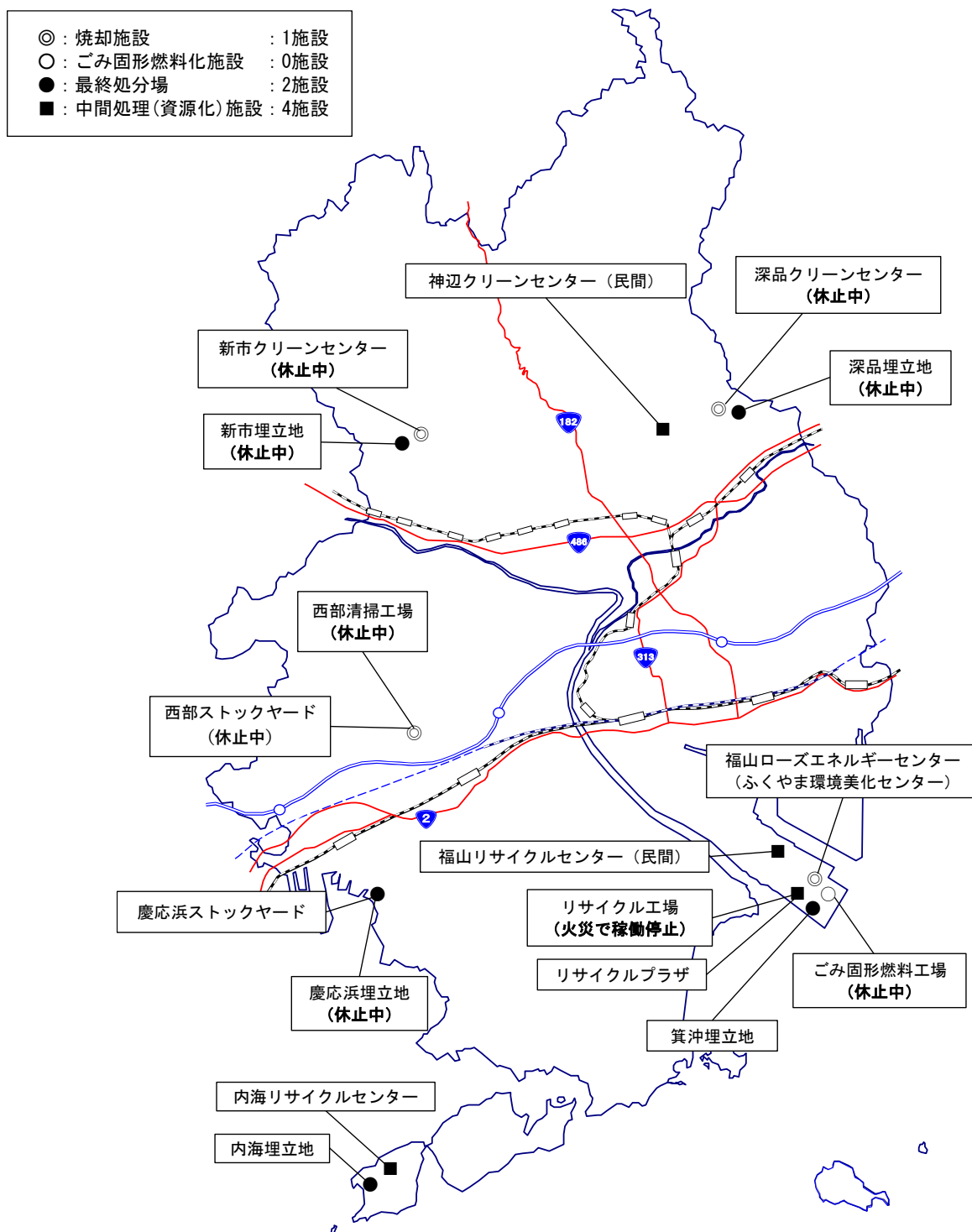


図 3-5 ごみ処理施設等の位置 (2025 年〔令和 7 年〕4 月現在)

イ ごみ処理関係施設

(ア) 収集・運搬部門

a 環境センター（直営収集）

ごみの直営収集は、環境センターで実施しています。

表 3-5 環境センター（直営収集）の概要

名称	所在地
南部環境センター	箕沖町 107 番地 7
西部環境センター	松永町三丁目 1 番 29 号
北部環境センター	駅家町倉光 37 番地 1
東部環境センター	伊勢丘六丁目 6 番 1 号

b 中継施設

ごみ搬送の効率を高めるため、松永地区等のごみを一時貯留し中継するストックヤードを慶応浜埋立地内に設置しています。

表 3-6 中継施設の概要

施設名	慶応浜ストックヤード	
所在地	柳津町 2285 番地	
竣工	2000 年（平成 12 年）9 月	
概要	粗大ごみ置き場	200m ²
	容器包装プラスチックごみ置き場	600m ²
	資源ごみ置き場	600m ²

(イ) 処理部門

a 焼却施設

本市においては、2024年（令和6年）3月まで、市内の焼却施設である西部清掃工場、新市クリーンセンター及び深品クリーンセンター並びにごみ固形燃料工場で燃やせるごみ等の処理を行ってきましたが、焼却施設の老朽化や発電事業の終了に伴い、新たに燃やせるごみ処理施設と粗大ごみ処理施設を合わせた施設である「ふくやま環境美化センター」（呼称：福山ローズエネルギーセンター）を建設し、2024年（令和6年）4月からごみの受入れを開始しています。

福山ローズエネルギーセンターでは、本市のほか、府中市及び神石高原町の可燃ごみ等を広域処理しており、ごみの焼却熱を利用したごみ発電を行っています。また、焼却灰や飛灰は、建設資材に全量資源化し有効活用することで、最終処分量を削減しています。

表 3-7 焼却施設の概要

施設名	ふくやま環境美化センター (呼称：福山ローズエネルギーセンター)	
所在地	福山市箕沖町 107 番地 14	
竣工	2024年（令和6年）7月	
形式	全連続燃焼式ストーカ炉	
能力	燃やせるごみ	600t（200t×3 炉）/24h
	燃やせる粗大ごみ	16t/5h
	発電定格出力	14,500kW
運営形態	委託	

b 中間処理施設

「資源ごみ」「容器包装プラスチックごみ」「不燃（破碎）ごみ」については、次の施設で選別や破碎等を行い、資源化しています。

表 3-8 中間処理施設の概要

【市施設】

施設名	リサイクル工場	
所在地	箕沖町 107 番地 2	
竣工	2000 年（平成 12 年）9 月	
処理対象物	容器包装プラスチックごみ、不燃（破碎）ごみ、燃やせる粗大ごみ	
形式	容器包装プラスチック選別、破碎・選別、圧縮・梱包	
能力	容器包装プラスチックごみ	45t/5h
	不燃性ごみ	115t/5h
	燃やせる粗大ごみ	10t/5h
運営形態	委託	

施設名	内海リサイクルセンター
所在地	内海町字新道 664 番地 1
竣工	1996 年（平成 8 年）4 月
処理対象物	不燃（破碎）ごみ
形式	磁選別・手選別
能力	1.6t/5h
運営形態	委託

（注）リサイクル工場は福山ローズエネルギーセンターの稼働に伴い、燃やせる粗大ごみの受入れを中止している。また、2024 年（令和 6 年）11 月の火災により、工場は稼働を停止している。

【民間施設】

施設名	福山リサイクルセンター
所在地	箕沖町 56 番地 1
竣工	1986 年（昭和 61 年）4 月
処理対象物	資源ごみ
形式	磁選別・手選別
能力	56.2t/8h

施設名	神辺クリーンセンター
所在地	神辺町大字湯野 1540 番地 1
竣工	1976 年（昭和 51 年）4 月
処理対象物	資源ごみ、不燃（破碎）ごみ
形式	磁選別・手選別
能力	25t/8h

c 最終処分場

最終処分場は、現在、箕沖埋立地と内海埋立地が稼働しており、選別後の廃棄物（残渣）のほか、町内清掃土も受入れています。

表 3-9 最終処分場の概要

施設名	箕沖埋立地		内海埋立地
	箕沖町 107 番地 4	箕沖町 107 番地 3	内海町 662 番地
埋立面積	85,000m ²	165,000m ²	3,000m ²
埋立容量	628,000m ³	1,495,000m ³	10,700m ³
供用開始	1989 年（平成元年）10 月	1978 年（昭和 53 年）5 月	1994 年（平成 6 年）4 月
形式	サンドイッチ方式	サンドイッチ方式	セル工法
運営形態	委託		委託
残余容量	222,463m ³	—	5,106m ³

d 環境啓発施設

福山市リサイクルプラザ（愛称：エコローズ）に、リサイクル体験学習や情報提供の場を設け、温暖化対策やごみ減量・リサイクル推進等の環境啓発を推進しています。

表 3-10 環境啓発施設の概要

施設名	福山市リサイクルプラザ (愛称：エコローズ)
所在地	箕沖町 107 番地 2
延床面積	1,486.67m ²

(ウ) ごみ処理フロー

ごみ処理フローは、図 3-6 に示すとおりです。

a 燃やせるごみ

燃やせるごみは、2024 年（令和 6 年）4 月から福山ローズエネルギーセンターで受入れを開始し、焼却しています。焼却施設で発生する焼却灰等は、これまで最終処分場で埋立処分していましたが、福山ローズエネルギーセンターでは、民間のリサイクル施設で全量資源化しています。

b 燃やせる粗大ごみ

燃やせる粗大ごみは、福山ローズエネルギーセンターに搬入し破碎したのち、焼却しています。

c 容器包装プラスチックごみ

容器包装プラスチックごみは、リサイクル工場に搬入し、機械選別・手選別やベール化などの中間処理を行います。その後、容器包装リサイクル協会へ引き渡し、資源化しています。

d 紙類

収集した紙類は、直接、再資源化事業者へ引き渡し、資源化しています。

e 資源ごみ

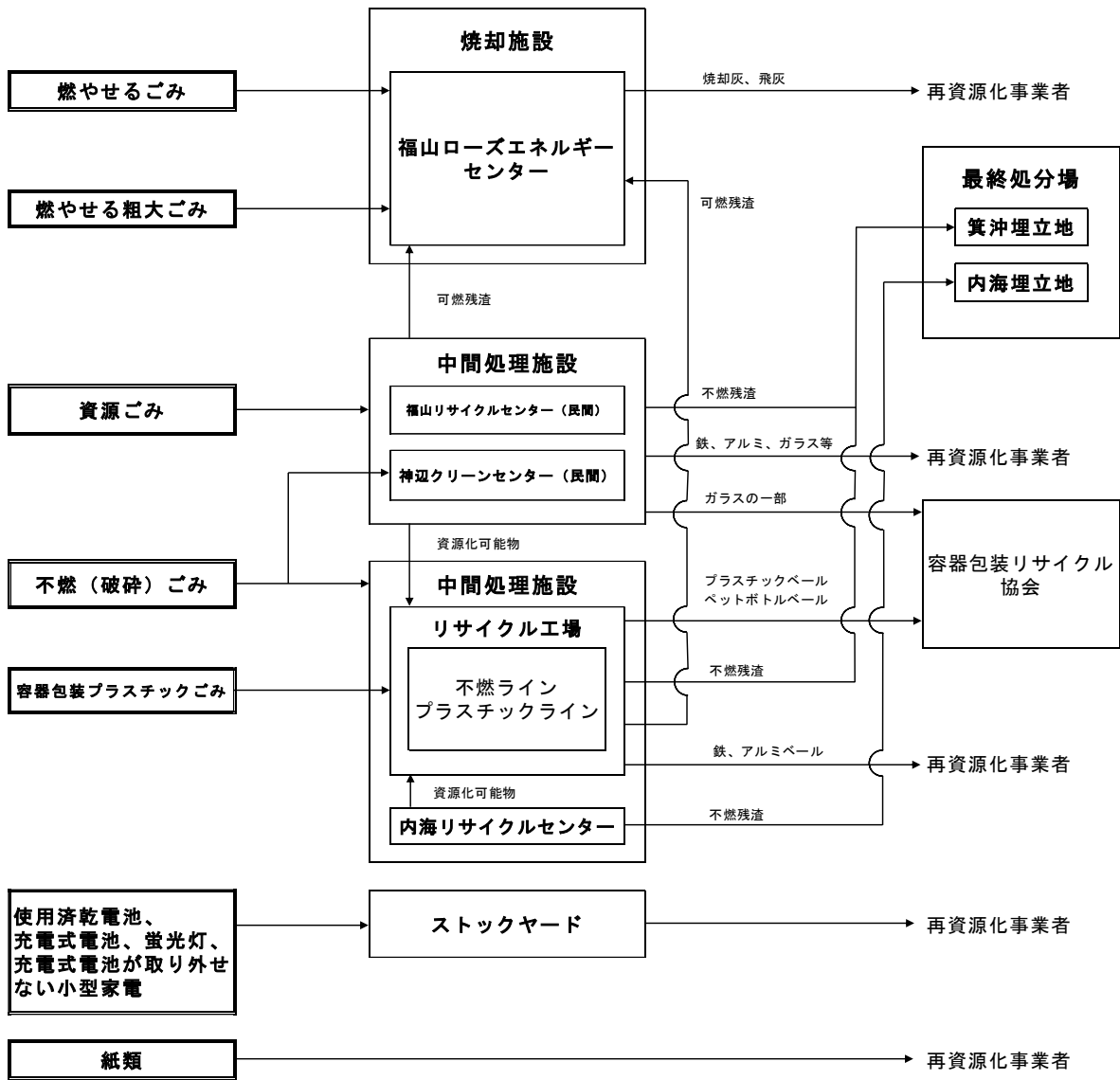
資源ごみは、民間施設である 2 か所の中間処理施設（福山リサイクルセンター及び神辺クリーンセンター）で機械選別や手選別などの処理を行い、再資源化事業者及び容器包装リサイクル協会へ引き渡し、資源化しています。

f 不燃（破碎）ごみ

不燃（破碎）ごみは、リサイクル工場に搬入し、破碎や機械選別などの処理を行います。その後、再資源化事業者へ引き渡し、資源化しています。また、内海リサイクルセンター、神辺クリーンセンターでは、選別後、資源化しています。

g 蛍光灯・使用済乾電池、充電式電池、充電式電池を取り外せない小型家電等

蛍光灯・使用済乾電池、充電式電池、充電式電池を取り外せない小型家電等は、福山ローズエネルギーセンター及び慶応浜埋立地ストックヤードで保管した後に、再資源化事業者へ引き渡し、資源化しています。



(注) 2024年(令和6年)11月の火災によるリサイクル工場の稼働停止に伴い、収集したごみについては、当分の間、臨時的な措置として、次のとおり実施。

- ・容器包装プラスチックごみは、ペットボトルを可能な限り選別・資源化し、残りは福山ローズエネルギーセンターで発電に利用。
- ・不燃(破碎)ごみは、リサイクル可能な小型家電などを選別・資源化し、火災の原因となる充電式電池などを除去した上で、箕沖埋立地へ仮置き。

図 3-6 ごみ処理フロー (2024年〔令和6年〕10月現在)

3 ごみ処理の現状

(1) ごみ排出量

ア ごみ総排出量

ごみ総排出量の推移は、図 3-7 に示すとおりです。

ごみ総排出量は、2020 年度（令和 2 年度）から減少しており、2024 年度（令和 6 年度）は 138,961t/年、1 人 1 日当たりのごみ総排出量は 839.9g/人・日となっています。

排出源別では、家庭系ごみ、事業系ごみ及び自治会等の資源回収量の全てが減少傾向で推移しています。2024 年度（令和 6 年度）の排出源別の割合は、家庭系ごみが 59%、事業系ごみが 38%、自治会等の資源回収量が 3%となっています。

燃やせる粗大ごみが 2024 年度（令和 6 年度）に増加していますが、それ以外の品目については減少傾向で推移しています。

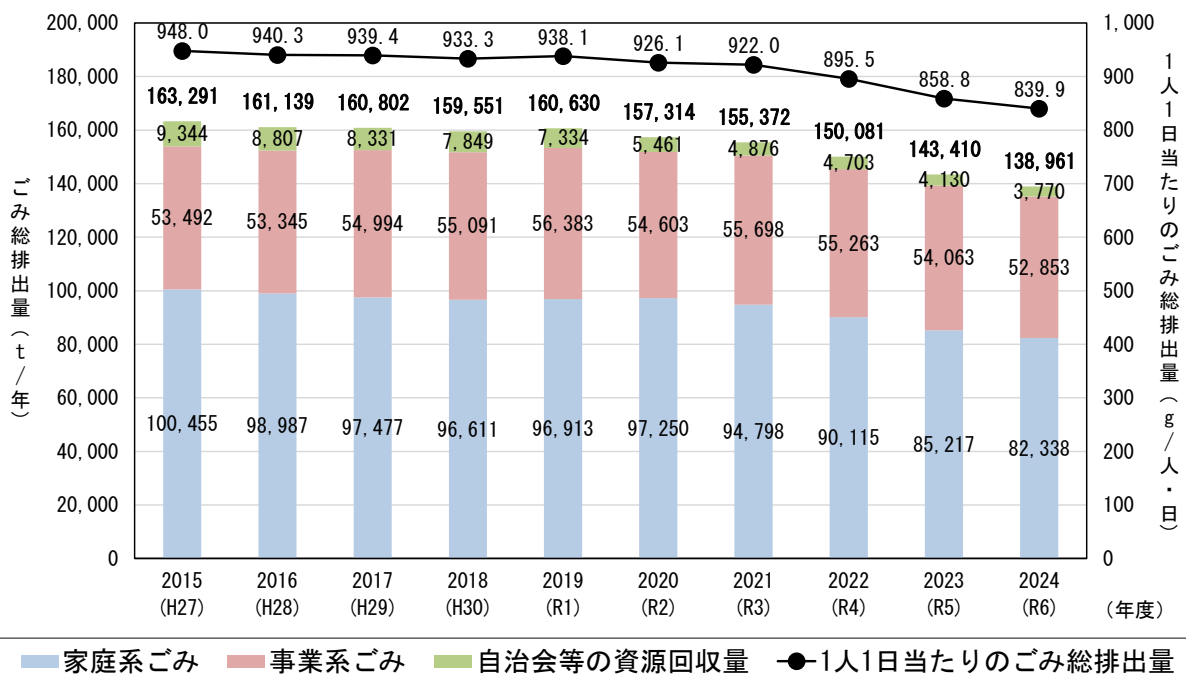


図 3-7 (1) ごみ総排出量の推移（排出源別）

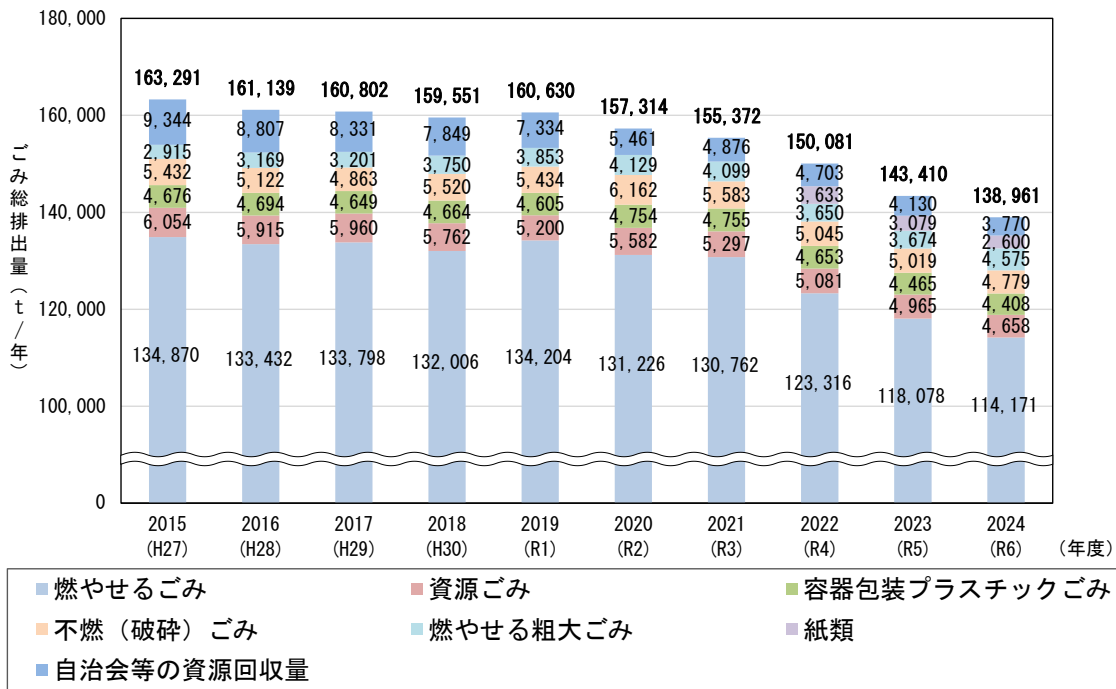


図 3-7 (2) ごみ総排出量の推移 (分別品目別)

イ 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量の推移は、図 3-8 に示すとおりです。

家庭系ごみ排出量は、2020 年度 (令和 2 年度) から減少しており、2024 年度 (令和 6 年度) は 82,338t/年、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は 497.7g/人・日となっています。2022 年度 (令和 4 年度) 以降は全ての分別品目において、減少傾向で推移しています。

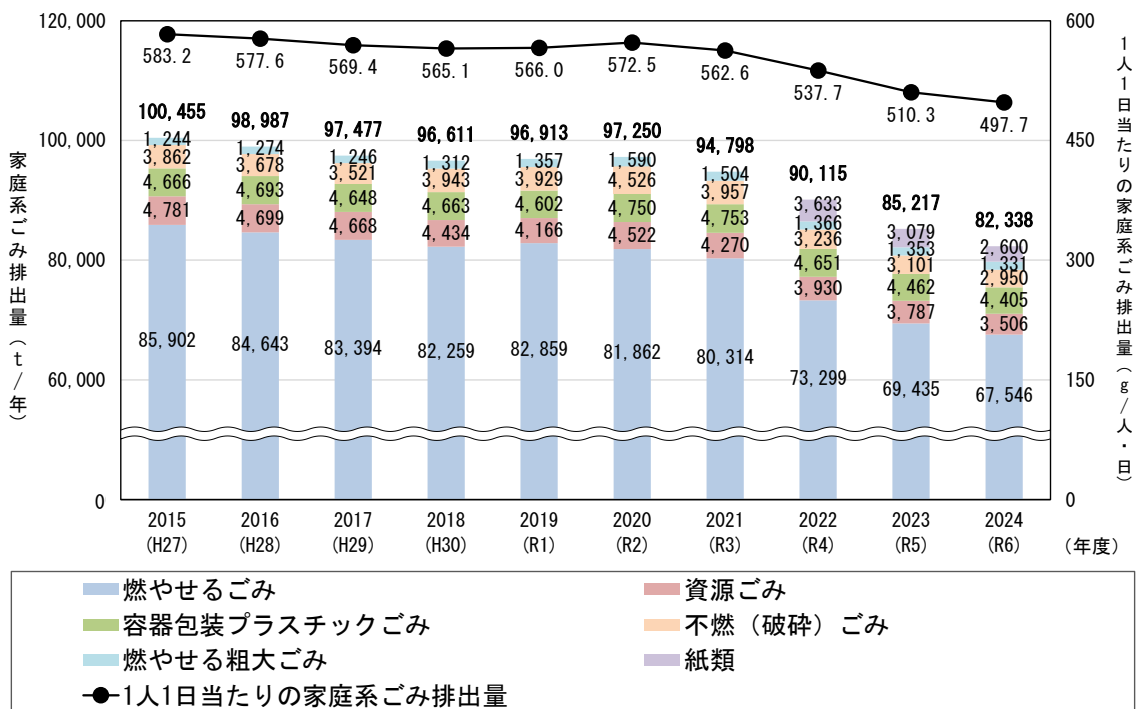


図 3-8 家庭系ごみ排出量の推移

ウ 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移は、図 3-9 に示すとおりです。

事業系ごみ排出量は、2022 年度（令和 4 年度）から減少しており、2024 年度（令和 6 年度）は 52,853t/年、1 人 1 日当たりの事業系ごみ排出量は 319.5g/人・日となっています。

燃やせるごみは 2022 年度（令和 4 年度）から減少していますが、燃やせる粗大ごみは 2024 年度（令和 6 年度）に急増しています。それ以外の分別品目においては、ほぼ横ばいで推移しています。

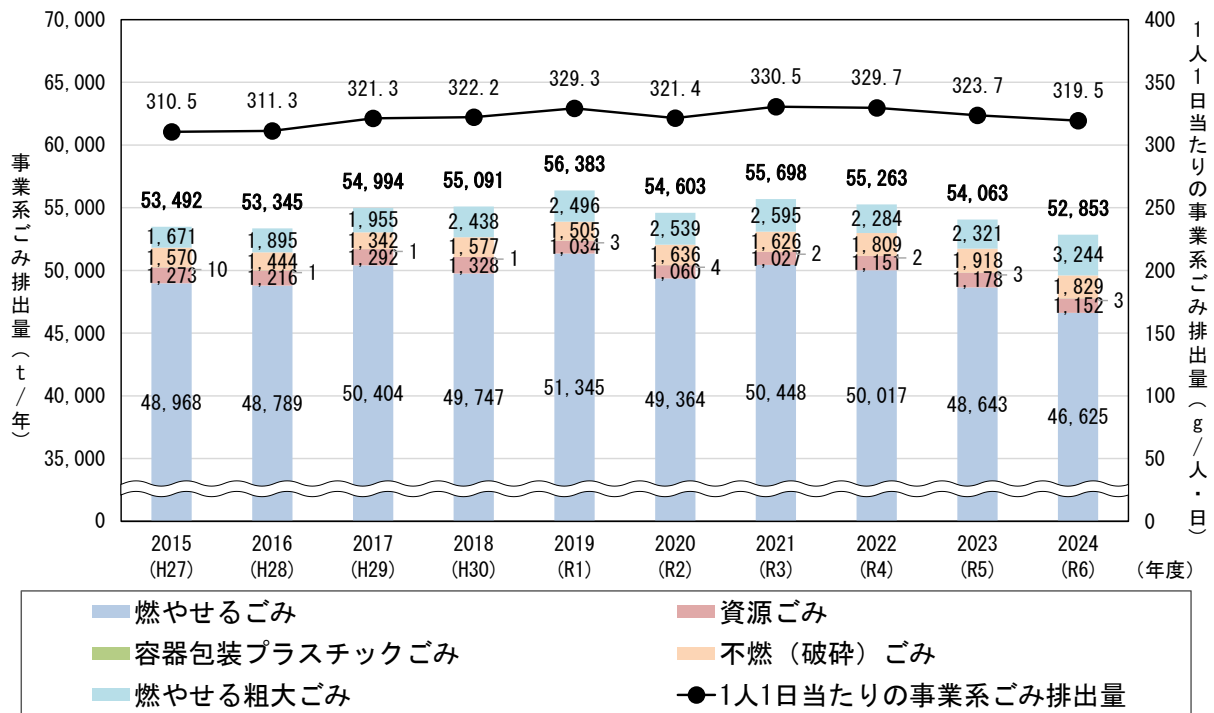


図 3-9 事業系ごみ排出量の推移

エ 自治会等の資源回収量

自治会等の資源回収量の推移は、図 3-10 に示すとおりです。

自治会等の資源回収量は、2015 年度（平成 27 年度）から減少しており、2024 年度（令和 6 年度）の回収量は 3,770t/年、1 人 1 日当たりの回収量は 22.8g/人・日となっています。

全ての品目において、減少傾向で推移しています。

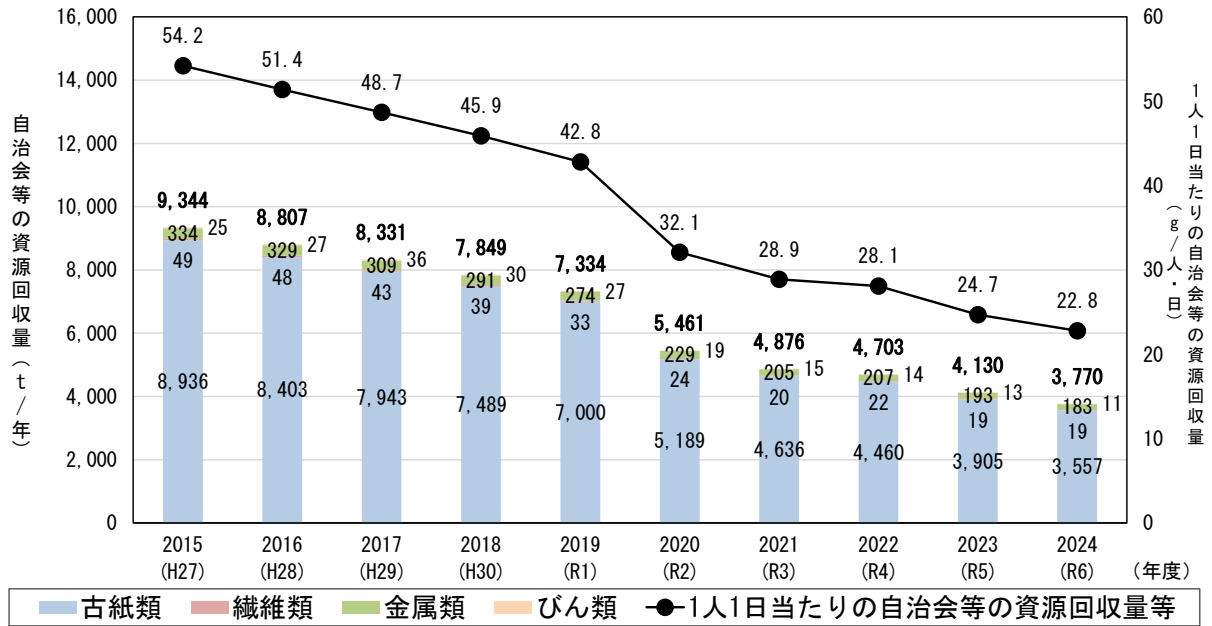


図 3-10 自治会等の資源回収量の推移

(2) ごみ排出原単位

ア 家庭系ごみ排出原単位

家庭系ごみ排出原単位の推移は、図 3-11 に示すとおりです。

家庭系ごみ排出原単位は、2021 年度（令和 3 年度）から減少しており、2024 年度（令和 6 年度）は 497.7g/人・日となっています。

2021 年度（令和 3 年度）以降は全ての分別品目において、排出量が減少しています。

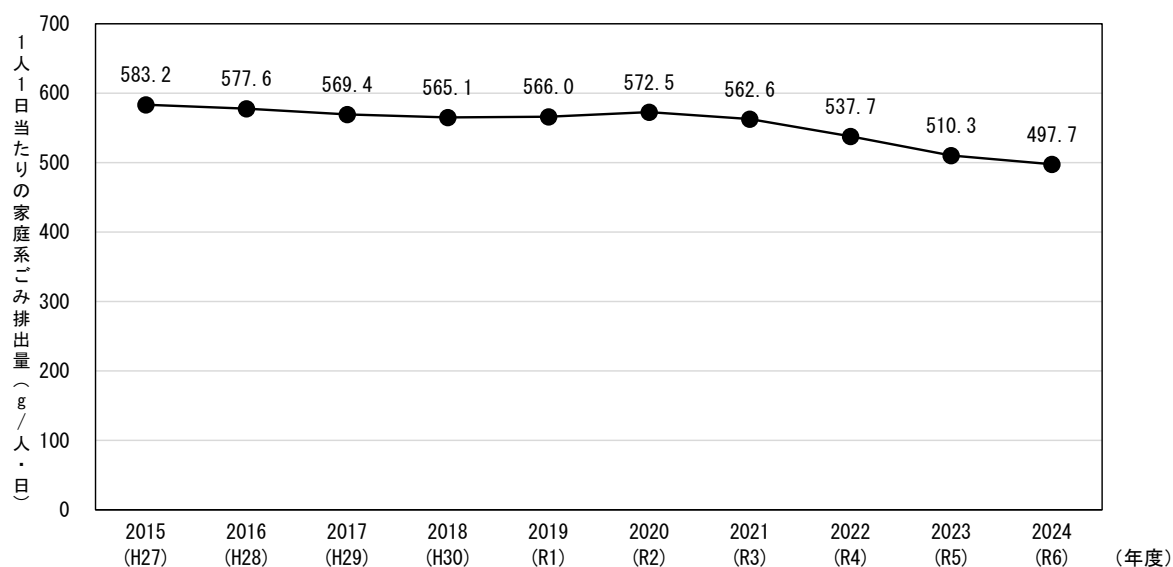


図 3-11 (1) 家庭系ごみ排出原単位の推移

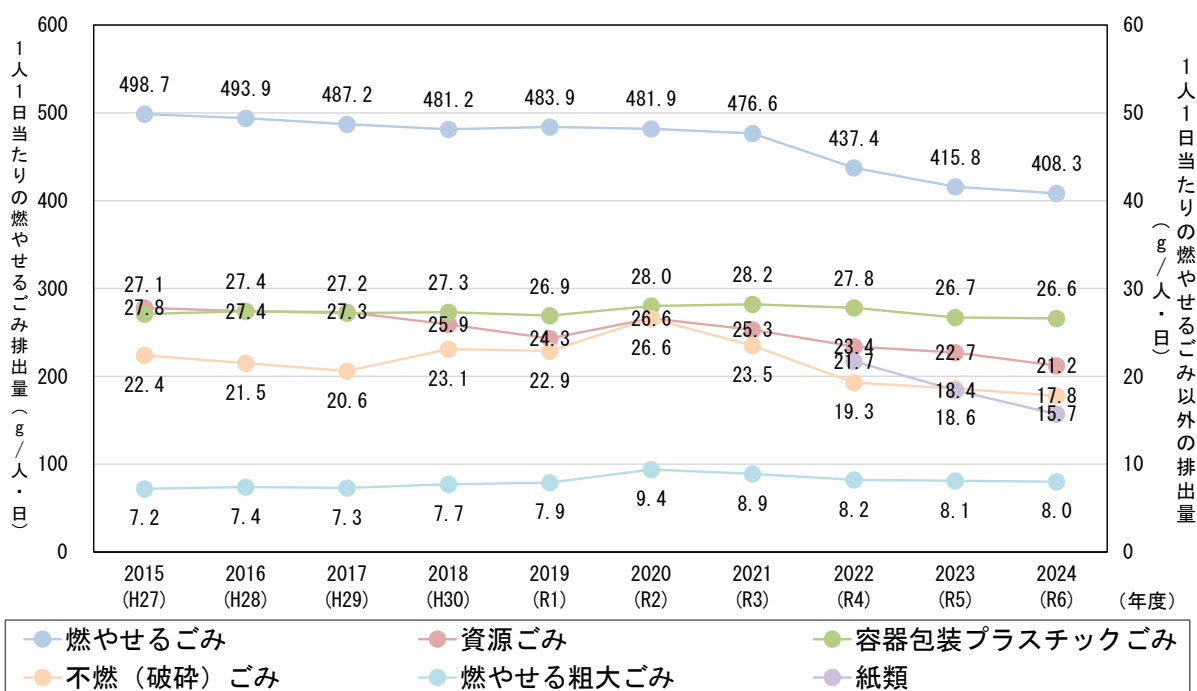


図 3-11 (2) 家庭系ごみ排出原単位の推移（分別品目別）

イ 事業系ごみ排出原単位

事業系ごみ排出原単位の推移は、図 3-12 に示すとおりです。

事業系ごみ排出原単位は、2022 年度（令和 4 年度）から減少しており、2024 年度（令和 6 年度）は 144.8t/日となっています。

燃やせるごみは 2022 年度（令和 4 年度）から減少していますが、燃やせる粗大ごみは 2024 年度（令和 6 年度）に急増しています。それ以外の分別品目においては、ほぼ横ばいで推移しています。

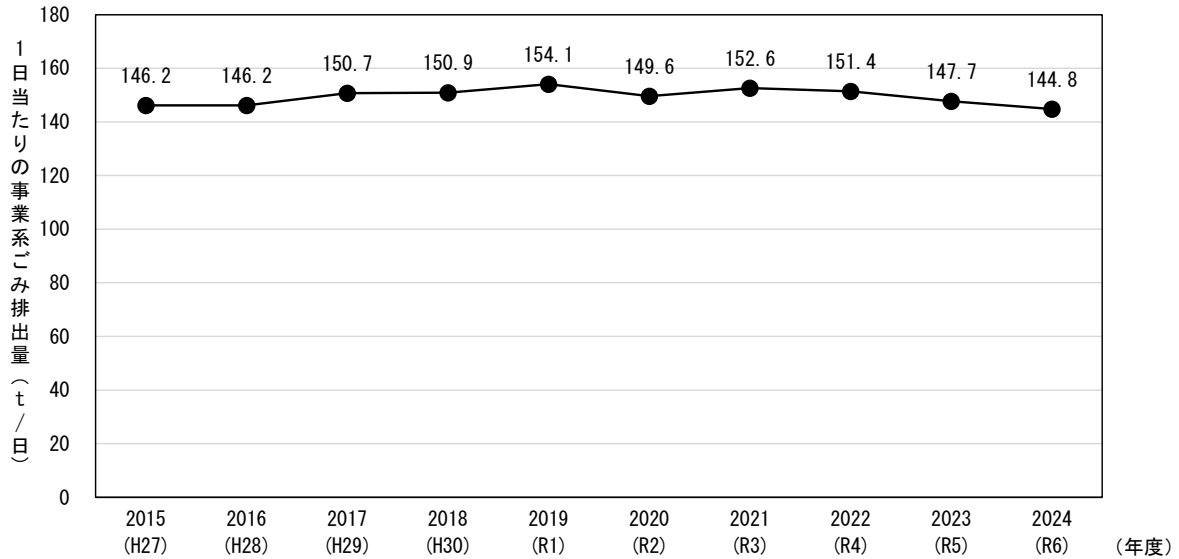


図 3-12 (1) 事業系ごみ排出原単位の推移

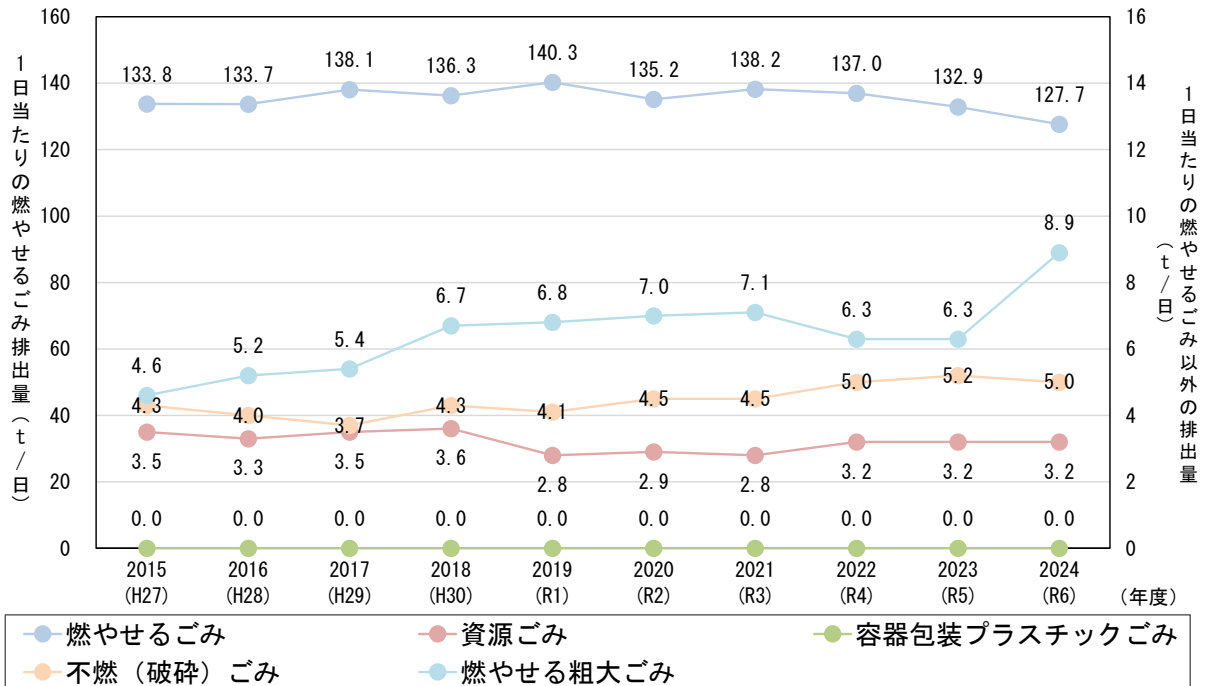


図 3-12 (2) 事業系ごみ排出原単位の推移（分別品目別）

ウ 自治会等の資源回収排出原単位

自治会等の資源回収排出原単位の推移は、図 3-13 に示すとおりです。

自治会等の資源回収排出原単位は、2015 年度（平成 27 年度）から減少しており、2024 年度（令和 6 年度）は 22.8g/人・日となっています。

全ての品目において、減少傾向で推移しています。

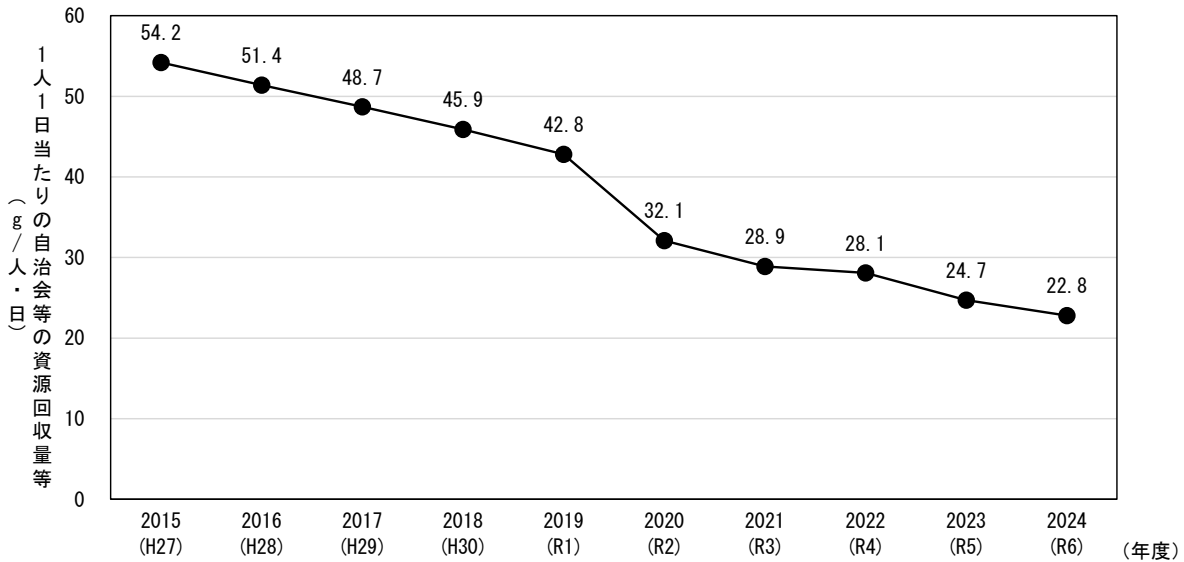


図 3-13 (1) 自治会等の資源回収排出原単位の推移

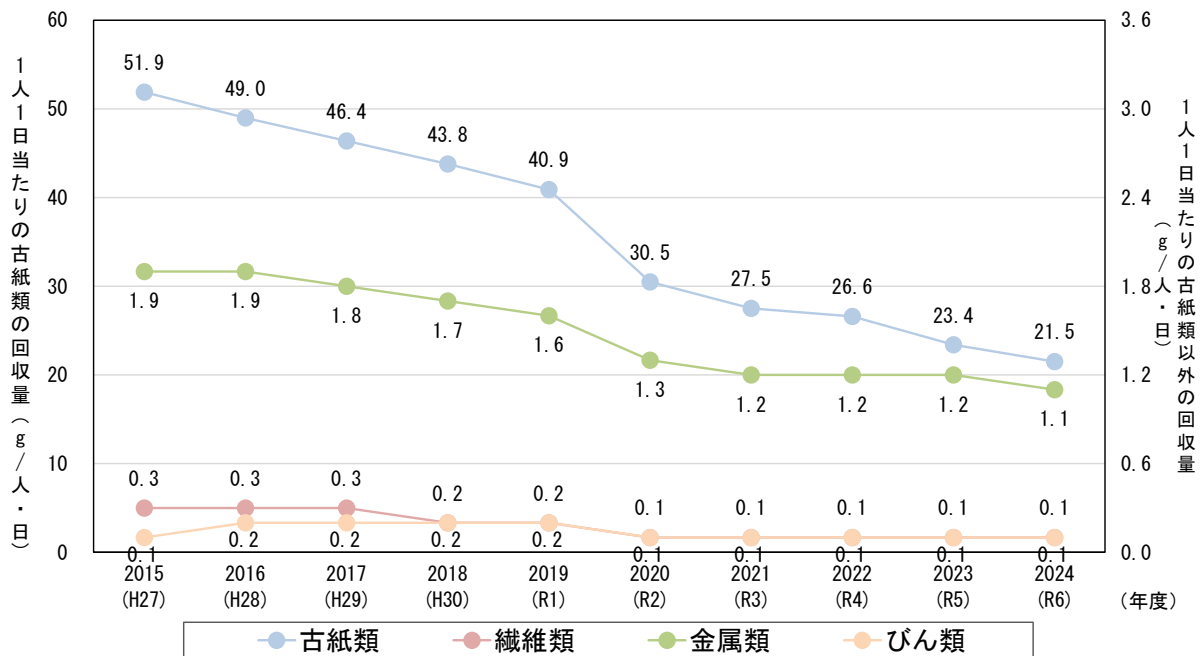
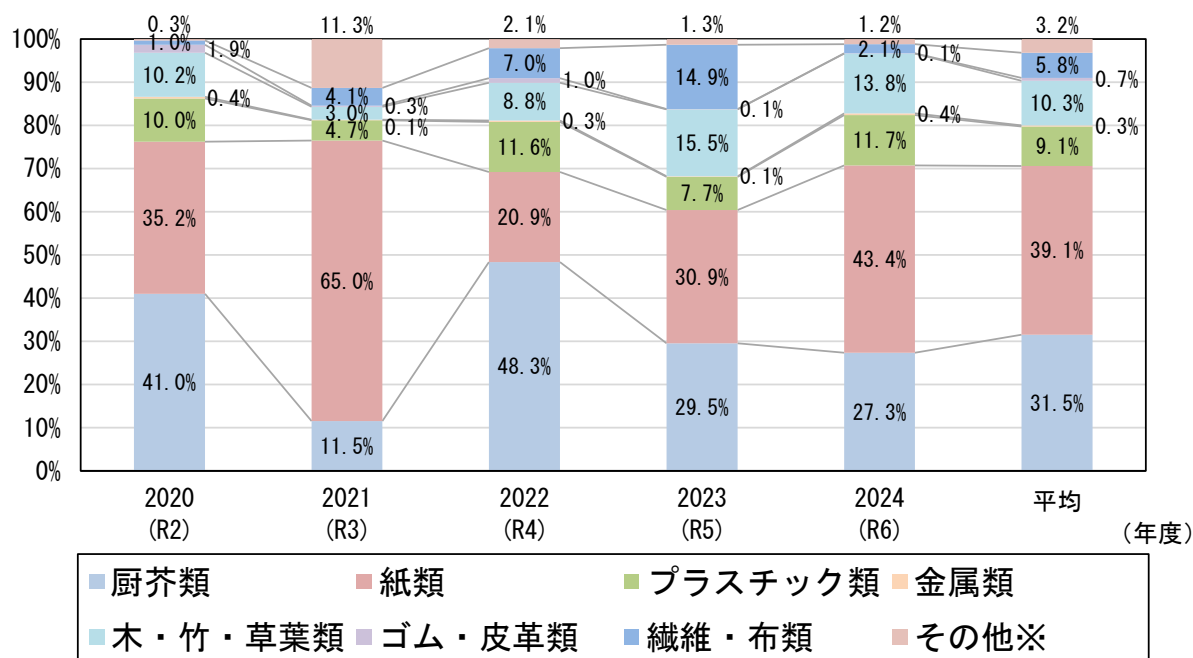


図 3-13 (2) 自治会等の資源回収排出原単位の推移（品目別）

(3) 燃やせるごみの組成

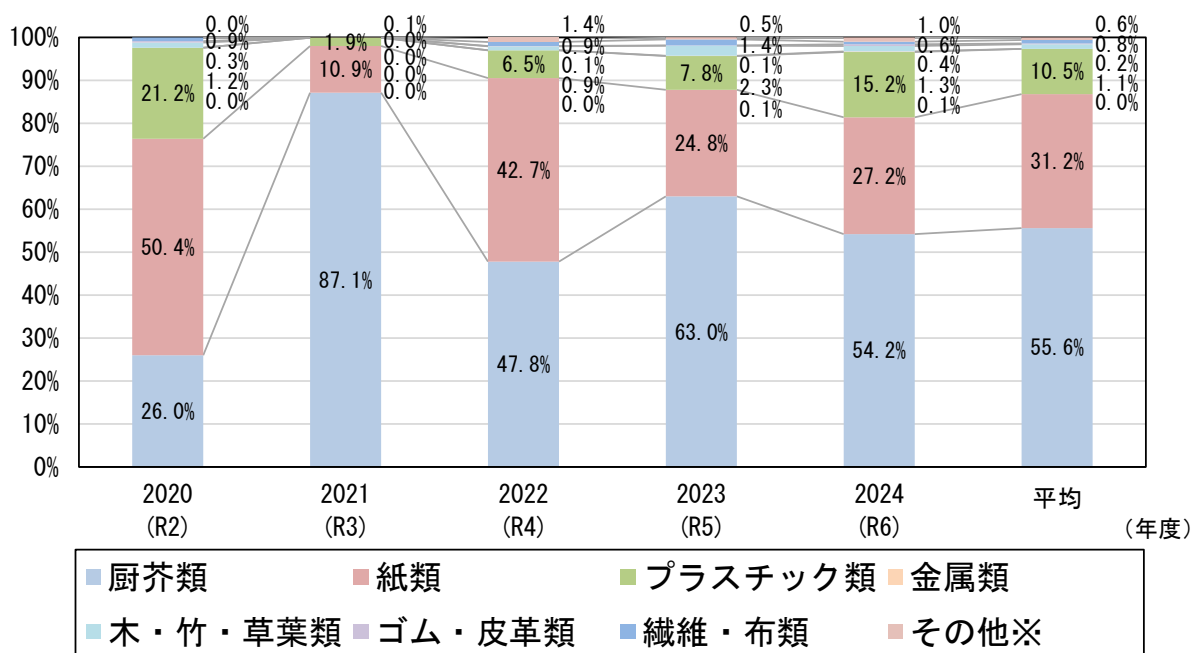
本市では、ごみの発生・排出抑制及び資源化を推進するための基礎資料とするために、2020年度（令和2年度）から年1回、燃やせるごみの組成調査を実施しています。

燃やせるごみの組成の推移は、図3-14に示すとおりです。



※ その他は、びん類、乾燥剤、タバコ殻、使い捨てカイロ等

図3-14 (1) 家庭系燃やせるごみの組成の推移



※ その他は、びん類、乾燥剤、タバコ殻、使い捨てカイロ等

図3-14 (2) 事業系燃やせるごみの組成の推移

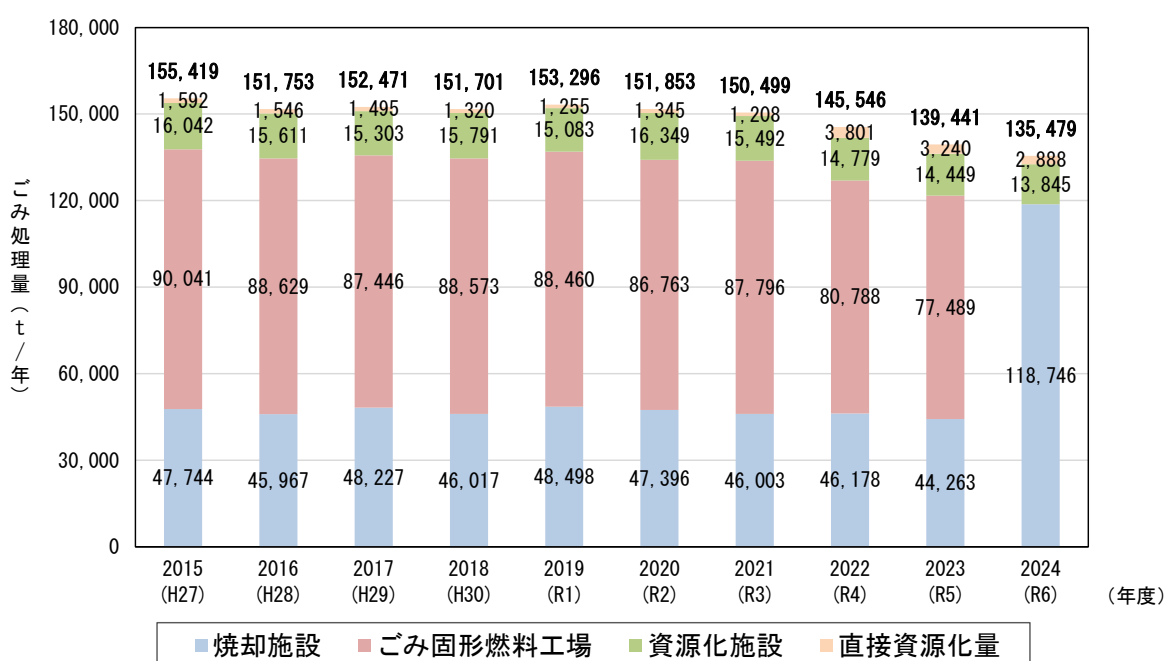
(4) ごみ処理量

ごみ処理量の推移は、図 3-15 に示すとおりです。

ごみ処理量は減少傾向にあり、2024 年度（令和 6 年度）は 135,479t/年となっています。

燃やせるごみの処理について 2023 年度（令和 7 年度）末までは、主に、ごみ固形燃料工場で RDF 化したものを、福山リサイクル発電所で発電の燃料として再利用を行い、残りは、3 つの焼却施設で焼却していました。

2024 年度（令和 6 年度）以降は、焼却施設である福山ローズエネルギーセンターにおいて焼却し、2024 年度（令和 6 年度）の処理量は 118,746t/年となっています。また、ごみの焼却熱を利用したごみ発電を行っています。



(注) 2024 年度（令和 6 年度）の焼却施設でのごみ処理量は、広域処理分を除く。

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

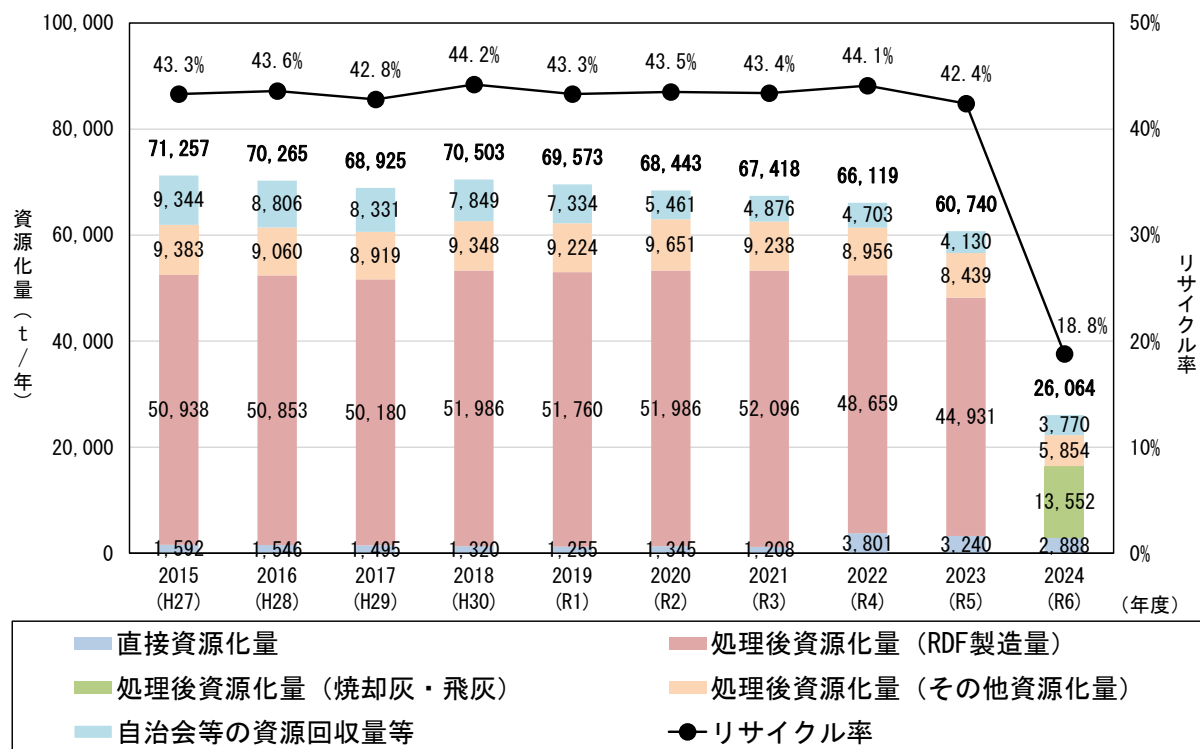
2015 年度（平成 27 年度）の直接資源化量及び 2024 年度（令和 6 年度）は福山市資料

図 3-15 ごみ処理量の推移

(5) 資源化量及びリサイクル率

資源化量及びリサイクル率の推移は、図 3-16 に示すとおりです。

2024 年度（令和 6 年度）の総資源化量は、2023 年度（令和 5 年度）末で RDF の製造が終了した一方で、福山ローズエネルギーセンターで発生する焼却灰及び飛灰を全量資源化することに伴い、26,064t/年、リサイクル率は 18.8%となっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

2015 年度（平成 27 年度）の直接資源化量及び 2024 年度（令和 6 年度）は福山市資料

※ リサイクル率＝資源化量÷ごみ総排出量

図 3-16 資源化量及びリサイクル率の推移

(6) 最終処分量

最終処分量の推移は、図 3-17 に示すとおりです。

2024 年度（令和 6 年度）の最終処分量は、福山ローズエネルギーセンターで発生する焼却灰及び飛灰を全量資源化することに伴い、7,841t/年となっています。

ただし、2024 年度（令和 6 年度）の最終処分量のうち、中間処理残渣については、リサイクル工場の火災による稼働停止に伴い、大きく減少しています。

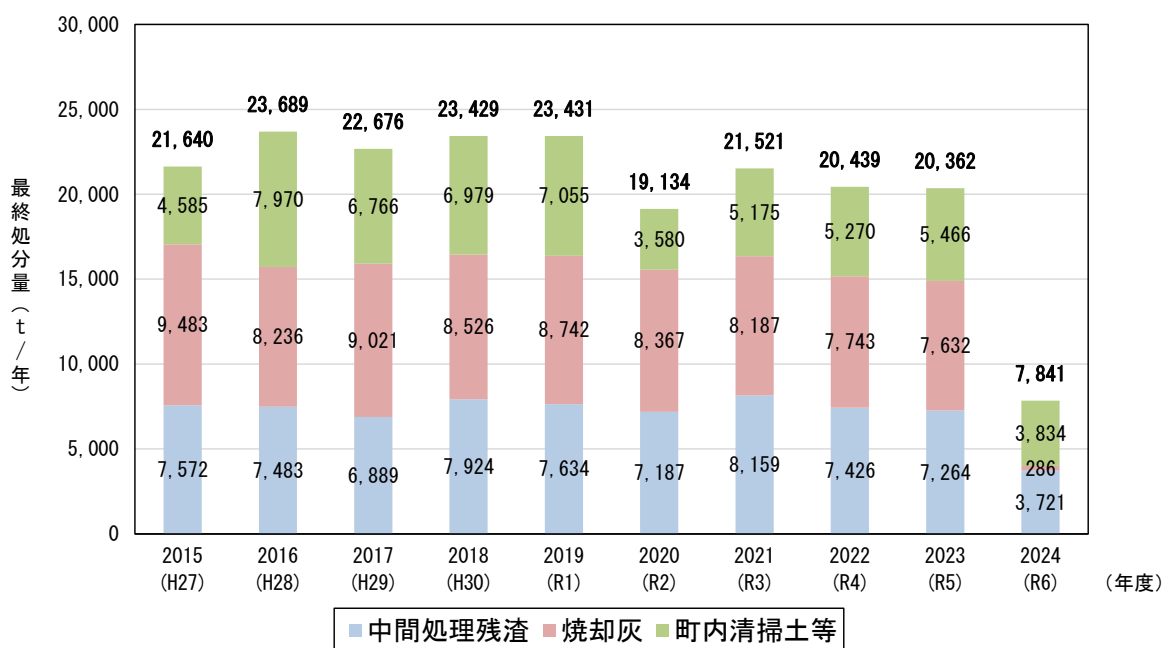


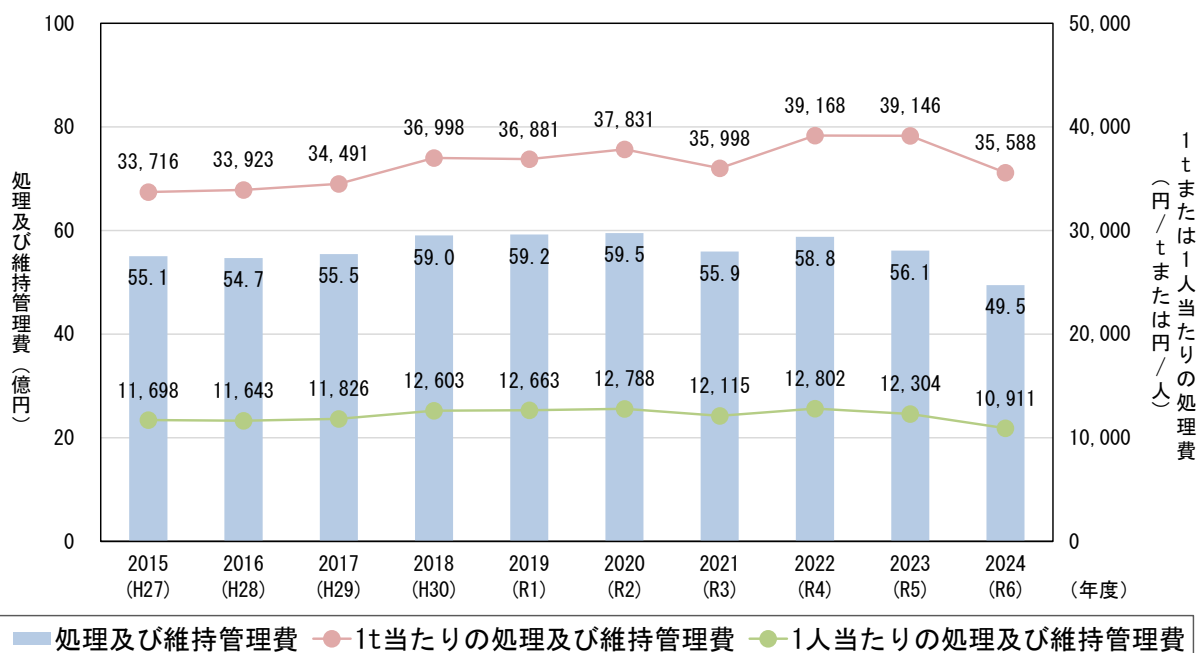
図 3-17 最終処分量の推移

(7) ごみ処理費

ごみ処理費の推移は、図 3-18 に示すとおりです。

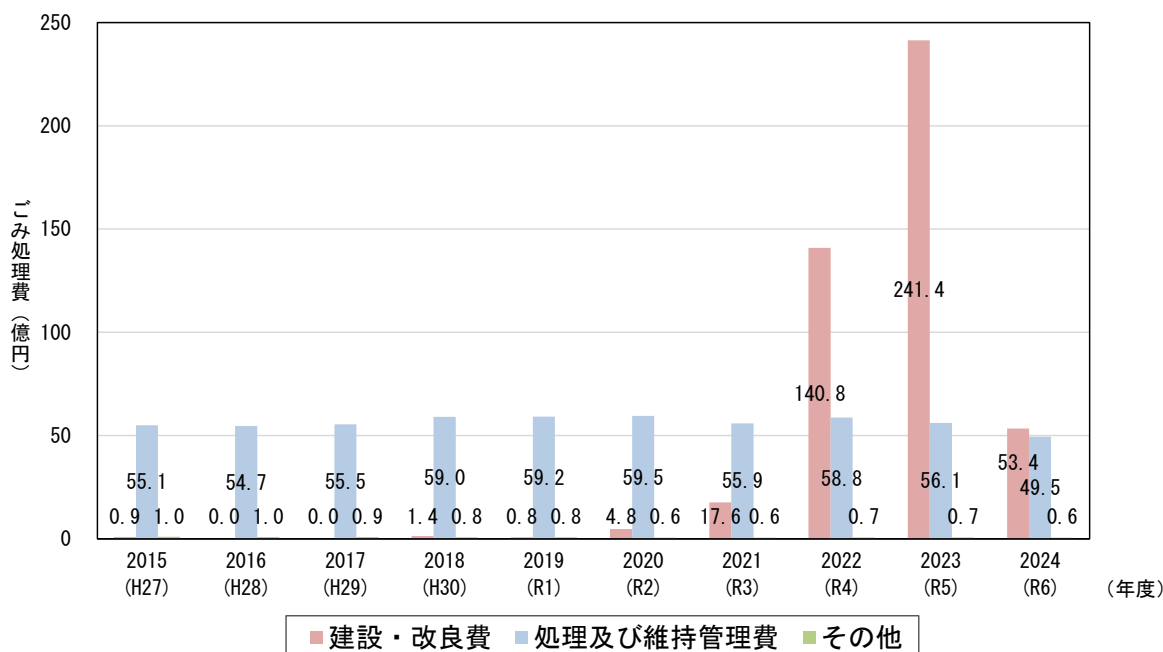
ごみ処理費のうち、処理及び維持管理費は 2015 年度（平成 27 年度）からほぼ横ばいで推移しており、2024 年度（令和 6 年度）は 49.5 億円で、1t 当たりの処理費は 35,588 円、1 人当たりの処理費は 10,911 円となっています。

ごみ処理費全体では、2021 年度（令和 3 年度）から福山ローズエネルギーセンターの建設に着手しており、建設・改良費が増加しています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、2024 年度（令和 6 年度）は福山市資料

図 3-18 (1) ごみ処理費の推移（処理及び維持管理費）



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、2024 年度（令和 6 年度）は福山市資料

図 3-18 (2) ごみ処理費の推移（全体）

4 前計画の評価

(1) 前計画の概要

2016年（平成28年）3月に策定した「福山市一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）は、2016年度（平成28年度）から2025年度（令和7年度）までの10年間を計画期間とし、RDF化による燃やせるごみの処理や生ごみの減量化などの施策を実施しました。

2021年（令和3年）3月には、国の動向等を踏まえ、前計画の一部を改定し、容器包装プラスチックの適正排出や紙類のごみステーション回収など、ごみ減量化及び資源化の促進について取り組んできました。

前計画においては、「一般廃棄物の排出量（その他資源化量を除く。）」「リサイクル率（RDFを含む。）」「最終処分量（町内清掃土を除く。）」の3つの数値目標を設定しており、改定時では、発電事業が終了することから、「リサイクル率（RDFを含む。）」を「リサイクル率（灰の資源化を含む。）」に変更し、施策の取組状況の把握や評価を行ってきました。

これらの目標を達成するため、「市民・事業者・行政の協働によるごみの発生・排出抑制の推進」「リサイクルの推進による資源循環型社会の構築」「安定的な処理・処分が可能となる体制の構築」の3つの基本方針に基づき25の施策に取り組みました。

表 3-11 前計画の施策の内容表

基本方針	施策番号	主な施策の内容
基本方針① 市民・事業者・行政の協働による ごみの発生・排出抑制の推進	1	環境啓発・教育等による意識の向上
	2	集団回収の推進
	3	生ごみ減量化・食品ロス削減の推進
	4	使い捨てプラスチック削減の推進
	5	事業系ごみの適正排出の指導
	6	リユースの推進
	7	個人、団体、事業者の表彰制度の実施
	8	エコショップの利用促進
	9	地域イベント等における環境情報の提供
基本方針② リサイクルの推進による資源循環 型社会の構築	10	環境関連施設の見学会の推進
	11	使用済みプラスチックの資源化の推進
	12	小型家電の更なる資源化の推進
	13	紙類の更なる資源化の推進
	14	剪定枝等の資源化の推進
	15	情報発信ツールを活用した情報提供の推進
	16	民間事業者を活用したリサイクルの推進
基本方針③ 安定的な処理・処分が可能となる 体制の構築	17	高齢化の進展等に対応したごみ処理体制の検討
	18	新たな中間処理体制を踏まえた収集運搬体制の構築
	19	新たな中間処理体制の構築
	20	最終処分量の削減と延命化方法の検討
	21	不法投棄対策
	22	在宅医療廃棄物等の適正処理
	23	リチウムイオン電池等の適正処理
	24	処理困難物の適正処理
	25	災害廃棄物対策

(2) 数値目標の達成状況

ア 前計画の数値目標の達成状況

前計画は、2025年度（令和7年度）を計画目標年度として「一般廃棄物の排出量（その他資源化量を除く。）」「リサイクル率（灰の資源化を含む。）」「最終処分量（町内清掃土を除く。）」について数値目標を設定しており、2024年度（令和6年度）で「一般廃棄物の排出量（その他資源化量を除く。）」及び「最終処分量（町内清掃土を除く。）」は目標値を達成しています。

表 3-12 前計画の数値目標の達成状況

指標		基準値	目標値	実績値
		2014年度 (平成26年度)	2025年度 (令和7年度)	2024年度 (令和6年度)
一般廃棄物の排出量 (その他資源化量を除く。)	年間排出量	153,195t/年	142,000t/年	135,191t/年
	1人1日当たり のごみ排出量	891g/人・日	842g/人・日	817g/人・日
リサイクル率 (灰の資源化を含む。)	RDFを除く	—	19%以上	18.8%
	RDFを含む	44.9%	—	—
最終処分量（町内清掃土を除く。）		16,008t/年	5,900t/年以下	4,007t/年

イ 国の基本方針及び県計画の数値目標との比較

本市のごみ排出量等の実績を国の基本方針及び県の計画と比較すると、「1人1日当たりのごみ排出量」及び「最終処分量（町内清掃土を除く。）」は、国及び県の数値目標を達成しています。

表 3-13 国及び県の数値目標の達成状況

指標	福山市	国		広島県	
		廃棄物処理基本方針(令和5年6月改定)		第5次広島県廃棄物処理計画(令和3年3月策定)	
	実績(2024年度)	数値目標(2025年度)	実績(2023年度)	数値目標(2025年度)	実績(2023年度)
一般廃棄物の排出量 ^{※1}	2012年度比15.9%削減 2018年度比12.9%削減 2012年度：165,167t/年 2018年度：159,551t/年 ↓ 2024年度：138,961t/年	2012年度比 約16%削減 【約3,800万t/年】	3,897万t/年	2018年度比 約4%減 【89.1万t/年以下】	84.1万t/年
1人1日当たりのごみ排出量 ^{※1}	840g/人・日 (817g/人・日) ^{※2}	約850g/人・日	851g/人・日	874g/人・日	834g/人・日
リサイクル率 ^{※3}	18.8%	約28%	18.8%		15.0%
一般廃棄物の最終処分量 (町内清掃土を除く。)	2012年度比75.9%削減 2018年度比75.6%削減 2012年度：16,617t/年 2018年度：16,450t/年 ↓ 2024年度：4,007t/年	2012年度比 約31%削減 【約320万t/年】	316万t/年	2018年度比 約7.6%減 【10.9万t/年以下】	82,306t/年

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、令和5年度一般廃棄物処理事業の概況（広島県）

※1 「一般廃棄物の排出量」「1人1日当たりのごみ排出量」は、集団回収（自治会等の資源回収）を含む。

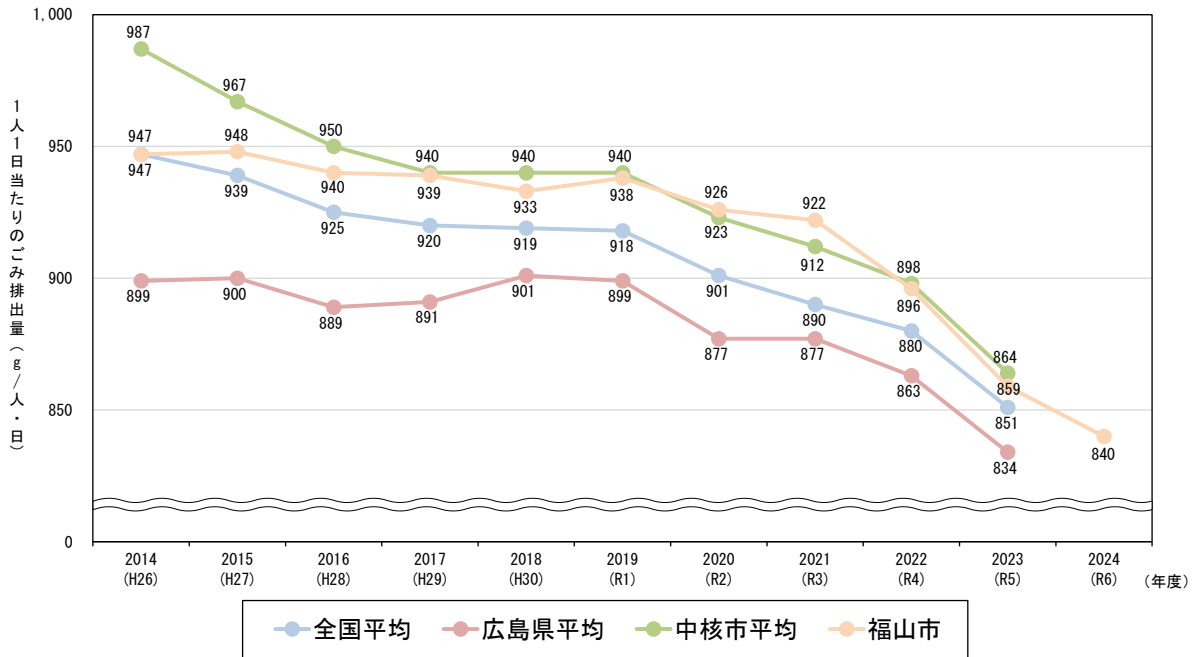
※2 「1人1日当たりのごみ排出量」の福山市の（ ）の数値は、集団回収（自治会等の資源回収）を除く。

※3 リサイクル率はRDFを除き灰の資源化を含む。国の数値目標はRDF等を含む。国の目標年次は2027年度（令和9年度）。

ウ 1人1日当たりのごみ総排出量の状況

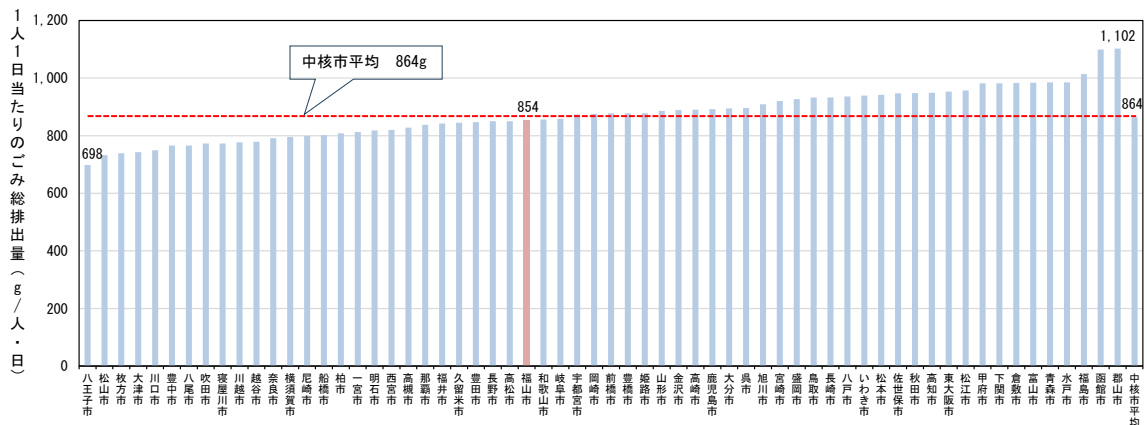
本市の1人1日当たりのごみ総排出量は、2015年度（平成27年度）以降は全国平均や広島県平均より上回っていますが、中核市平均より概ね下回っています。

また、2023年度（令和5年度）の1人1日当たりのごみ総排出量を、中核市62市で比較すると、少ない方から27番目となっています。



資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）により算定。

図 3-19 1人1日当たりのごみ総排出量



資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）により算定。

図 3-20 中核市における1人1日当たりのごみ総排出量の状況
(2023年度〔令和5年度〕)

(3) 前計画の評価

前計画の数値目標において、「一般廃棄物の排出量（その他資源化量を除く。）」が2024年度（令和6年度）で目標値を達成しており、ごみ減量化に向けた取組の効果が表れています。

市の施策に対する意識や行動等を把握するために実施した市民及び事業者アンケートについて、5年前と比較した結果、市民アンケートでは、市が実施している取組のうち、「ごみの分別区分」などの満足度が向上しました。

また、「ごみに関する情報のわかりやすさ」など市の情報提供については、市民アンケートでは満足度が向上しましたが、事業者アンケートでは満足度が低下しました。

【主な取組】

小型家電の更なる資源化の推進

携帯電話や電子レンジといった家電製品に含まれる有用金属のリサイクルを促進するため、市役所本庁舎や各環境センター等で回収するほか、小型家電リサイクル法の認定事業者による回収について周知を行いました。

生ごみ減量化・食品ロス削減の推進

フードドライブを実施し、市役所本庁舎や各環境センター等で常時、食品を受入れています。また、食品ロス削減月間での啓発活動や、燃やせるごみに占める食品ロスの割合を把握するための組成調査を実施しました。

紙類の更なる資源化の推進

リサイクルプラザや各環境センターなどの公共施設で回収するほか、2022年度（令和4年度）から、ごみステーションにおいて月1回の紙類の収集を開始しました。

福山市ふれあい収集の実施

高齢者や障がいのある人などを対象に、自力でのごみ出しが困難な人の自宅を訪問し、ごみを収集しています。2023年度（令和5年度）からの「高齢者・障がい者等ごみ出し支援モデル事業」を経て、2025年度（令和7年度）から本格的に実施しています。

【市民及び事業者アンケート調査結果の概要】

前計画の評価及び本計画の策定に当たり、本市のごみ減量等推進施策に対する市民及び事業者の意識・行動等を把握するために、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査結果の概要として、前計画の改定時（2020年度〔令和2年度〕）の調査結果との比較を行ったものは、次のとおりです。

市民アンケート調査

市民アンケート調査の概要は表 3-14、調査結果の概要は図 3-21～図 3-25 に示すとおりです。

表 3-14 市民アンケート調査の概要

項目	概要
調査対象	1,500 人（18 歳以上の市民から無作為抽出）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者の情報について ・ごみの減量・資源化（分別）に関する意識について ・ごみの減量・資源化（分別）に関する取組について ・ごみの減量・資源化（分別）の更なる推進に向けた取組について ・ごみ処理施設への直接搬入について ・市による情報提供について ・その他（自由意見）
調査期間	2025 年（令和 7 年）9 月 26 日～10 月 14 日
調査方法	郵送配布回答方式（QR コード読取による Web 回答方式と併用）
回答数	811（回答率 54.1%） うち、Web 回答が 329（回答数に占める割合 40.6%）

【調査結果の概要】

①本市が実施する取組の満足度

図 3-21 に示すとおり、「ごみの分別区分」など全ての項目において 5 年前より向上しました。

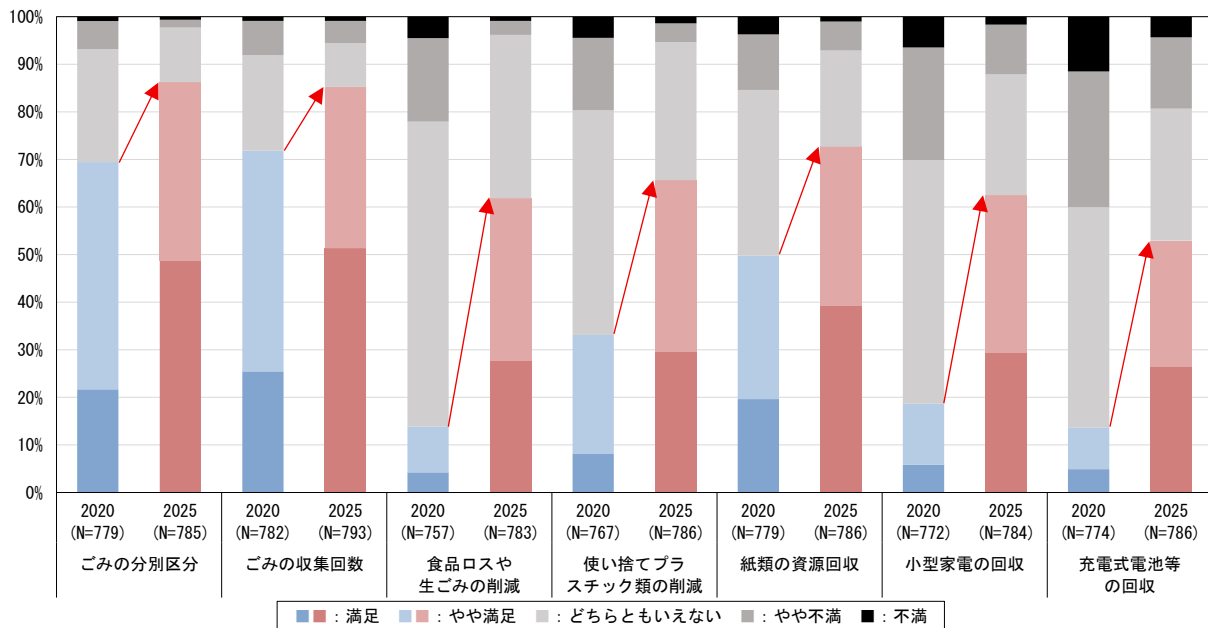


図 3-21 市民アンケート調査結果の概要①

(「ごみの分別区分」など本市の取組への満足度の変化)

②本市が実施する取組の重要度

図 3-22 に示すとおり、「ごみの分別区分」など全ての項目において 5 年前より向上しました。

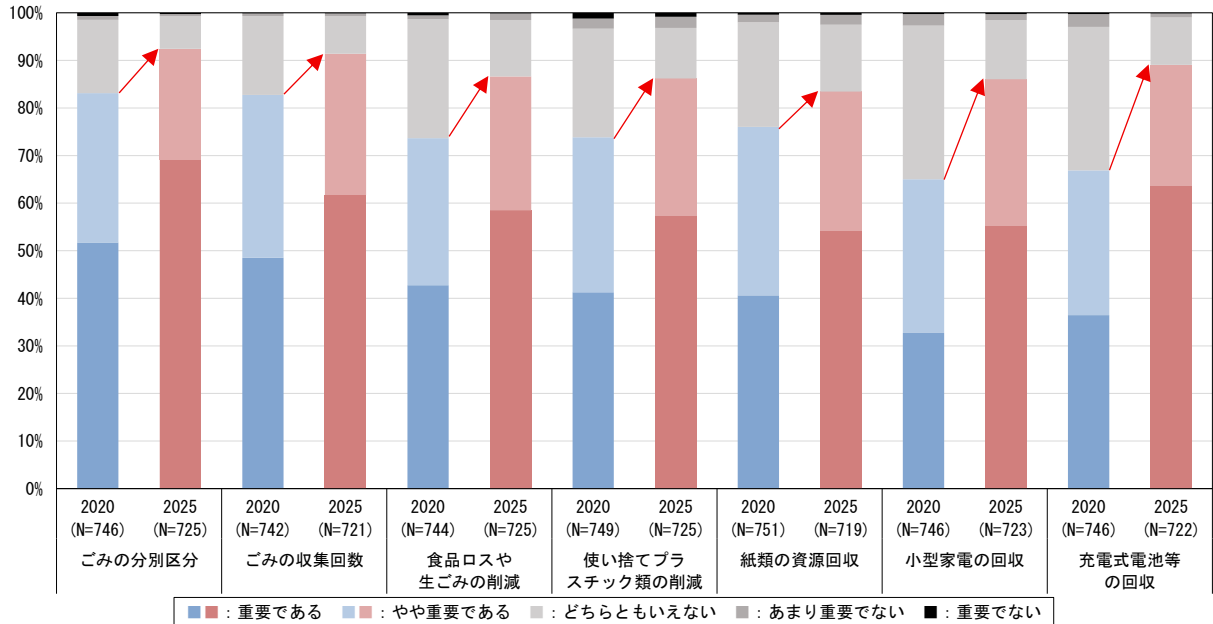


図 3-22 市民アンケート調査結果の概要②
 (「ごみの分別区分」など本市の取組への重要度の変化)

③本市が行う情報提供の満足度

図 3-23 に示すとおり、「ごみに関する情報のわかりやすさ」など全ての項目において、5 年前より向上しました。

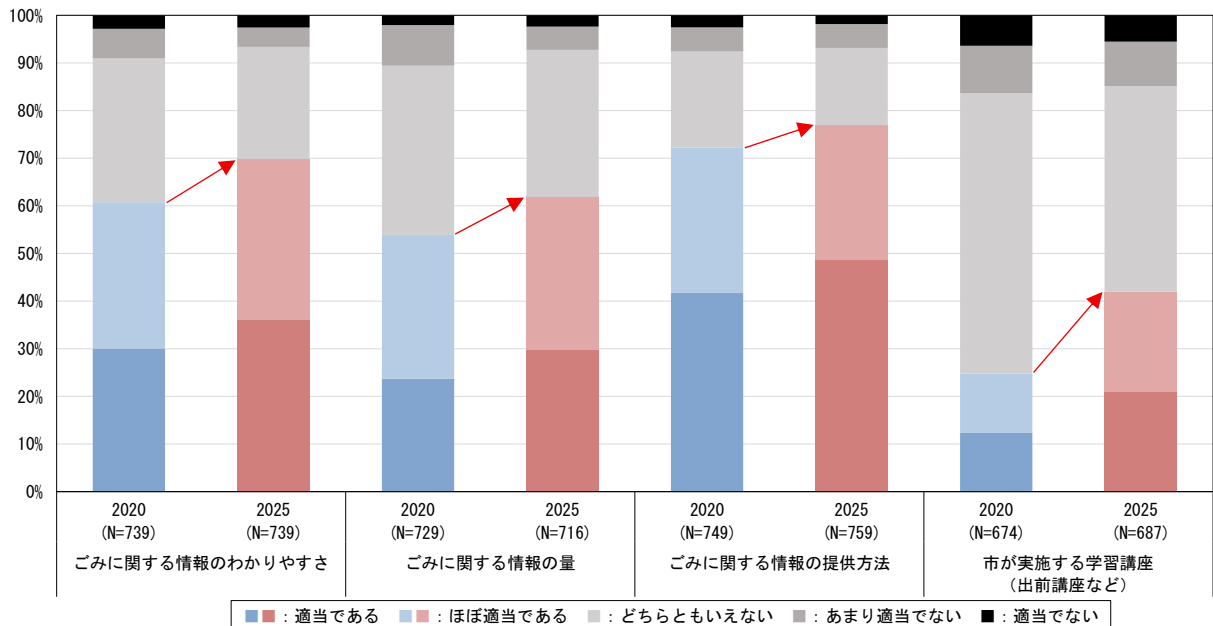


図 3-23 市民アンケート調査結果の概要③
 (「ごみに関する情報のわかりやすさ」など本市の情報提供への満足度の変化)

④ごみの減量・資源化に関する意識

図 3-24 に示すとおり、「地域のごみ出しのルールを十分に認識している」など、全ての項目において 5 年前より向上しました。

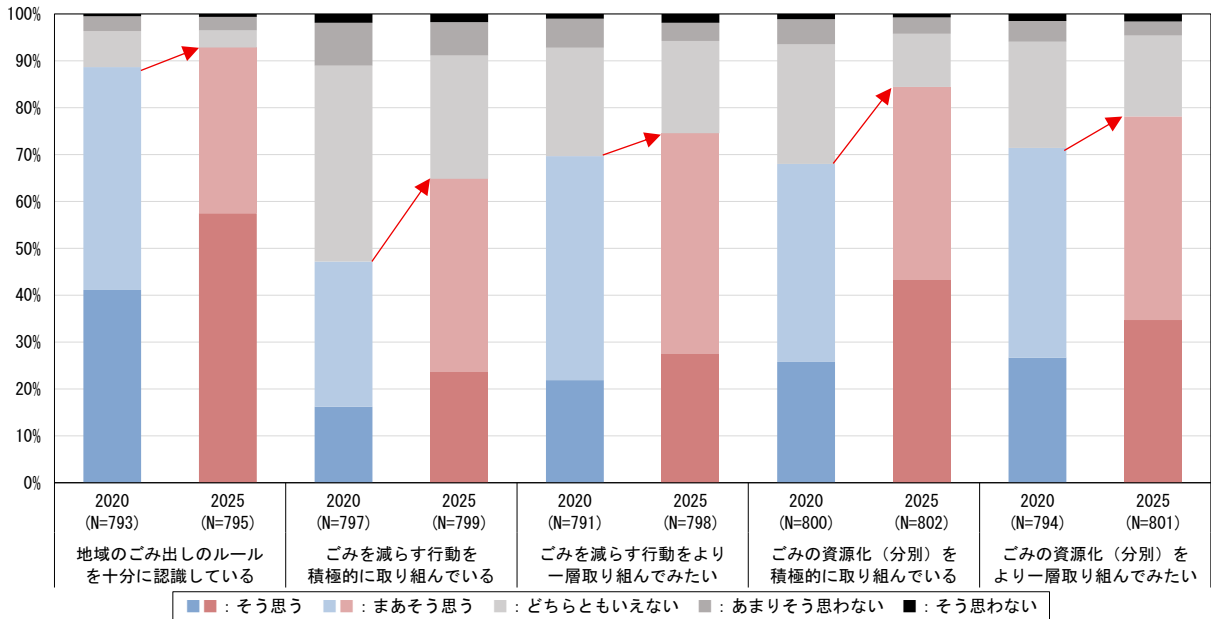


図 3-24 市民アンケート調査結果の概要④
 (「ごみの減量・資源化に関する意識」の変化)

⑤市民の分別状況

図 3-25 に示すとおり、燃やせる粗大ごみを除き「積極的に分別を行っている」と「分別を行っている」の割合の合計が微増しました。一方、全ての項目において「積極的に分別を行っている」の割合が低下しました。

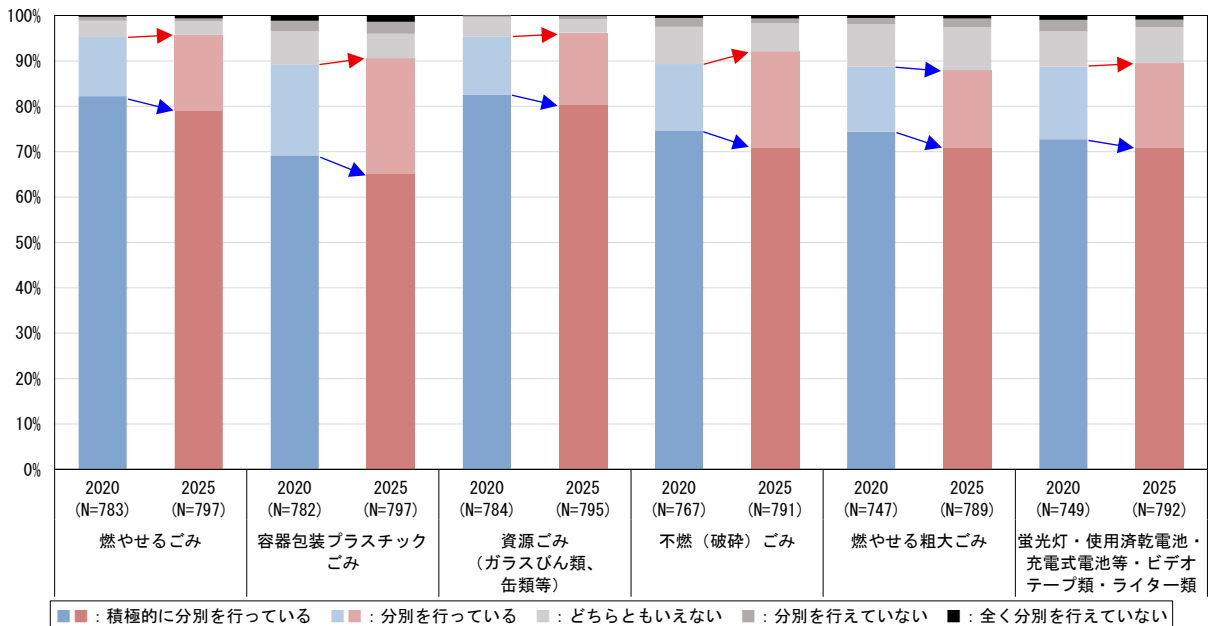


図 3-25 市民アンケート調査結果の概要⑤
 (「市民の分別状況」の変化)

事業者アンケート調査

事業者アンケート調査の概要は表 3-15、調査結果の概要は図 3-26～図 3-28 に示すとおりです。

表 3-15 事業者アンケート調査の概要

項目	概要
調査対象	500 事業所
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の情報について ・ごみの減量・資源化（分別）に関する意識について ・ごみの減量・資源化（分別）に関する取組について ・ごみの減量・資源化（分別）の更なる推進に向けた取組について ・市のごみ処理施設への直接搬入について ・市による情報提供について ・その他（自由意見）
調査期間	2025 年（令和 7 年）9 月 26 日～10 月 14 日
調査方法	郵送配布回答方式（QR コード読取による Web 回答方式と併用）
回答数	235（回答率 47.0%） うち、Web 回答が 113（回答数に占める割合 48.1%）

【調査結果の概要】

①本市が行う情報提供の満足度

図 3-26 に示すとおり、「ごみに関する情報のわかりやすさ」など全ての項目において 5 年前より低下しました。

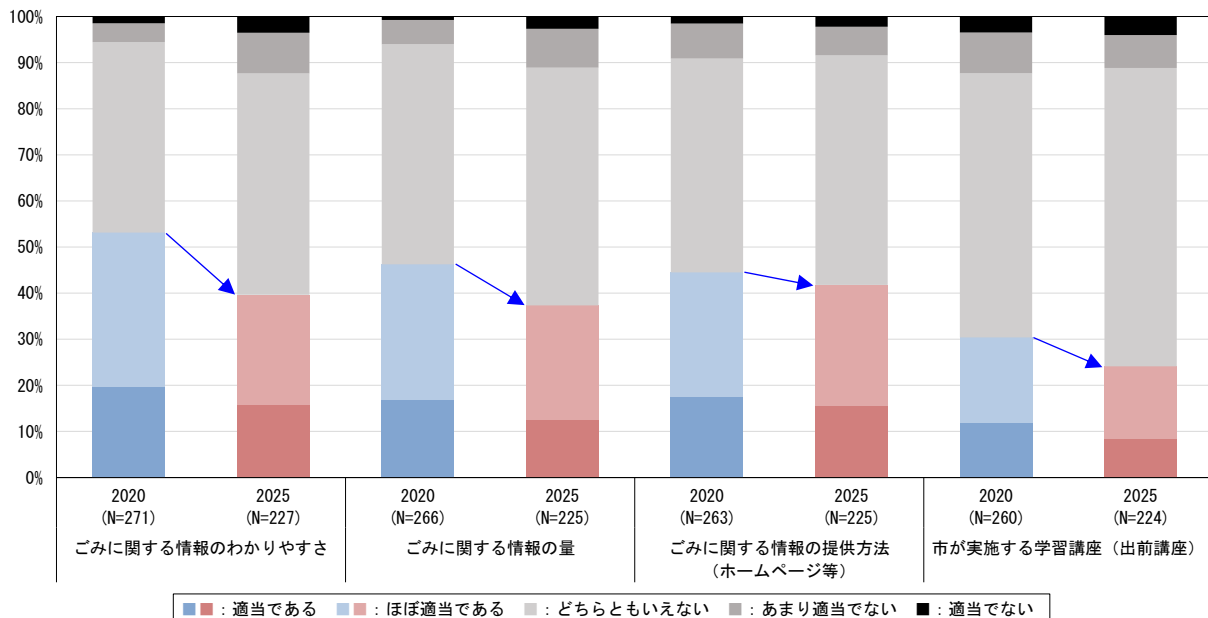


図 3-26 事業者アンケート調査結果の概要①

(「ごみに関する情報のわかりやすさ」など本市の情報提供への満足度の変化)

②ごみの減量・資源化に関する意識

図 3-27 に示すとおり、「ごみを減らす行動を積極的に取り組んでいる」及び「ごみの減量・資源化（分別）に積極的に取り組んでいる」の割合が増加しましたが、「ごみを減らす行動をより一層取り組んでみたい」及び「ごみの資源化（分別）をより一層取り組んでみたい」の割合は、減少しました。

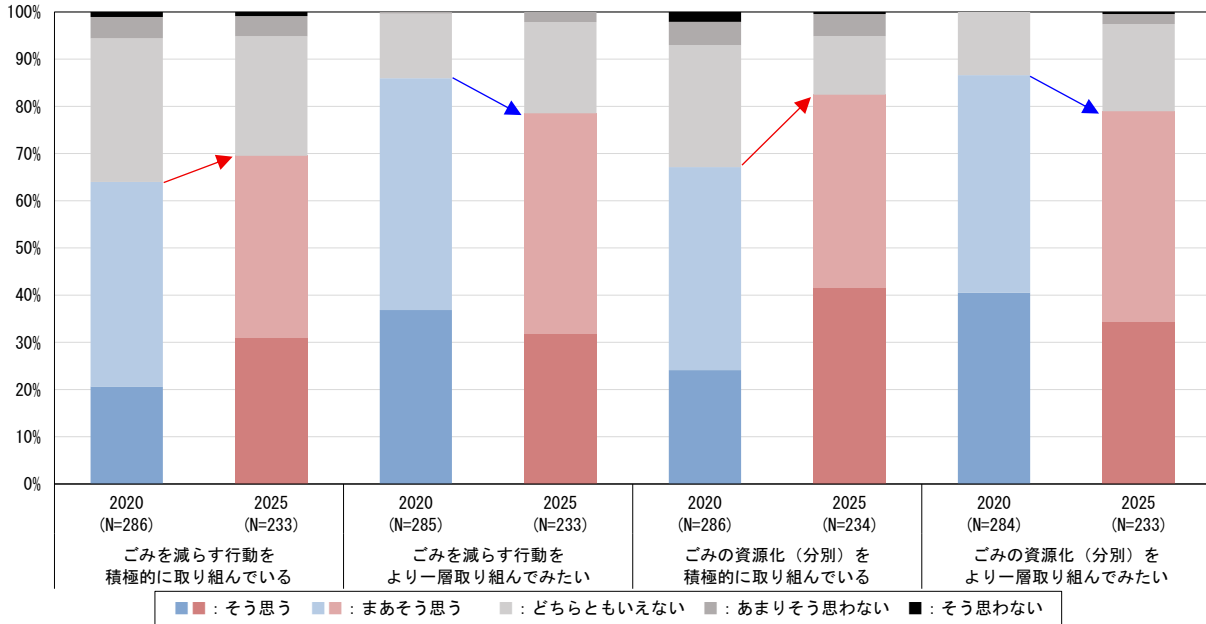


図 3-27 事業者アンケート調査結果の概要②
（「ごみの減量・資源化に関する意識」の変化）

③分別の実施状況

図 3-28 に示すとおり、「紙類」など全ての品目で5年前より低下しました。

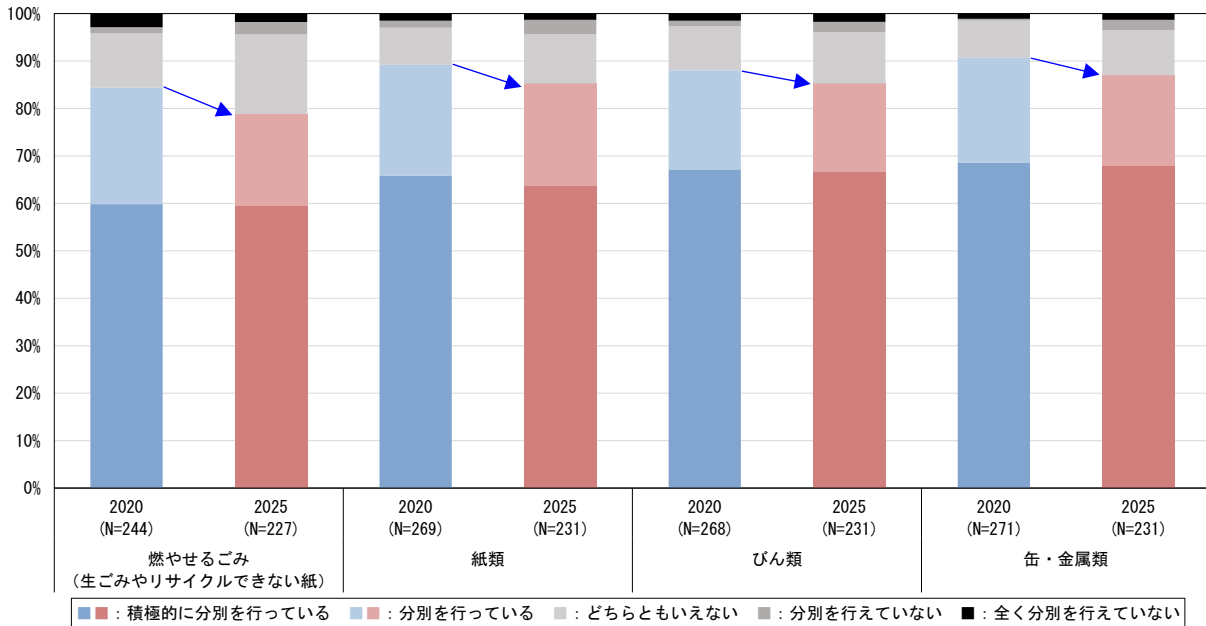


図 3-28 事業者アンケート調査結果の概要③
（「分別の実施状況」の変化）

5 ごみ処理の課題

(1) ごみの減量について

【現状】

- ・ごみ総排出量の約 6 割を占めている家庭系ごみ排出量は、基準年度である 2014 年度（平成 26 年度）から減少しています。
- ・事業系ごみ排出量は、基準年度である 2014 年度（平成 26 年度）から若干の上昇がありました。しかし、ほぼ横ばいの状況です。

【課題】

- ・ごみの組成調査結果では、燃やせるごみに占める割合の上位 3 品目は、家庭系ごみ、事業系ごみとも、厨芥類、紙類、プラスチック類であり、厨芥類には食品ロスが、紙類及びプラスチック類については、資源化可能なごみが含まれていることから、効果的なごみの発生抑制には、この上位 3 品目についての対策を実施する必要があります。
- ・事業者アンケートでは、ごみの減量・資源化や適正排出に関して、市からの情報提供が十分な内容であると回答した割合が 50%に満たないことから、ごみ減量やリサイクルの情報提供の方法について見直す必要があります。

(2) 資源化の推進について

【現状】

- ・ごみの組成調査結果における紙類の割合は、2020 年度（令和 2 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）までの平均で、家庭系ごみは 39.1%、事業系ごみは 31.2%で、そのうち資源化可能なものがそれぞれ 19.9%、18.8%を占めています。また、プラスチック類の割合は、家庭系ごみは 9.1%、事業系ごみは 10.5%で、そのうち資源化可能なものがそれぞれ 6.8%、6.4%を占めています。

【課題】

- ・「プラスチック資源循環法」の施行により、プラスチックごみのリサイクルを推進するため、家庭系ごみの「燃やせるごみに含まれる商品プラスチックごみ」「容器包装プラスチックごみ」の分別及び収集体制について、見直す必要があります。
- ・紙類は再生利用価値の高い有効な資源物であり、引き続きリサイクルに取り組む必要があります。
- ・市民アンケートでは、回答者の約 2 割の方が、資源化できるびん・缶類や小型家電を「不燃（破碎）ごみ」で出しており、これらは有用な資源であることを市民が意識し分別を徹底する仕組みが必要です。
- ・ごみの更なる資源化を図るため、布類の資源化を検討する必要があります。

(3) ごみ処理体制について

【課題】

- ・リサイクル工場は、2024年（令和6年）11月に発生した火災の影響により稼働を停止していますが、プラスチックごみの資源化の方法に加え、施設の復旧方針を検討する必要があります。また、箕沖埋立地へ仮置きしている「不燃（破碎）ごみ」の処理を早急に行う必要があります。
- ・最終処分場の残余年数が約20年となっており、延命化方法を検討する必要があります。
- ・休止したごみ処理施設の解体や処分を検討する必要があります。
- ・より効率的で市民ニーズに合った収集体制の構築に向け、「福山市ふれあい収集」の事業内容の点検や「燃やせる粗大ごみ」の収集方法のあり方を検討する必要があります。
- ・「充電式電池が取り外せない小型家電」について、市民アンケートでは、回答者の約2割の方が「不燃（破碎）ごみ」として出しており、収集や処理での火災防止の観点から、引き続き分別を徹底することが必要です。

6 基本理念・基本方針

市民・事業者・本市の協働により、ごみの発生を抑制し、発生したごみは可能な限り資源循環を進め、適正かつ環境負荷の少ないごみ処理体制を構築することにより、環境に配慮した持続可能な資源循環型都市をめざします。

基本理念

市民・事業者・行政の協働による環境にやさしい資源循環型都市の実現

基本方針 1 ごみの発生抑制の推進

ごみの発生抑制には、市民・事業者・行政がそれぞれが主体となり、ごみとなるものを発生させないこと（リデュース）や繰り返し使用すること（リユース）など、ごみとして排出されないような取組を進めます。

基本方針 2 ごみの資源化の推進

ごみとなったものでも、分別して排出することにより、資源としてリサイクルすることが可能です。ごみと資源物の分別を徹底することで可能な限り資源化を行い、ごみ処理量の削減につなげます。

基本方針 3 安定的なごみ処理体制の確保

ごみ処理施設を適切に管理・運営するとともに、施設整備を計画的に進め、ごみ処理過程における環境負荷の低減とコストの削減を実現しつつ、災害に強く安全で安定したごみ処理体制を確保します。また、引き続き、ごみの適正処理について、市民・事業者への啓発や情報提供を行います。

7 数値目標

(1) 数値目標について

本計画では、2025年（令和7年）2月に改正された国の基本方針における一般廃棄物に関する指標及び目標値を参考に設定します。

基本理念に掲げる、「環境にやさしい資源循環型都市」を実現するためには、ごみの発生を抑制するとともに、発生したごみについては、これまで焼却していた商品プラスチックを資源化するなど、可能な限り資源として循環利用することが重要となります。このため、前計画の「一般廃棄物の排出量」「リサイクル率」「最終処分量」の3つの目標に加え、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」及び「1人1日当たりのごみ焼却量」を指標として新たに設定します。

また、2024年度（令和6年度）を目標値を設定する上での基準年度とし、計画期間の中間目標年度である2030年度（令和12年度）及び最終年度である2035年度（令和17年度）の目標値を設定します。

表 3-16 国の基本方針における指標及び目標値

指標	目標値
	目標年次：2030年度（令和12年度）
一般廃棄物の排出量（ごみ総排出量）	2022年度（令和4年度）比で約9%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ^{※1}	約478g/人・日
一般廃棄物の出口側循環利用率 ^{※2}	約26%
1人1日当たりのごみ焼却量	約580g/人・日
一般廃棄物の最終処分量	2022年度（令和4年度）比で約5%削減

※1 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、資源ごみ及び自治会等の資源回収等を除く。

※2 リサイクル率

(2) 目標設定

ア 現状のまま推移した場合のごみ排出量等の将来予測（現状趨勢）

ごみ処理に係る数値目標の設定に当たっては、ごみ排出量等について現状での取組により推移した場合の将来予測（現状趨勢）を行いました。

将来予測（現状趨勢）の手順は、図 3-29 に示すとおりです。

将来のごみ排出量等は、直近 5 ヶ年（2020 年度（令和 2 年度）～2024 年度（令和 6 年度））の排出原単位の実績値に基づきトレンド推計を行い、その推計値に人口及び年間日数を乗じて推計しました。

人口は、「2025 年（令和 7 年）3 月末の住民基本台帳人口」に「国立社会保障・人口問題研究所の推計人口の年平均減少率」を乗じることにより推計しました。

家庭系ごみ排出量、自治体会等の資源回収量の排出原単位は 1 人 1 日当たりの排出量（g/人・日）を用い、事業系ごみの排出原単位には 1 日当たりの排出量（t/日）を用いることとしました。

なお、排出原単位の実績値に年度間のばらつきが大きく、明確な傾向がない場合は平均値を用いることとしました。



図 3-29 将来予測（現状趨勢）の手順

(ア) 人口

人口の将来予測結果は、図 3-30 に示すとおりです。

人口は、2014 年（平成 26 年）以降は減少しており、計画期間内（2026 年度〔令和 8 年度〕～2035 年度〔令和 17 年度〕）においても減少する見込みです。

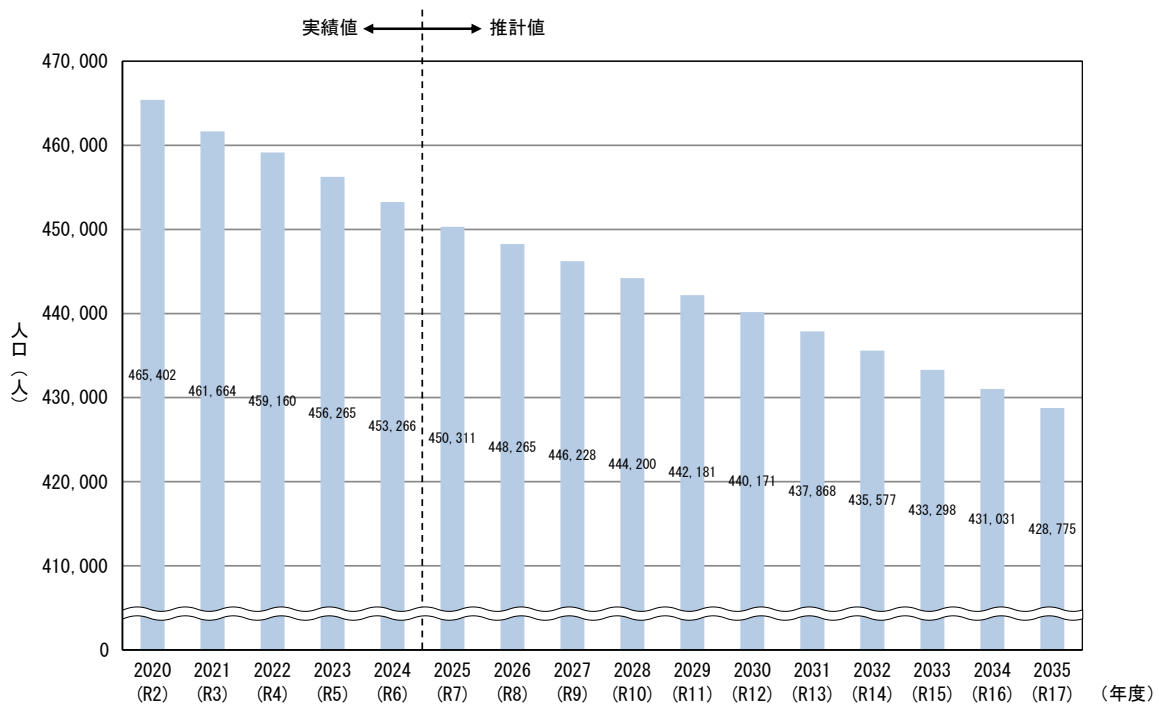


図 3-30 人口の将来予測結果

(イ) ごみ総排出量

a 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量の将来予測結果は、図 3-31 及び図 3-32 に示すとおりです。

家庭系ごみは、全ての分別品目について、排出原単位及び排出量ともに減少する見込みです。

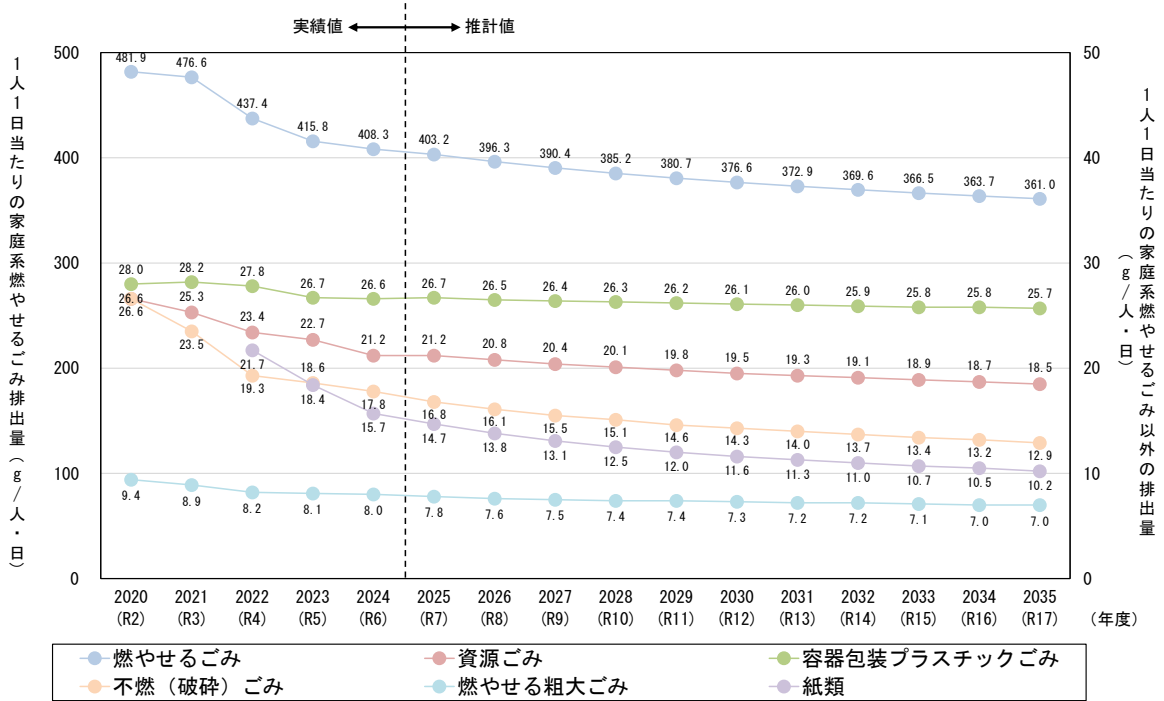


図 3-31 家庭系ごみ排出原単位の将来予測結果

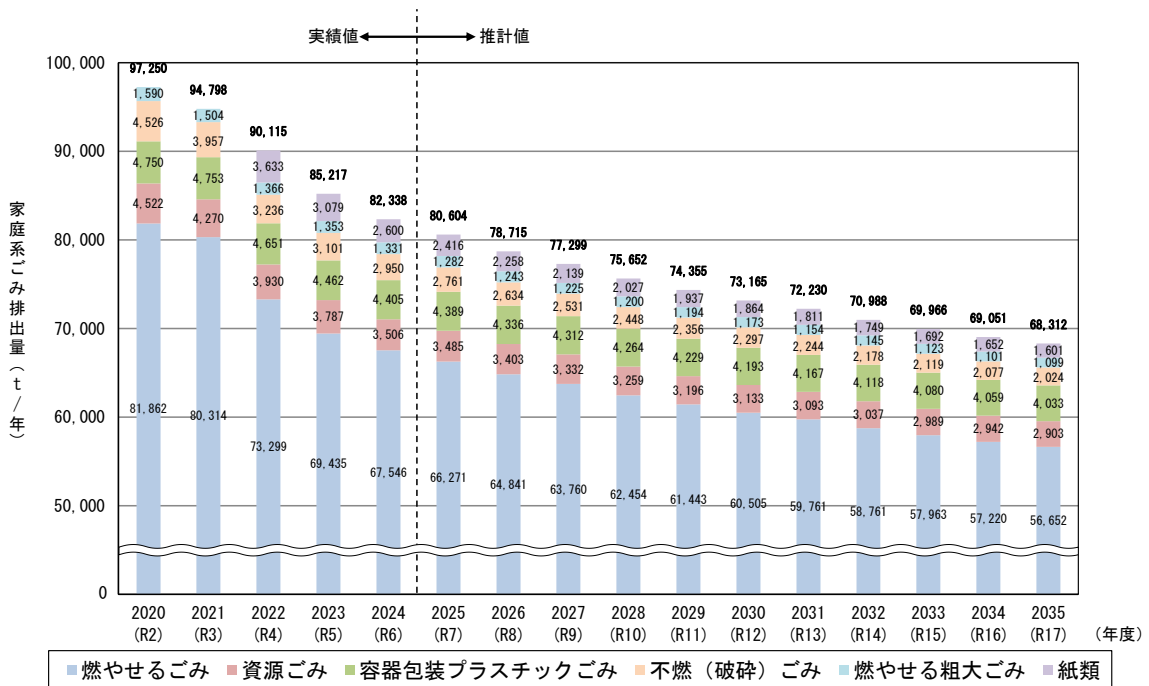


図 3-32 家庭系ごみ排出量の将来予測結果

b 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の将来予測結果は、図 3-33 及び図 3-34 に示すとおりです。

事業系ごみのうち、燃やせるごみは、排出原単位及び排出量ともにほぼ横ばいで推移し、資源ごみ、容器包装プラスチックごみ、不燃（破碎）ごみ及び燃やせる粗大ごみは、排出原単位及び排出量ともに横ばいで推移する見込みです。

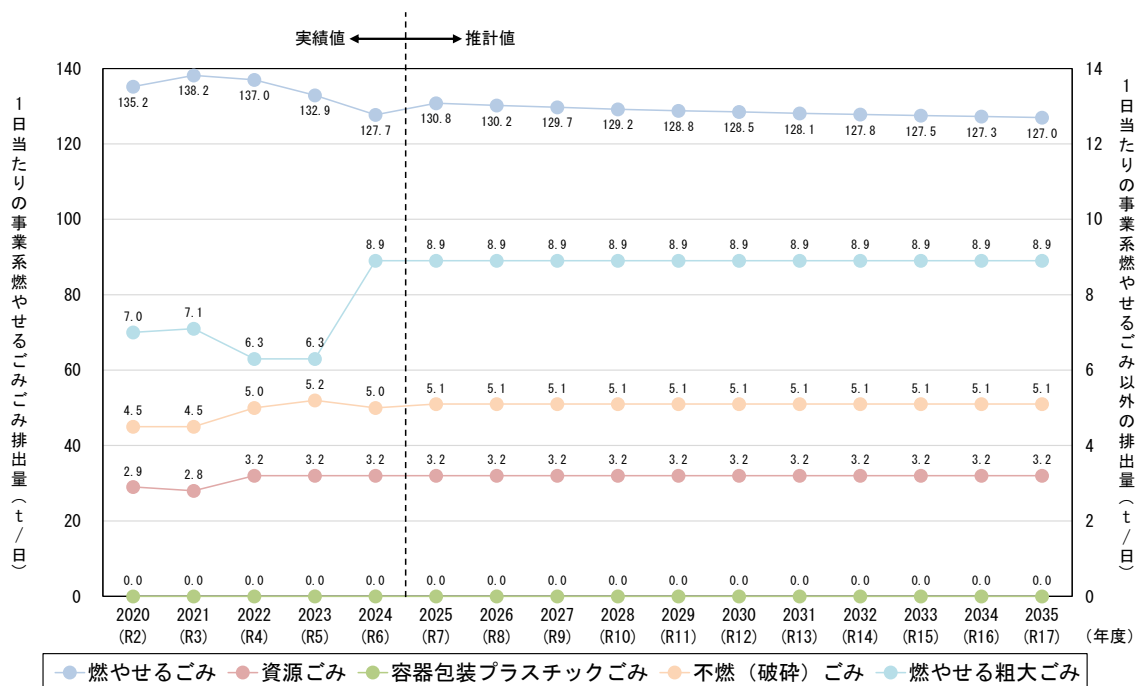


図 3-33 事業系ごみ排出原単位の将来予測結果

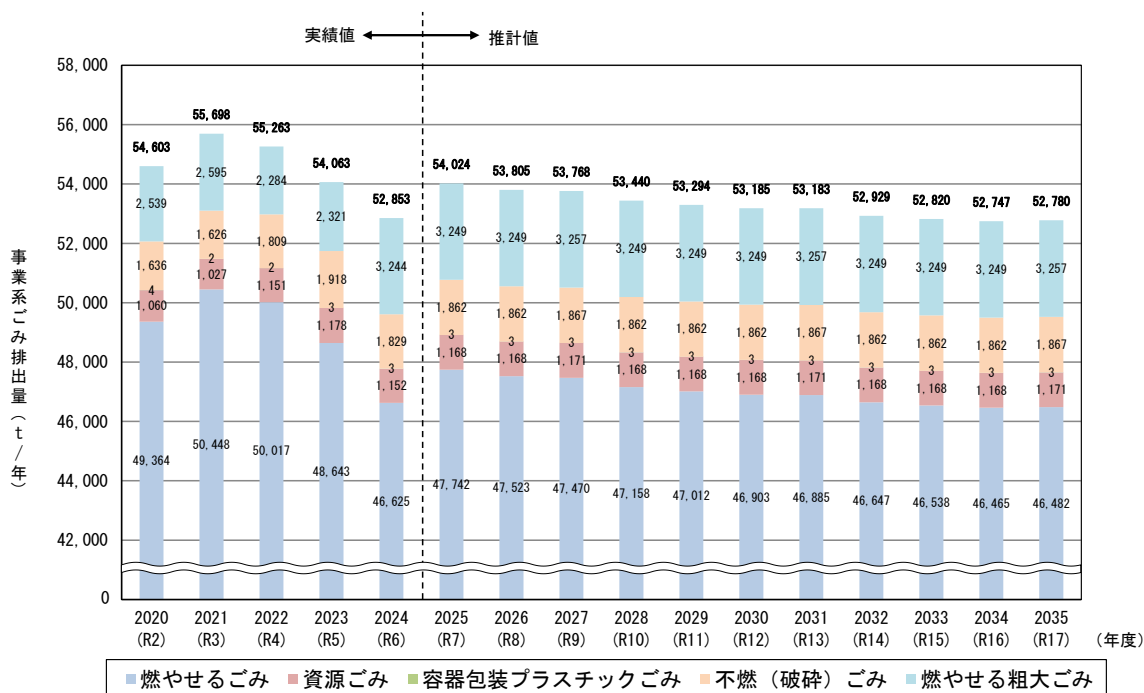


図 3-34 事業系ごみ排出量の将来予測結果

c 自治会等の資源回収量

自治会等の資源回収量の将来予測結果は、図 3-35 及び図 3-36 に示すとおりです。
自治会等の資源回収量のうち、古紙類及び金属類は、排出原単位及び排出量ともに減少し、繊維類及びびん類は、排出原単位及び排出量ともに横ばいで推移する見込みです。

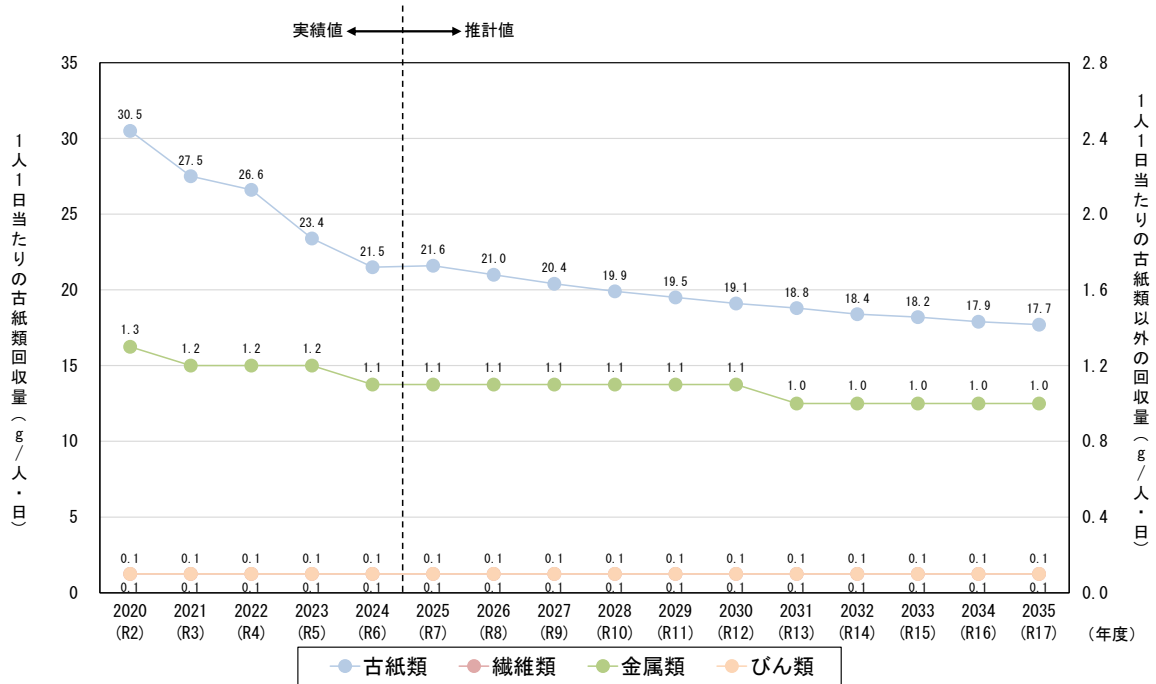


図 3-35 自治会等の資源回収排出原単位の将来予測結果

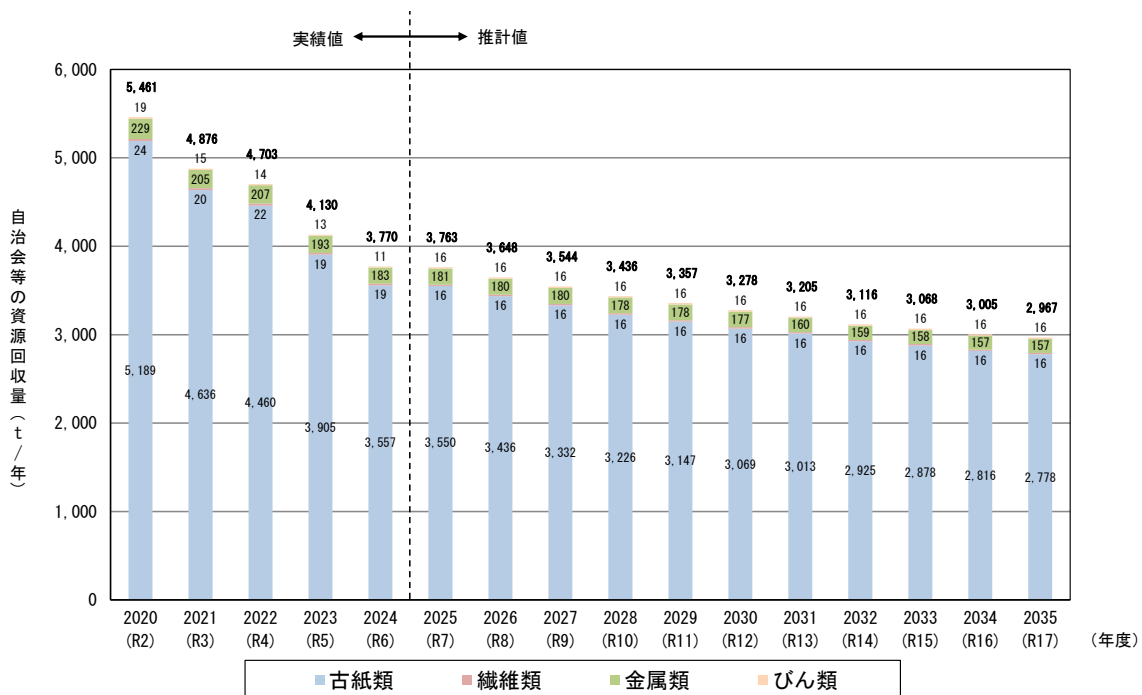


図 3-36 自治会等の資源回収量の将来予測結果

d ごみ総排出量

ごみ総排出量の将来予測結果は、図 3-37 に示すとおりです。

ごみ総排出量は、2020 年度（令和 2 年度）以降は減少しており、計画期間内においても、排出原単位及び排出量ともに減少する見込みです。

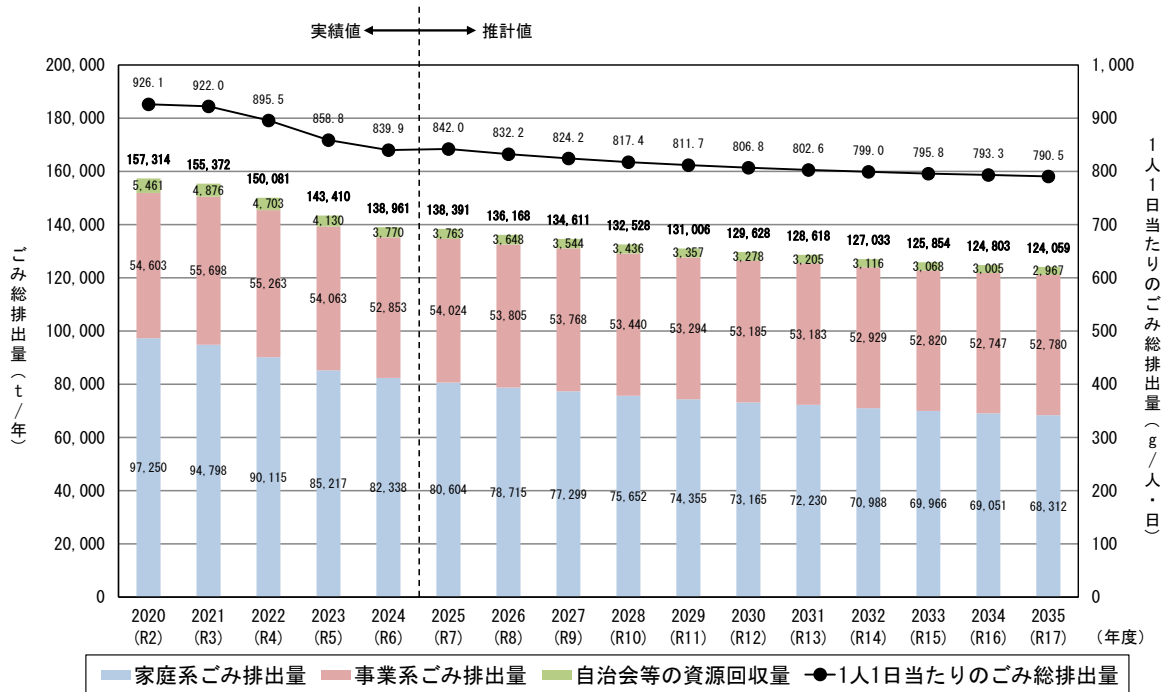


図 3-37 (1) ごみ総排出量の将来予測結果（排出源別）

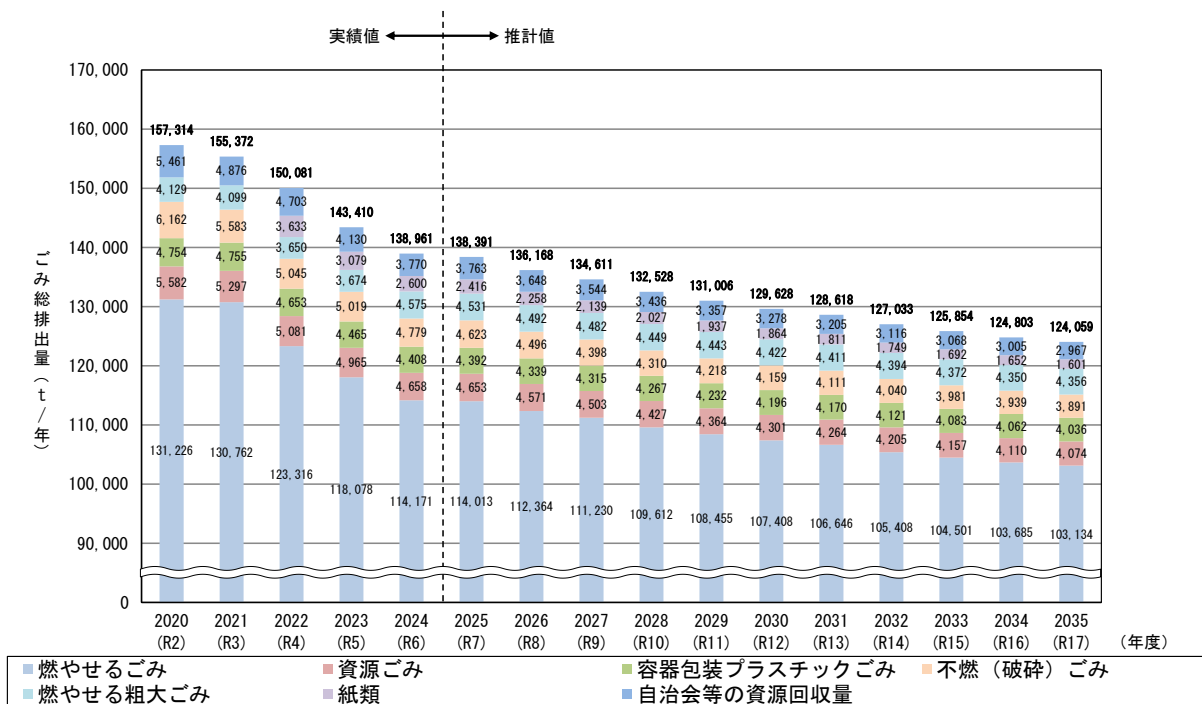


図 3-37 (2) ごみ総排出量の将来予測結果（分別品目別）

(ウ) 家庭系ごみ排出量等

a 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量等

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ及び自治会等の資源回収等を除く。)及び1人1日当たりのごみ焼却量(直接焼却量)は、図3-38に示すとおり、2021年度(令和3年度)以降は減少しており、計画期間内においても減少する見込みです。

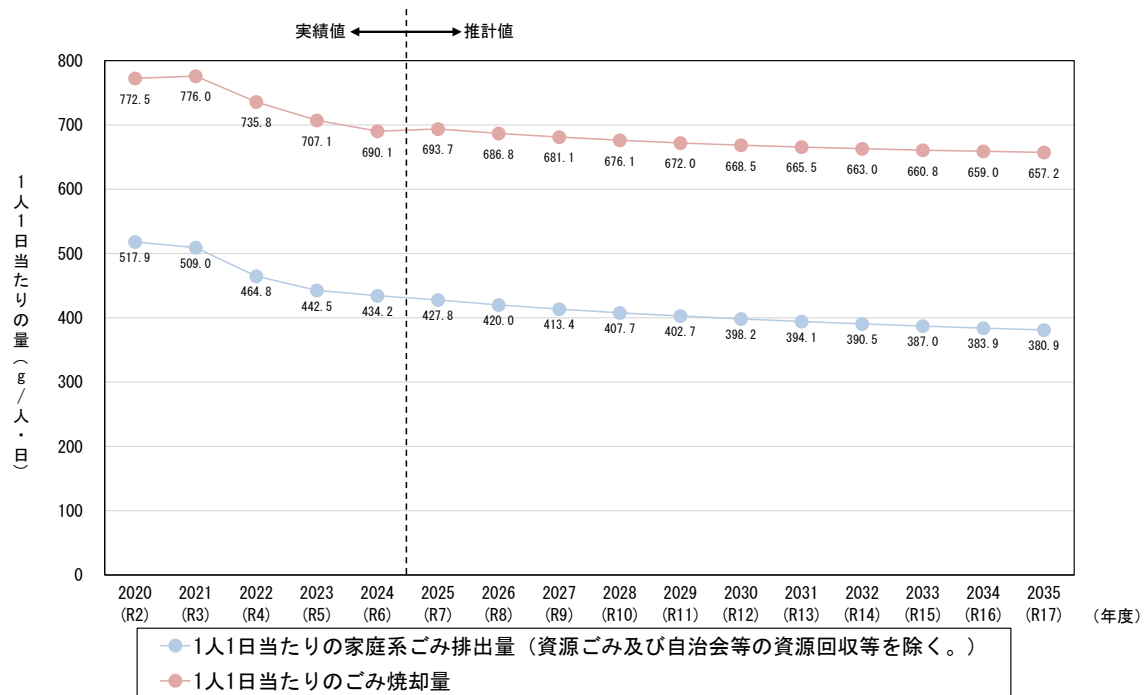
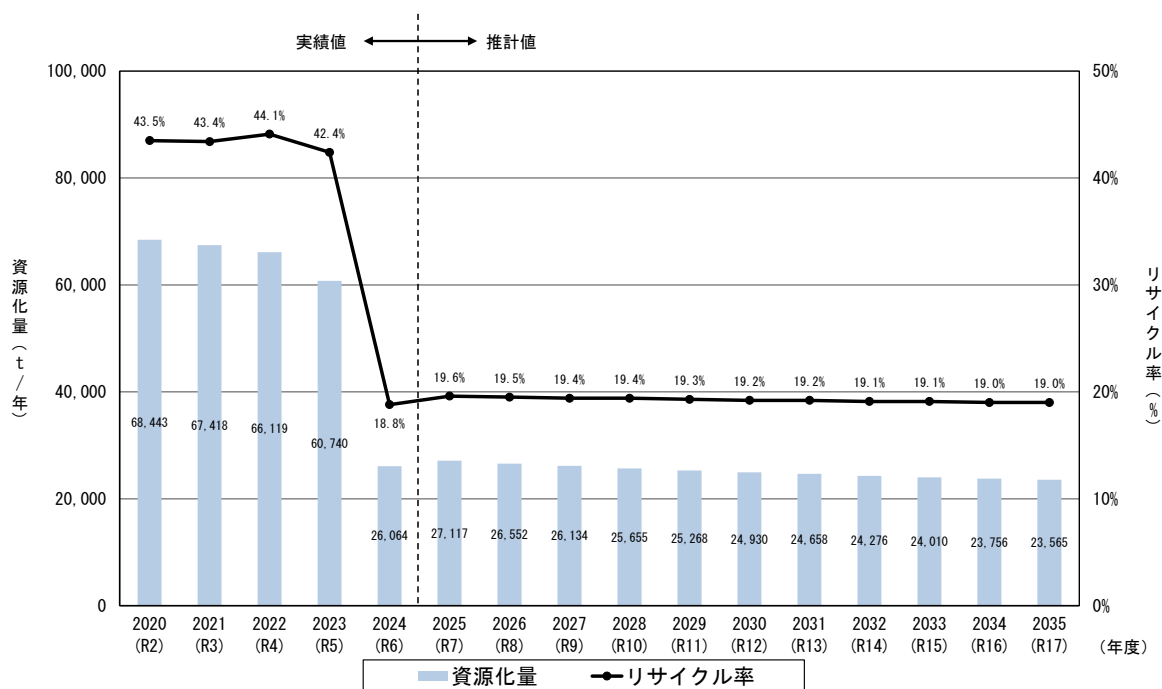


図3-38 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ及び自治会等の資源回収等を除く。)及び1人1日当たりのごみ焼却量(直接焼却量)の将来予測結果

b リサイクル率

資源化量及びリサイクル率の将来予測結果は、図 3-39 に示すとおりです。
資源化量及びリサイクル率は、計画期間内において減少する見込みです。



※ リサイクル率 = 資源化量 ÷ ごみ総排出量

資源化量 = 自治会等の資源回収量 + 直接資源化量 (紙類等) + 中間処理後再生利用量 (焼却灰等の資源化を含む。)

※ 2023 年度 (令和 5 年度) までは資源化量に RDF 製造量を含む。

図 3-39 資源化量及びリサイクル率の将来予測結果

c 最終処分量

最終処分量の将来予測結果は、図 3-40 に示すとおりです。
最終処分量は、計画期間内において減少する見込みです。

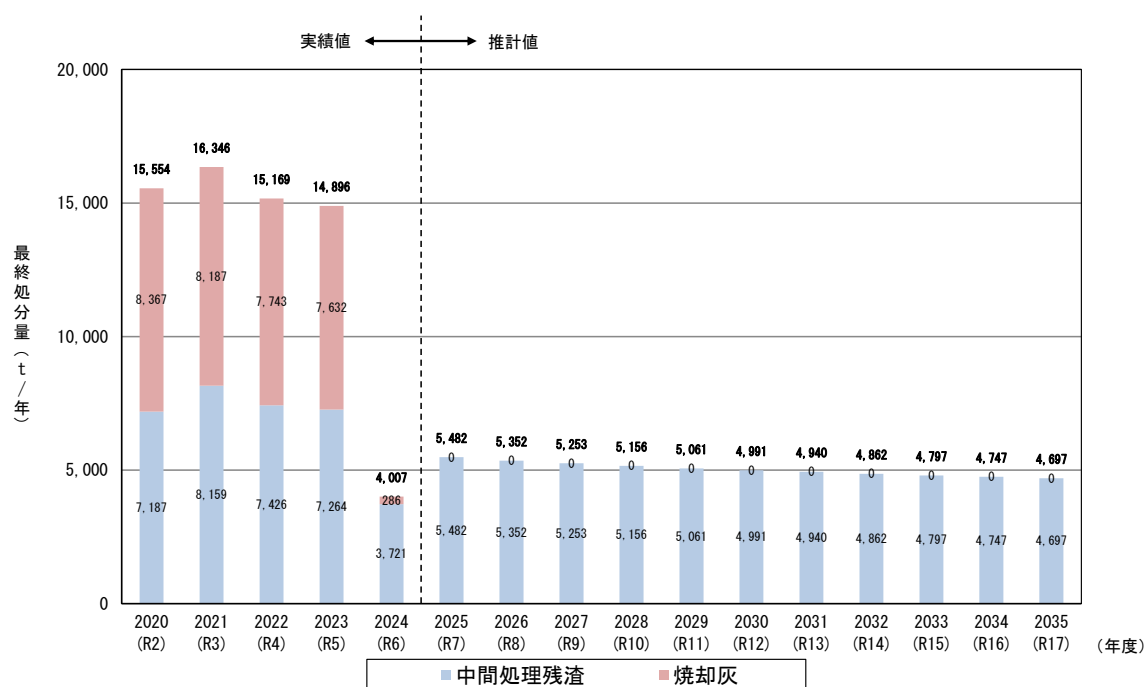


図 3-40 最終処分量の将来予測結果

リサイクル率及び最終処分量の推計について

本市では、「不燃（破碎）ごみ」の多くをリサイクル工場で処理しており、「不燃（破碎）ごみ」の処理量は、資源化量や中間処理残渣（最終処分量）に影響しますが、リサイクル工場の稼働停止に伴い、「不燃（破碎）ごみ」は仮置きしている状況であり、現時点において処理の再開時期は未定です。

よって、2025 年度（令和 7 年度）以降のリサイクル率及び最終処分量については、2020 年度（令和 2 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）までのリサイクル工場の処理実績を参考に、ごみの搬出量から推計しています。

なお、2024 年度（令和 6 年度）の資源化量及び最終処分量については、上記のことから中間処理後の資源化量及び中間処理残渣が減少しており、リサイクル率も資源化量の減少により低下しています。

イ 数値目標

数値目標は、国の基本方針の一般廃棄物処理に関する数値目標を参考に、表 3-17 のとおり設定します。目標値の考え方等の詳細は、次ページ以降のとおりです。

目標値は、現状のまま推移した場合のごみ排出量等の将来予測（現状趨勢）に排出抑制及び資源化施策の効果を上乘せしたもので推計します。

表 3-17 ごみ処理基本計画の数値目標まとめ

指標	基準値	中間目標	目標値
	2024 年度 (令和 6 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)	2035 年度 (令和 17 年度)
ごみ総排出量	138,961t/年	127,000t/年	119,000t/年
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ及び自治会等の資源回収等を除く。)	434.2g/人・日	385g/人・日	352g/人・日
リサイクル率	18.8%	20.2%	21.2%
1 人 1 日当たりのごみ焼却量 (直接焼却量)	690.1g/人・日	646g/人・日	611g/人・日
最終処分量 (町内清掃土を除く。) ※	7,264t/年	4,800t/年	4,500t/年

表 3-18 国の基本方針との比較

指標	市目標値		国基本方針の目標値
	2035 年度 (令和 17 年度)	対 2024 年度	目標年次 2030 年度 (令和 12 年度)
ごみ総排出量	119,000t/年	△14.4%	2022 年度 (令和 4 年度) 比で 約 9%削減
1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ及び自治会等の資源回収等を除く。)	352g/人・日	△18.9%	約 478g/人・日
リサイクル率	21.2%	2.4 ポイント増	約 26%
1 人 1 日当たりのごみ焼却量 (直接焼却量)	611g/人・日	△11.5%	約 580g/人・日
最終処分量 (町内清掃土を除く。) ※	4,500t/年	△38.1%	2022 年度 (令和 4 年度) 比で 約 5%削減

※ 数値目標のうち、最終処分量 (町内清掃土を除く。) については、リサイクル工場の稼働停止に伴い、中間処理残渣量が減少したことにより、2024 年度 (令和 6 年度) の実績値が 4,007t/年と、2035 年度 (令和 17 年度) 目標値に比べ低い状況となります。このため、基準値については、2023 年度 (令和 5 年度) の中間処理残渣量 7,264t/年とします。

指標① ごみ総排出量

2035年度（令和17年度）までに2024年度（令和6年度）比で14.4%以上削減し、119,000t/年以下とします。

【目標値の考え方】

- ・ごみ総排出量＝家庭系ごみ排出量（資源ごみ等を含む。）＋事業系ごみ排出量
＋自治会等の資源回収量
- ・国の基本方針は、2030年度（令和12年度）までに2022年度（令和4年度）比で約9%削減することを目標としています。
- ・市の基準値（2024年度〔令和6年度〕）
：138,961t/年
2035年度（令和17年度）における現状趨勢での推計値
：124,059t/年
- ・食品ロス削減や店頭回収の利用などの排出抑制を行うことにより、2035年度（令和17年度）の目標値を119,000t/年、2024年度（令和6年度）比で14.4%減とすることをめざします。

指標② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ及び自治会等の資源回収等を除く。）

2035年度（令和17年度）までに2024年度（令和6年度）比で18.9%以上削減し、352g/人・日以下とします。

【目標値の考え方】

- ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ及び自治会等の資源回収等を除く。）
＝（燃やせるごみ排出量＋不燃（破碎）ごみ排出量＋燃やせる粗大ごみ排出量）
÷人口÷年間日数×10⁶
- ・国の基本方針は、2030年度（令和12年度）までに約478g/人・日とすることを目標としています。
- ・市の基準値（2024年度〔令和6年度〕）
：434.2g/人・日
2035年度（令和17年度）における現状趨勢での推計値
：380.9g/人・日
- ・食品ロス削減などの排出抑制や「容器包装プラスチックごみ」や「紙類」等の更なる資源化を行うことにより、2035年度（令和17年度）の目標値を352g/人・日、2024年度（令和6年度）比で18.9%減とすることをめざします。

指標③ リサイクル率

2035年度（令和17年度）までに2024年度（令和6年度）の値から2.4ポイント向上させ、21.2%とします。

【目標値の考え方】

- ・リサイクル率＝資源化量÷ごみ総排出量
資源化量＝自治会等の資源回収量＋直接資源化量（紙類等）
＋中間処理後再生利用量（焼却灰等の資源化含む。）
- ・国の基本方針は、2030年度（令和12年度）までに26%とすることを目標としています。
- ・市の基準値（2024年度〔令和6年度〕）：18.8%
2035年度（令和17年度）における現状趨勢での推計値：19.0%
- ・「容器包装プラスチックごみ」や「紙類」等の更なる資源化を行うことにより、2035年度（令和17年度）の目標値を21.2%、2024年度（令和6年度）の値から2.4ポイント向上させることをめざします。

指標④ 1人1日当たりのごみ焼却量（直接焼却量）

2035年度（令和17年度）までに2024年度（令和6年度）比で11.5%以上削減し、611g/人・日以下とします。

【目標値の考え方】

- ・1人1日当たりのごみ焼却量＝直接焼却量÷人口÷年間日数×10⁶
直接焼却量＝福山ローズエネルギーセンターでそのまま焼却されたごみの量
- ・国の基本方針は、2030年度（令和12年度）までに580g/人・日以下とすることを目標としています。
- ・市の基準値（2024年度〔令和6年度〕）：690.1g/人・日
2035年度（令和17年度）における現状趨勢での推計値：657.2g/人・日
- ・食品ロス削減などの排出抑制や「容器包装プラスチックごみ」や「紙類」等の更なる資源化を行うことにより、2035年度（令和17年度）の目標値を611g/人・日、2024年度（令和6年度）比で11.5%減とすることをめざします。

指標⑤ 最終処分量（町内清掃土を除く。）

2035年度（令和17年度）までに4,500t/年以下とします。

【目標値の考え方】

- ・最終処分量（町内清掃土を除く。）＝中間処理施設からの不燃残渣量
- ・国は、2030年度（令和12年度）までに2022年度（令和4年度）比で約5%削減することを目標としています。
- ・市の2024年度（令和6年度）実績は4,007t/年ですが、この値は、リサイクル工場の稼働停止に伴い、中間処理残渣量が減少したものであることから、基準値については、2023年度（令和5年度）の中間処理残渣量（7,264t/年）とします。
- ・2035年度（令和17年度）における現状趨勢での推計値：4,697t/年
- ・「不燃（破碎）ごみ」として、「充電式電池」や「充電式電池が取り外せない小型家電」などが排出されており、分別を徹底することで、2035年度（令和17年度）の目標値を4,500t/年以下とすることをめざします。

8 施策の内容

(1) 本市の施策の内容

基本理念を実現するため、基本方針に基づいた各種施策を実施します。

基本方針ごとの施策の内容は、次のとおりです。

また、安定的かつ適正なごみ処理を行うため、次の3つの項目について、重点的かつ迅速に取り組みます。

- ①プラスチックごみの資源化の推進【施策番号7】
- ②（新）リサイクル工場の整備【施策番号13】
- ③ごみの資源化や分別区分の見直し及び拠点回収の拡充【施策番号7～12、18】

表 3-19 基本方針ごとの施策の内容

基本理念	基本方針	施策番号	主な施策の内容
市民・事業者・行政の協働による環境にやさしい資源循環型都市の実現	基本方針1 ごみの発生抑制の推進	1	ごみ減量に向けた取組の推進
		2	市民の環境意識の向上
		3	わかりやすい環境情報の発信
		4	家庭系ごみの排出抑制
		5	生ごみ・食品ロスの削減
		6	事業系ごみの排出抑制
	基本方針2 ごみの資源化の推進	7	プラスチックごみの資源化の推進
		8	布類の資源化に向けた回収体制の検討
		9	草・剪定枝等の資源化に向けた処理方法の検討
		10	びん・缶類及びペットボトルの資源化の促進
		11	使用済小型家電の資源化の推進
		12	紙類の更なる資源化の推進
	基本方針3 安定的なごみ処理体制の確保	13	新たな中間処理体制の構築
		14	最終処分場の安定的な確保
		15	休止施設等の整理
		16	大規模災害に備えたごみ処理体制の構築
		17	処理困難物への対応・不法投棄対策
		18	効率的・安定的な収集体制の構築
		19	燃やせる粗大ごみの収集方法の検討

基本方針 1 ごみの発生抑制の推進

施策番号 1 ごみ減量に向けた取組の推進

3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組む中で、効果的にごみを削減できるリデュース、リユースを推進します。また、フリマアプリを活用したリユースの促進など、リデュース、リユースに関する新たな取組を検討します。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール									
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035
①リデュース、リユース推進の周知	拡充	実施									
②フリマアプリを活用したリユースの促進の検討	新規	検討	実施								

施策番号 2 市民の環境意識の向上

出前講座やごみ処理施設等の見学、環境イベント開催などの環境教育、環境啓発活動を継続するほか、地域や学校等での環境学習に対する更なる支援を検討します。また、外国人向けの啓発活動を検討します。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール									
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035
①出前講座、イベントの開催、ごみ処理施設等の見学	継続	継続									
②地域の環境学習に対する支援（パネル貸出等）	継続	継続									
③外国人向けの啓発活動	拡充	検討	実施								
④ふくやま環境賞の実施	継続	継続									

施策番号 3 わかりやすい環境情報の発信

ごみ分別ガイドブックや家庭ごみの分け方・出し方等の紙媒体、市公式 LINE、市ホームページのほか、福山市 AI 案内サービス（チャットボット）を充実することにより、市民にわかりやすい情報を発信します。また、動画配信やアプリによる情報提供や多言語化の拡充などを検討します。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール									
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035
①ごみ分別ガイドブック等の紙媒体、市ホームページ、AI案内サービスの充実	継続	継続									
②動画配信やアプリによる情報提供の検討	新規	検討	実施								
③多言語化の拡充	拡充	検討	実施								

施策番号 4 家庭系ごみの排出抑制

ごみを排出する際の適正な分別を周知するほか、店頭回収やリユースショップの活用など、不用となった物を安易にごみとして廃棄しない取組を周知します。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール									
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035
①ごみを排出する際の適正な分別の周知	継続	継続									
②店頭回収やリユースショップの活用の検討	新規	検討	実施								

施策番号 5 生ごみ・食品ロスの削減

食品ロスの発生抑制のため、市民や事業者に対する普及啓発を行います。また、引き続き、生ごみ減量のための3きり運動を推進します。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール									
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035
食品ロス削減推進計画に基づく施策の実施	新規・継続	実施									
【主な取組】											
①食品ロス発生抑制に向けた市民への普及啓発	継続	実施									
②生ごみ減量のための、3きり運動の推進(使いきり・食べきり・水きり)	継続	実施									
③フードドライブの実施	継続	実施									

施策番号 6 事業系ごみの排出抑制

多量排出事業者に対しては、引き続き、一般廃棄物減量計画書の提出や立入調査を行います。その中で事業所でのごみ処理の現状を確認するとともに、ごみ減量やリサイクルの情報提供、必要がある場合は指導・助言を行います。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール										
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035	
①多量排出事業者への指導・助言	継続	実施										
②事業所ごみの適正排出・分別排出指導	継続	実施										
③事業者の業種、業態に応じた3R関連情報提供	継続	検討	実施									
④ごみ出しガイド、事業所ごみ分別情報のホームページの更新	継続	検討	実施									

基本方針 2 ごみの資源化の推進

施策番号 7 プラスチックごみの資源化の推進

プラスチック資源循環法の趣旨を踏まえ、家庭から排出される「燃やせるごみに含まれる商品プラスチックごみ」と「容器包装プラスチックごみ」の一括回収及び資源化に向けて取り組むほか、これまでの行政中心のリサイクルから、事業者と連携したリサイクルへの移行について検討します。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール											
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035		
①プラスチックごみの一括回収及び資源化の実施	見直し	検討		実施									
②事業者と連携したプラスチックごみの資源化を促進するための手法の検討	新規	検討		実施									

施策番号 8 布類の資源化に向けた回収体制の検討

民間事業者と連携した拠点回収など、市民が利用しやすい体制を検討します。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール											
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035		
布類の資源化に向けた回収体制等を検討	新規	検討		実施									

施策番号 9 草・剪定枝等の資源化に向けた処理方法の検討

福山ローズエネルギーセンターにおいてバイオマスエネルギー資源として活用するほか、新たなリサイクルシステムを調査・検討します。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール											
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035		
草・剪定枝等の資源化に向けたリサイクル方法の研究	新規	研究		実施									

施策番号 10 びん・缶類及びペットボトルの資源化の促進

家庭から排出される、びん・缶類を資源化するため、自治会等の資源回収を継続します。また、ペットボトルやトレイなどは、市民がリサイクルを実感できるよう、事業者と連携した市民啓発や店頭回収の利用促進などに取り組みます。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール									
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035
①自治会等の資源回収を継続	継続	実施									
②ペットボトル・トレイのリサイクルに係る事業者と連携した市民啓発	新規	検討	実施								
③民間事業者による店頭回収についての情報提供	新規	検討	実施								

施策番号 11 使用済小型家電の資源化の推進

公共施設での拠点回収を継続し、使用済小型家電のリサイクルを推進します。特に、パソコンやスマートフォンなど資源価値の高い小型家電製品については、回収拠点を民間施設にも拡大するなど、市民が利用しやすい方法を検討します。更に、既存の宅配便を活用したパソコンや小型家電の自宅回収事業も周知します。

また、リチウムイオン電池などの充電式電池についても、公共施設による拠点回収を継続するほか、正しく処理すれば有効な資源となることを啓発します。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール									
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035
①公共施設での拠点回収を継続	継続	実施									
②拠点回収について民間施設での実施を検討	新規	検討	実施								
③小型家電・充電式電池のリサイクルに係る市民啓発	新規	検討	実施								
④民間事業者による店頭回収についての情報提供	新規	検討	実施								

施策番号 12 紙類の更なる資源化の推進

市民の利便性及び紙類の資源化の向上に向け、公共施設による拠点回収をはじめ、自治会等の資源回収に対する補助制度、ごみステーションによる分別収集を継続するほか、民間事業者による店頭回収を促進します。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール									
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035
①公共施設での拠点回収	継続	実施									
②自治会等の資源回収を促進するための補助制度	継続	実施									
③ごみステーションでの回収を継続するほか、回収できる紙類の種類を検討	継続・見直し	検討・実施									
④民間事業者による店頭回収についての情報提供	新規	検討	実施								

基本方針 3 安定的なごみ処理体制の確保

施策番号 13 新たな中間処理体制の構築

「容器包装プラスチックごみ」は、「燃やせるごみに含まれる商品プラスチックごみ」とともに民間施設での処理を検討します。「不燃（破砕）ごみ」は、現在地に新たな施設を整備して処理する方向で検討を進めます。また、新施設を整備するまでの間、仮置きしている「不燃（破砕）ごみ」は、仮設の処理設備による処理を検討します。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール									
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035
①プラスチックごみの一括回収及び資源化の実施（再掲）	新規	検討	実施								
②（新）リサイクル工場の整備	新規	検討・実施									
③不燃（破砕）ごみの仮設処理設備による処理	新規	検討	実施								

施策番号 14 最終処分場の安定的な確保

最終処分場の延命化に向け、町内清掃土の処分方法や容量確保のための施策を検討します。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール											
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035		
①町内清掃土の再生利用	新規	検討		実施									
②容量確保のための施策の検討	新規	検討・実施											

施策番号 15 休止施設等の整理

休止したごみ処理施設について、計画的に解体や処分を進めます。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール									
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035
①-1 休止した焼却施設※の解体	継続	解体									
①-2 解体後の跡地利用・処分の検討	継続	跡地利用の検討・実施									
②休止した埋立地の処分	継続	検討・実施									

※ 西部清掃工場、新市クリーンセンター、深品クリーンセンター、旧沼隈清掃工場

施策番号 16 大規模災害に備えたごみ処理体制の構築

民間事業者との協定を踏まえ、災害に対応したごみ処理体制を構築するほか、「福山市災害廃棄物処理計画」を2026年度（令和8年度）に見直します。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール										
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035	
①災害に対応したごみ処理体制の構築、平常時の連絡体制及び訓練の実施	継続	体制構築、連絡体制・訓練の実施										
②福山市災害廃棄物処理計画の見直し	継続	計画見直し	定期的に見直し									

施策番号 17 処理困難物への対応・不法投棄対策

市が収集しないごみは、引き続き、適正処理の情報を提供するほか、新たな処理困難物は適正な処理ルートを検討します。また、不法投棄への対策を引き続き行います。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール									
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035
①市が収集しないごみについて適正処理に係る情報提供	継続	実施									
②新たな処理困難物について適正な処理ルートの検討、情報提供	継続	検討・実施									
③不法投棄対策	継続	実施									

施策番号 18 効率的・安定的な収集体制の構築

「福山市ふれあい収集」のより効率的・効果的な収集ルート等を検討するため、定期的に事業の点検を行います。

また、充電式電池は適正に分別されない場合、収集及び処理の際に火災の危険性があることから、充電式電池や充電式電池を使用した小型家電について、分別の徹底を図るほか、拠点回収の拡充等を検討します。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール									
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035
①「福山市ふれあい収集」を定期的に事業内容を点検し、必要に応じ見直す。	継続	点検、見直し									
②充電式電池を使用した小型家電等について、分別の徹底を図るほか、拠点回収の拡充等を検討	継続	検討・実施									

施策番号 19 燃やせる粗大ごみの収集方法の検討

燃やせる粗大ごみの収集について、有料化を含めた戸別収集など、市民の負担を軽減する方法について調査します。また、使用可能なものについては、リユースできる仕組みを検討します。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール									
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035
燃やせる粗大ごみの収集方法の調査及びリユースの仕組みを検討	新規	検討		実施							

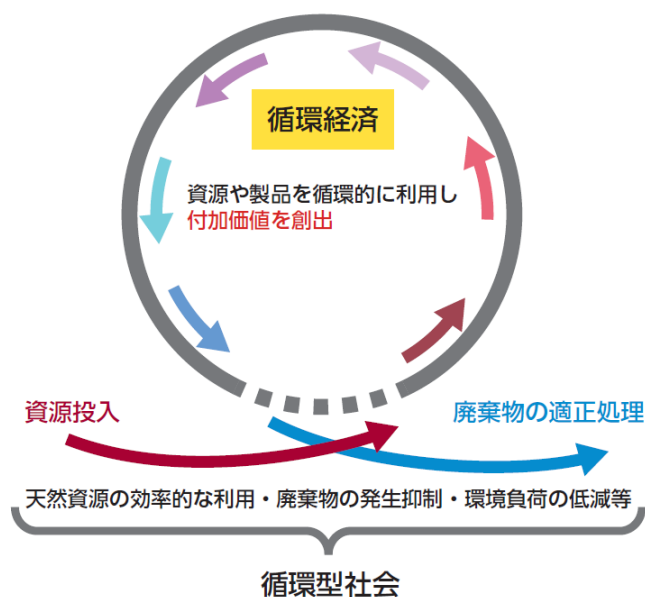
(2) 市民・事業者・本市の役割

ア 市民の役割

- 一人ひとりがごみに対する関心とコスト意識を持ち、日々の生活の中で、主体的にごみを減らすライフスタイルを実践し、ごみの減量、リサイクルに取り組みます。
- 分別の徹底や自治会等の資源回収への参加など、ごみ減量や適正処理に向けて取り組みます。

イ 事業者の役割

- 排出者としての自覚を持ち、発生したごみは自己処理責任の原則の下、必要なコストを負担し、リサイクル又は適正な処理を行います。
- 製品やサービスの生産・流通・販売等の各段階において、資源投入量・消費量を抑えつつ、資源・製品の価値を最大化し、廃棄物の発生を最小化する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進します。
- 小売事業者など消費者に近い事業者は、びん、缶類、ペットボトル、使用済小型家電等の店頭回収に協力します。
- 再生利用しやすい製品の開発・製造を行うとともに、拡大生産者責任の考え方に基づき、使用済製品の回収やリサイクルなど適正処理に努めます。



出典：令和7年版環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）
図 3-41 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

ウ 本市の役割

- 普及啓発や情報提供を積極的に行い、市民・事業者のごみに対する関心を高め、自主的な行動を促進するとともに、各主体が取り組みやすい仕組みをつくり出します。
- ごみ処理の全ての段階において、適正処理の確保はもとより、環境負荷の低減効果とコストのバランスをとりながら、将来に大きな負担を残さない安定的な処理を維持します。
- ごみの排出者として、ごみを出さない活動を率先して取り組みます。

9 ごみ処理計画

(1) 収集運搬

家庭系ごみの分別区分については、基本的には現在の分別区分を継続しますが、「燃やせるごみに含まれる商品プラスチックごみ」と「容器包装プラスチックごみ」の一括回収及び資源化に向けた収集方法を検討するほか、ごみの減量化・資源化に向け分別区分や収集方法を必要に応じて検討します。また、事業系ごみの分別区分は、現在の分別区分を継続します。

(2) 中間処理

中間処理については、福山ローズエネルギーセンターや民間処理施設で行うほか、仮設の「不燃（破砕）ごみ」処理設備での処理を検討します。また、安定的なごみ処理体制に向け、新たなリサイクル工場の整備について検討します。

なお、目標達成時におけるごみ総排出量等の将来予測結果は、図 3-42～図 3-44 に示すとおりです。

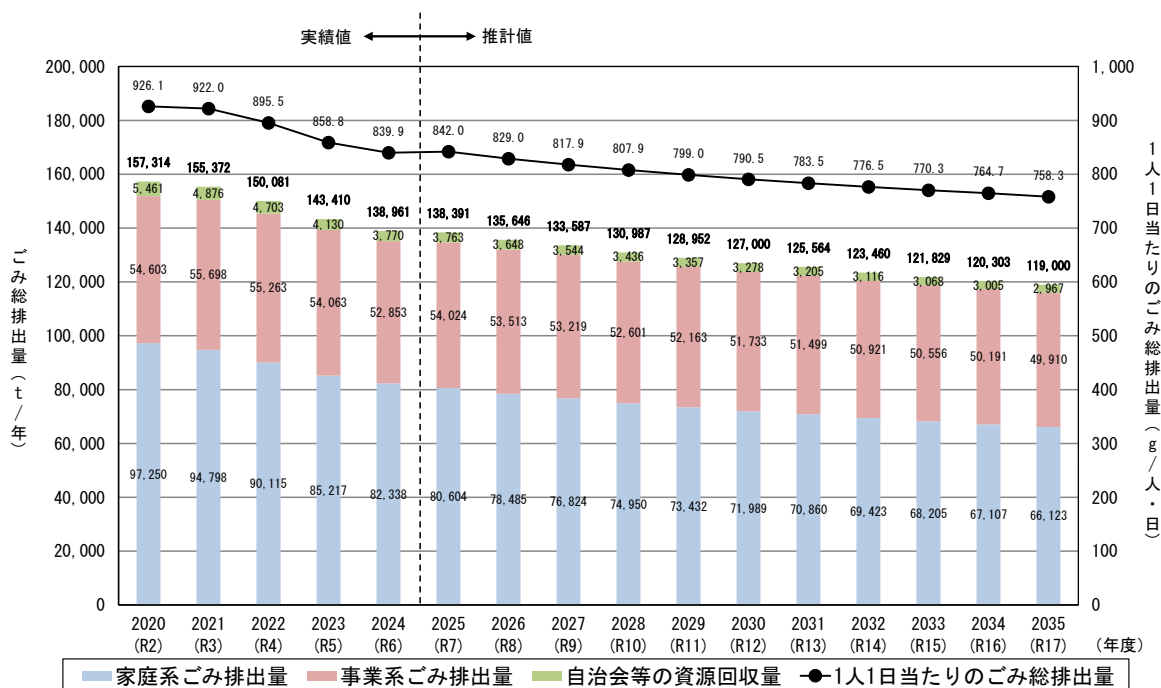
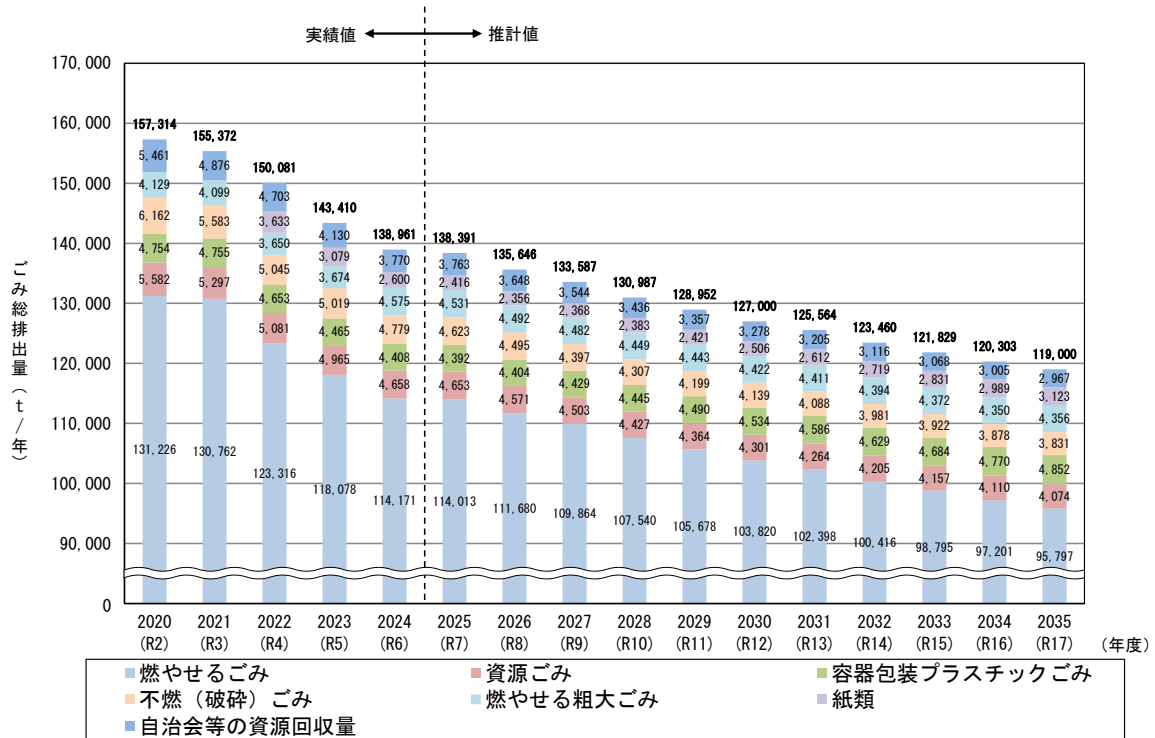


図 3-42 (1) ごみ総排出量の将来予測結果（排出源別）（目標達成時）



※ 2028年度(令和10年度)以降の容器包装プラスチックごみの排出量には、商品プラスチックごみの排出量を含む。

※ 2028年度(令和10年度)以降の紙類の排出量には、布類の排出量を含む。

図 3-42 (2) ごみ総排出量の将来予測結果(分別品目別)(目標達成時)

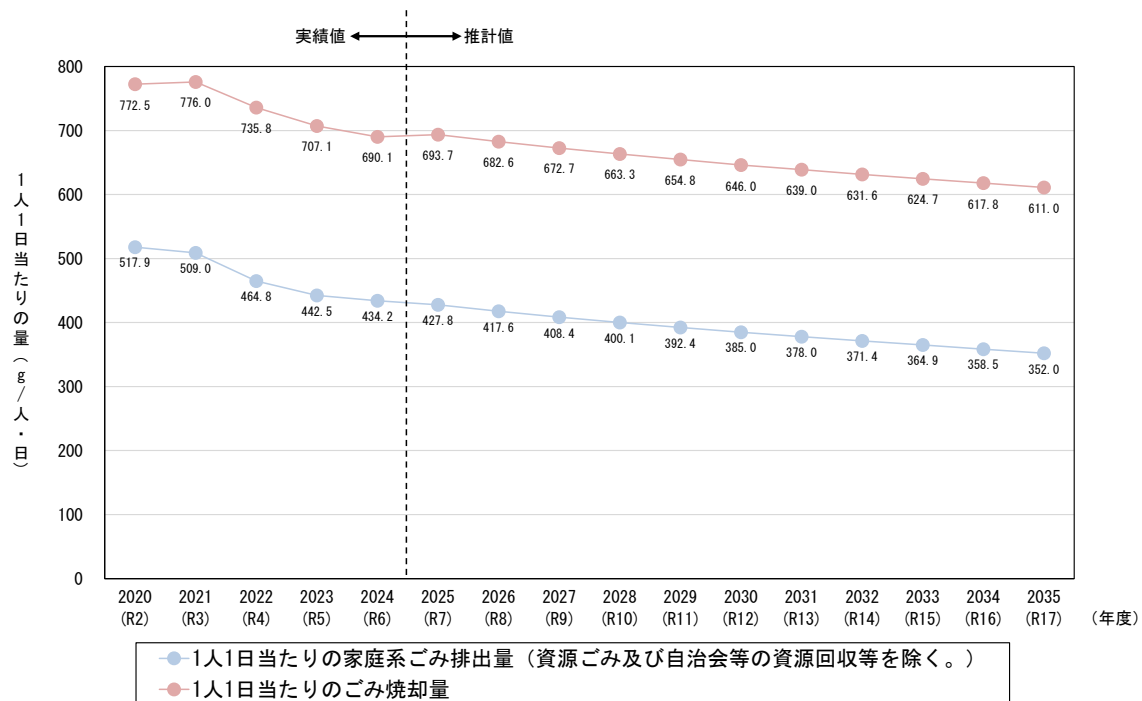
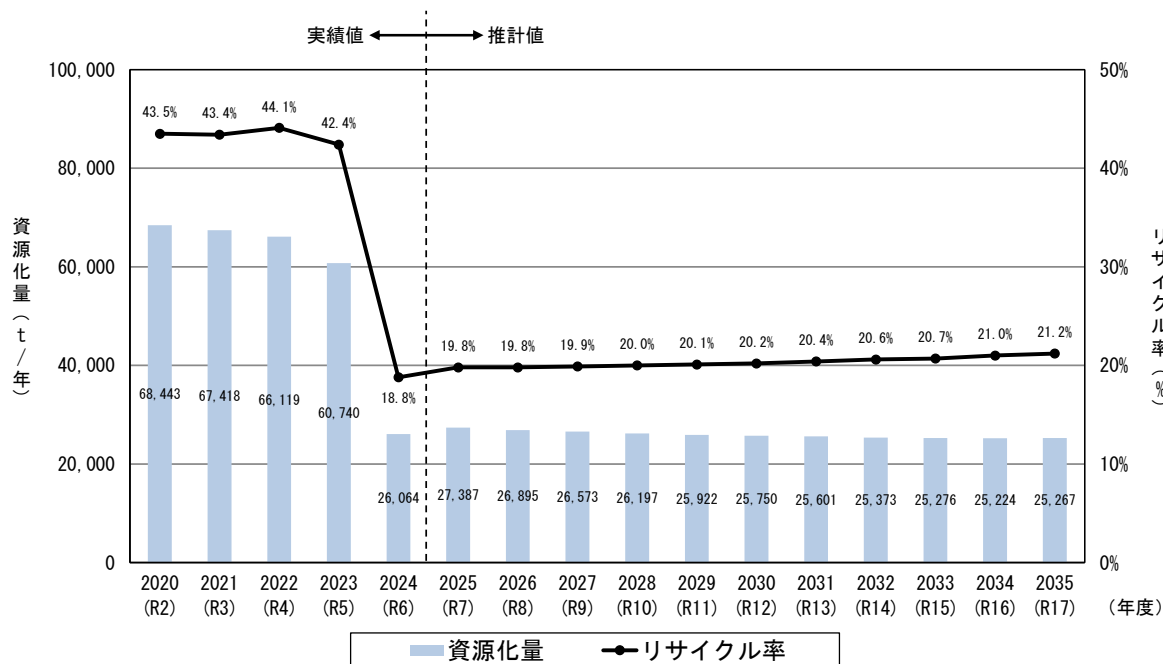


図 3-43 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみ及び自治会等の資源回収等を除く。)及び1人1日当たりのごみ焼却量(直接焼却量)の将来予測結果(目標達成時)



※ リサイクル率 = 資源化量 ÷ ごみ総排出量
 資源化量 = 自治会等の資源回収量 + 直接資源化量 (紙類等) + 中間処理後再生利用量 (焼却灰等の資源化を含む。)

※ 2023年度 (令和5年度) までは資源化量に RDF 製造量を含む。

図 3-44 資源化量及びリサイクル率の将来予測結果 (目標達成時)

(3) 最終処分

引き続き、中間処理施設からの残渣などは箕沖埋立地において埋立処分し、町内清掃土等については、箕沖埋立地及び内海埋立地において埋立処分します。

最終処分場の延命化に向け、町内清掃土の処分方法や容量確保のための施策を検討します。なお、目標達成時における最終処分量の将来予測結果は、図 3-45 に示すとおりです。

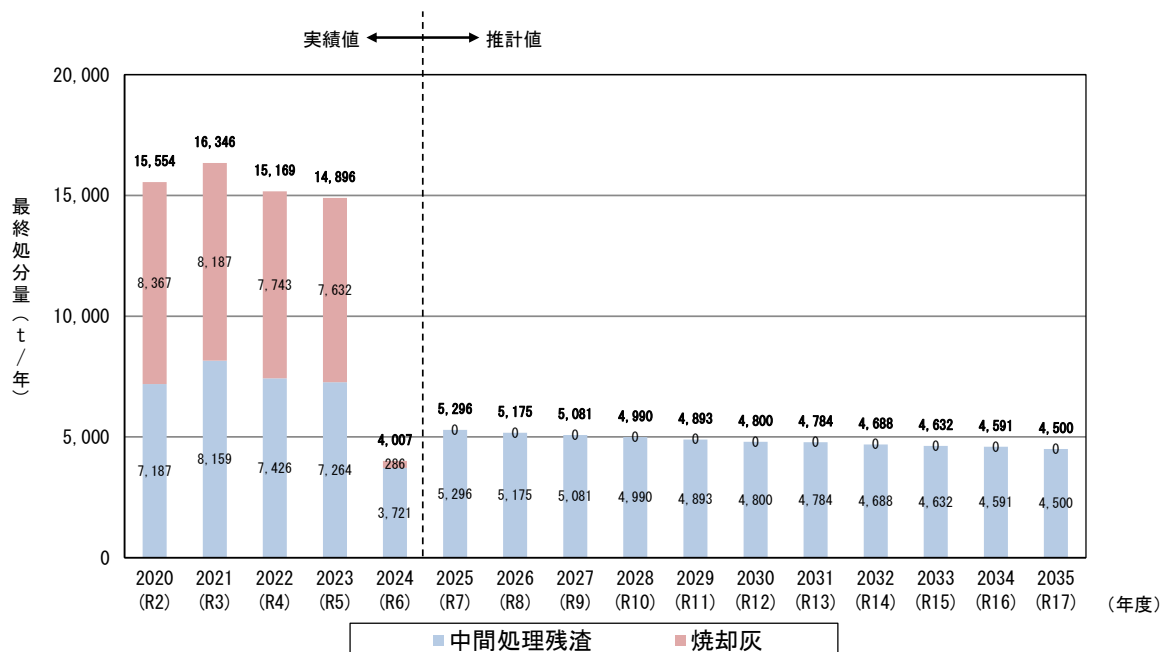


図 3-45 最終処分量の将来予測結果 (目標達成時)

第4章 食品ロス削減推進計画

1 計画の基本的事項

(1) 策定の趣旨

「食品ロス」とは、まだ食べることができるにも関わらず廃棄される食品であり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

食品ロスの問題については、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」でも重要な柱として位置付けられ、「2030年（令和12年）までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」が国際目標として設定されるなど、世界的にも大きな問題となっています。食料の多くを輸入に依存している我が国としても、真摯に取り組むべき課題です。

このような中、国においては、行政、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とする「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が2019年（令和元年）10月から施行され、2020年（令和2年）3月には、同法第11条に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されています。食品ロス削減推進法には、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされているほか、基本方針を踏まえて食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

また、広島県においても、食品ロス削減を県民運動として関係者が一体となって進めていくこととし、国の基本方針を踏まえ、地域の特性に応じた食品ロス削減の取組を推進していくための取組方針を2024年（令和6年）3月に策定しました。

本市では、これまでごみの減量化を目的に、フードドライブ（家庭で余っている未使用食品を寄贈する活動）や食品ロスに関する情報提供、啓発活動などを行ってきました。

食品ロスの削減には、市民、事業者、行政等の連携により計画的に取り組む必要があることから、「福山市食品ロス削減推進計画」を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置付けます。

また、食品ロス削減の取組は、ごみの発生抑制・排出抑制に資するものであり、福山市一般廃棄物処理基本計画で定めるごみ減量化の取組と関連が深いことから、同計画の中に位置付け、一体のものとして策定します。

(3) 計画の期間

2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）までの10年間を計画期間とします。

2 食品ロスの現状と課題

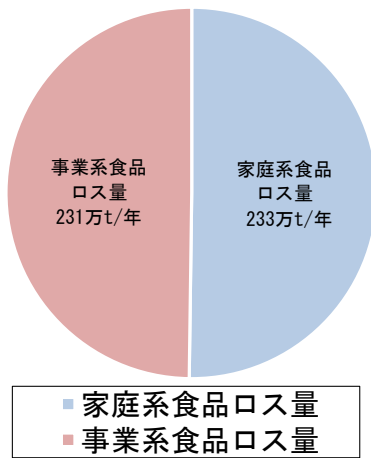
(1) 日本の食品ロスの現状

農林水産省及び環境省は、食品ロス量を推計し、公表しており、2023年度（令和5年度）の食品ロス量は、約464万t/年です。

その内訳は、事業系食品ロス量が231万t/年、家庭系食品ロス量が233万t/年で、国民一人当たりの食品ロス量は、1日約102g、年間で約37kg発生しています。

事業系食品ロスは、事業活動に伴って発生する食品ロスのことで、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業の4業種に分類されます。

我が国の食品ロス量の内訳



事業系食品ロス量の内訳

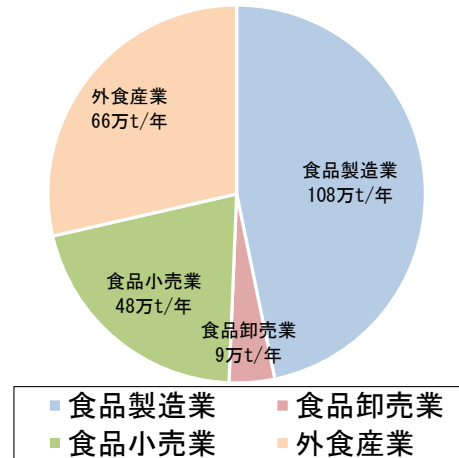


図 4-1 我が国の食品ロス量の内訳

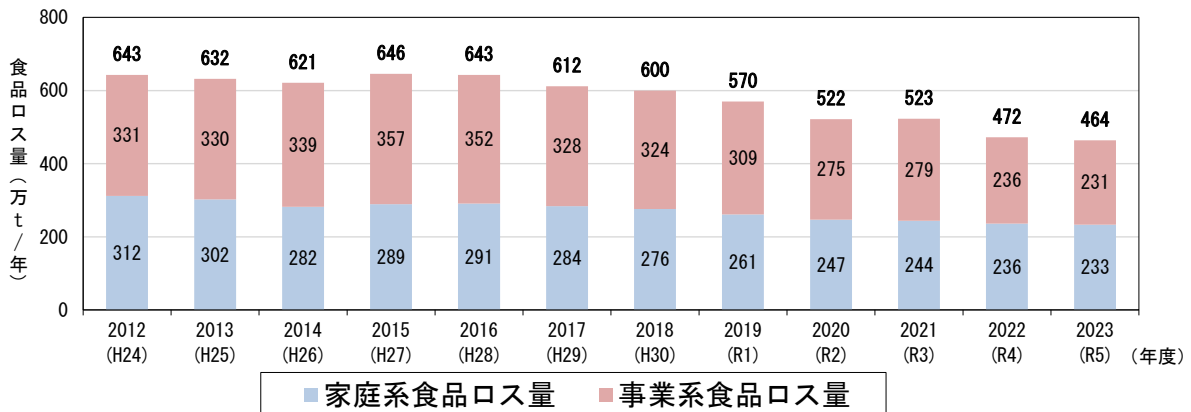


図 4-2 我が国の食品ロス発生量の推移

(2) 本市の食品ロスの現状

ア ごみ組成調査及び食品ロス混入状況調査

本市の燃やせるごみのうち、厨芥類（生ごみや食べ残しなど）の割合は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの平均で家庭系ごみが31.5%、事業系ごみが55.6%となっています。

また、厨芥類における食品ロスの割合は、平均で家庭系ごみが31.4%、事業系ごみが47.9%となっています。

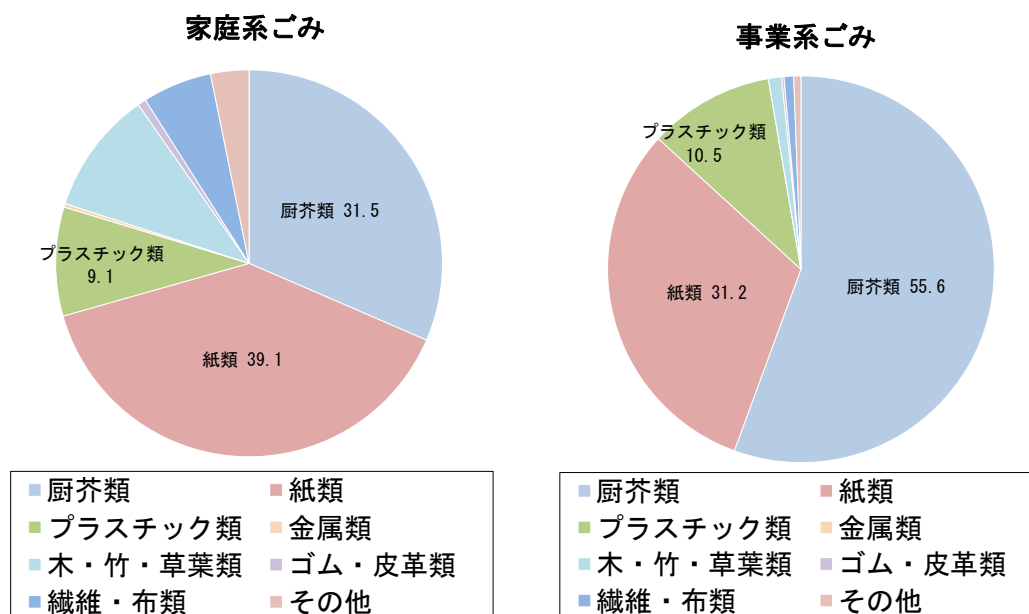
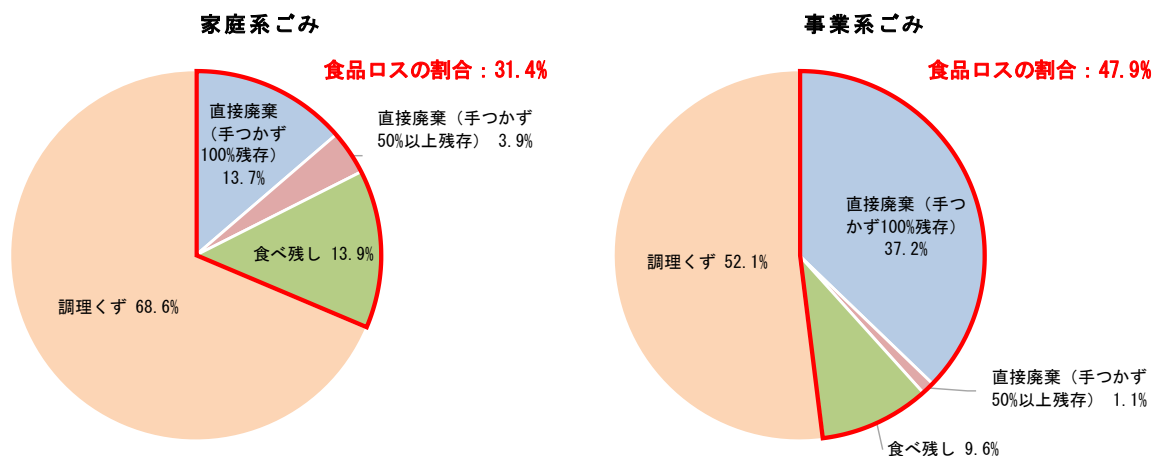


図 4-3 燃やせるごみの組成状況



- (注)
- ・直接廃棄（手つかず 100%残存）：購入後全く手がつけられずに捨てられたもの。野菜、果物、卵、魚介類、肉類、パン類、菓子類、麺類、缶詰・びん詰め、大豆製品、乳製品、調味料など。
 - ・直接廃棄（手つかず 50%以上残存）：購入後ほとんど手がつけられずに捨てられたもので、概ね 50%以上の原形を残すもの。袋に半分だけ残ったもやし、半分のりんご、容器に半分だけ残ったドレッシングなど。
 - ・食べ残し：調理され又は生のまま食卓にのぼったもの及び購入後一定程度手がつけられて捨てられたもので、概ね 50%未満の原形を残すもの。
 - ・調理くず：調理過程から排出された野菜・果物の皮、くず、芯、魚の骨・内臓、卵の殻など食べることができない部分。

図 4-4 食品ロスの割合

イ 食品ロス推計量

本市の2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの燃やせるごみに含まれる食品ロス量の推計値は、平均で20,430t/年となります。そのうち家庭系食品ロス量は7,308t/年で、事業系は13,122t/年となります。

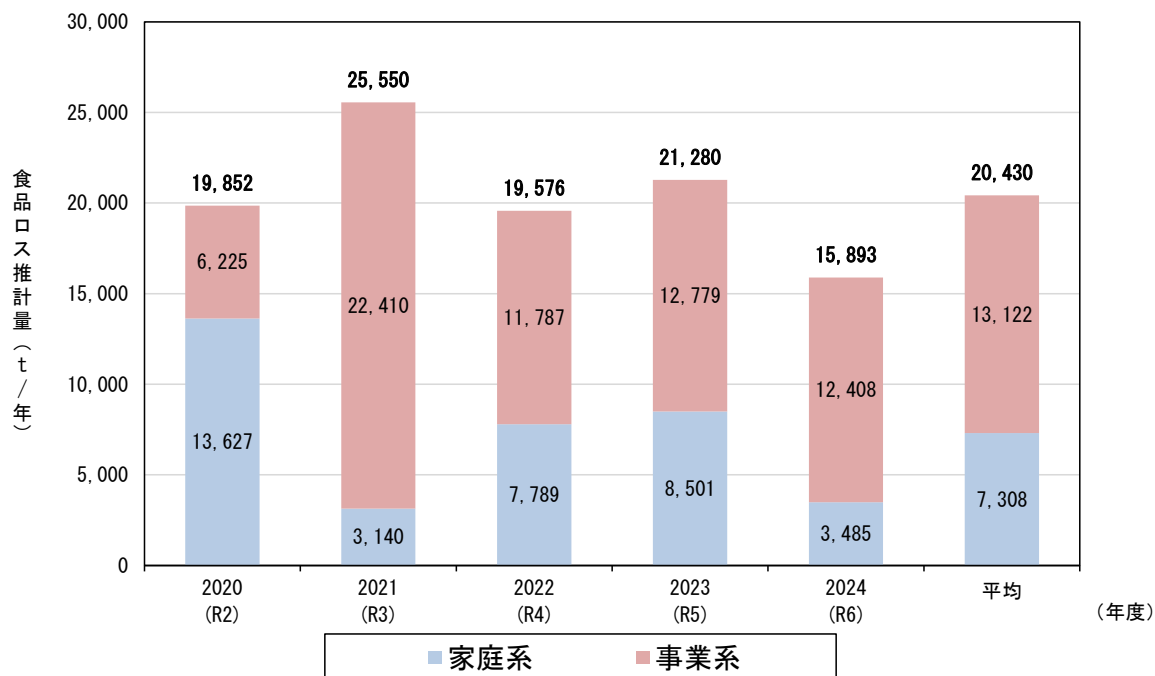


図 4-5 本市における食品ロス推計量の推移

(3) 食品ロスに関するアンケート結果

市民等の食品ロスに関する意識や行動、意見を把握するため、「食品ロス削減推進法」に定める「食品ロス削減月間」である10月に、その周知も兼ねて福山市 LINE アンケートにより実施しました。

対象者 福山市 LINE 公式アカウントに登録のある方

調査期間 2025年（令和7年）10月3日から10月9日まで

回答件数 3,302件

ア 結果の概要

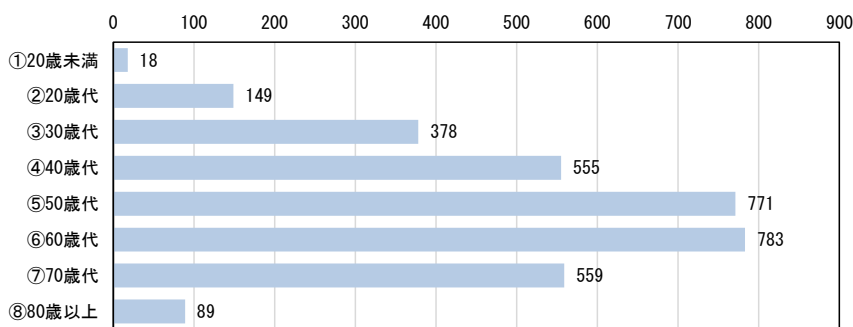
- ・食品ロスという言葉は、回答者の95.5%が意味も含め、認識しています。
- ・家庭での食品ロスの発生要因は、「賞味（消費）期限切れ」と回答した割合が29.9%、「食材の傷みによる廃棄」と回答した割合が27.4%となっています。
- ・家庭での食品ロス発生抑制の取組としては、「冷蔵庫内を確認し食材を使い切る」との回答が最も多く、次いで「賞味期限切れでもすぐには捨てず自分で判断する」や「冷凍保存など保存の方法を工夫する」となっています。

- ・ 外食等での食品ロス発生抑制の取組としては、「注文しすぎないようにする」との回答が最も多く、次いで「すべて食べている」や「苦手な料理や量が多いときは食べられる人に食べてもらう」となっています。
- ・ 食品ロス削減に向けての市の取組として、「小中学校における環境学習の実施」との回答が最も多く、次いで「フードドライブ受付窓口の拡充」や「冷蔵庫の整理整頓や正しい保存方法などの情報提供」となっています。

イ アンケート結果

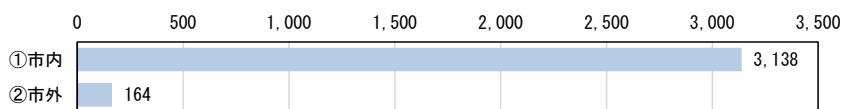
■食品ロス削減アンケート結果（単位：人）

設問 1) あなたの年齢について教えてください。



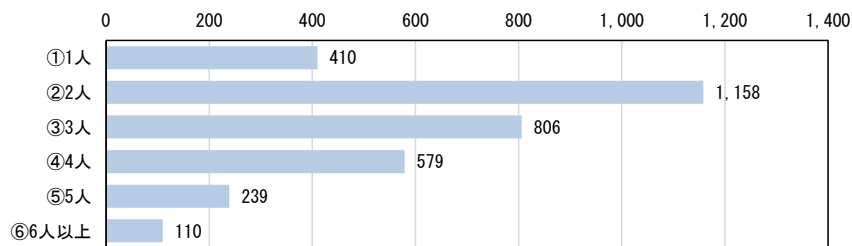
設問 1) 年齢	回答数	割合
①20歳未満	18	0.5%
②20歳代	149	4.5%
③30歳代	378	11.4%
④40歳代	555	16.8%
⑤50歳代	771	23.3%
⑥60歳代	783	23.7%
⑦70歳代	559	16.9%
⑧80歳以上	89	2.7%

設問 2) あなたのお住まいについて教えてください。



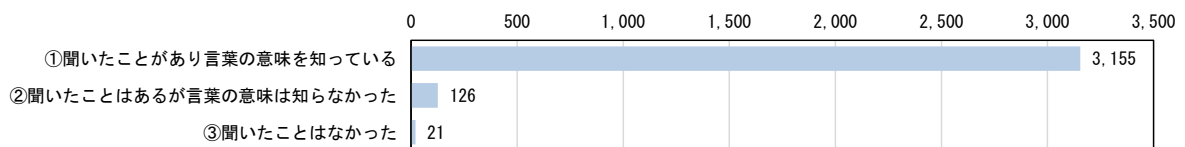
設問 2) 居住	回答数	割合
①市内	3,138	95.0%
②市外	164	5.0%

設問 3) 世帯人数について教えてください。



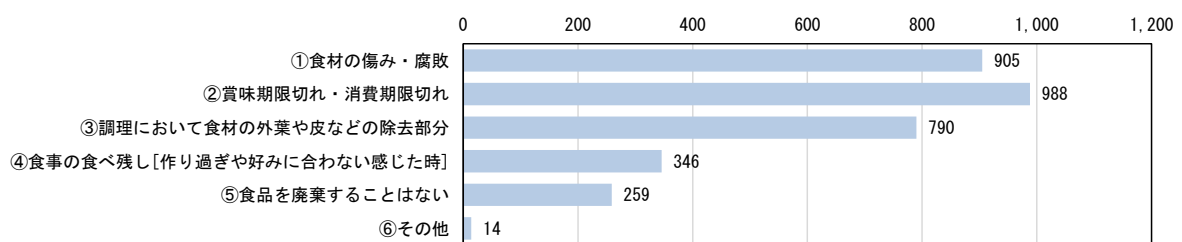
設問 3) 世帯人数	回答数	割合
①1人	410	12.4%
②2人	1,158	35.1%
③3人	806	24.4%
④4人	579	17.5%
⑤5人	239	7.2%
⑥6人以上	110	3.3%

設問 4) 食品ロスという言葉を知っているかどうか。



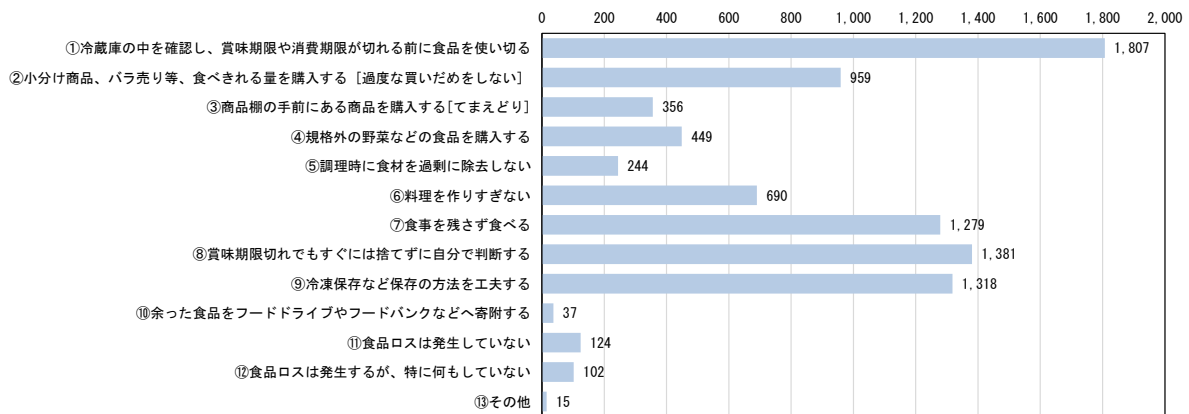
設問 4) 食品ロス認知度	回答数	割合
①聞いたことがあり言葉の意味を知っている	3,155	95.5%
②聞いたことはあるが言葉の意味は知らなかった	126	3.8%
③聞いたことはなかった	21	0.6%

設問 5) あなたの世帯で食品ロスが発生する要因として、最も当てはまるものを次の中から一つ選択してください。



設問 5) 食品ロス要因	回答数	割合
①食材の傷み・腐敗	905	27.4%
②賞味期限切れ・消費期限切れ	988	29.9%
③調理において食材の外葉や皮などの除去部分	790	23.9%
④食事の食べ残し [作り過ぎや好みに合わない感じた時]	346	10.5%
⑤食品を廃棄することはない	259	7.8%
⑥その他	14	0.4%

設問 6) あなたは食品ロスを減らすために、家庭でどのようなことに取り組んでいますか、当てはまるものを3つまで選択してください。

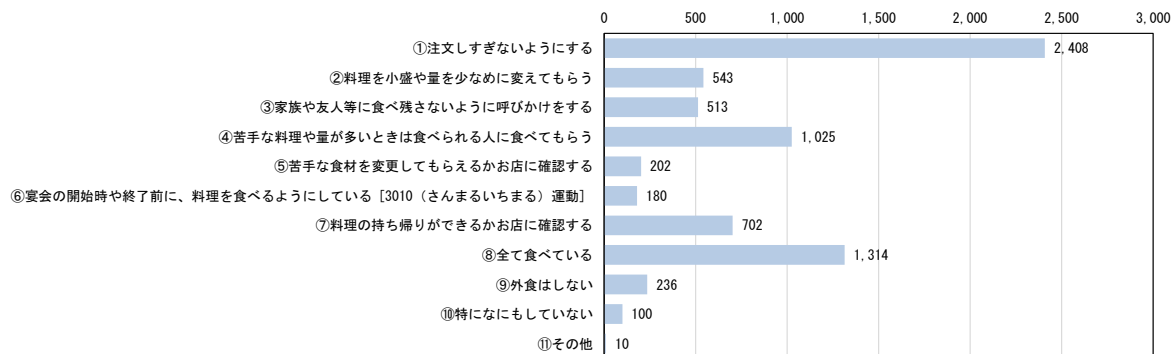


設問 6) 食品ロス家庭取組

複数回答

対策	複数回答
①冷蔵庫の中を確認し、賞味期限や消費期限が切れる前に食品を使い切る	1,807
②小分け商品、バラ売り等、食べきれる量を購入する [過度な買いだめをしない]	959
③商品棚の手前にある商品を購入する [てまえどり]	356
④規格外の野菜などの食品を購入する	449
⑤調理時に食材を過剰に除去しない	244
⑥料理を作りすぎない	690
⑦食事を残さず食べる	1,279
⑧賞味期限切れでもすぐには捨てずに自分で判断する	1,381
⑨冷凍保存など保存の方法を工夫する	1,318
⑩余った食品をフードドライブやフードバンクなどへ寄附する	37
⑪食品ロスは発生していない	124
⑫食品ロスは発生するが、特に何もしていない	102
⑬その他	15

設問 7) あなたは食品ロスを減らすために、外食や宴会時でどのようなことに取り組んでいますか、当てはまるものを3つまで選択してください。

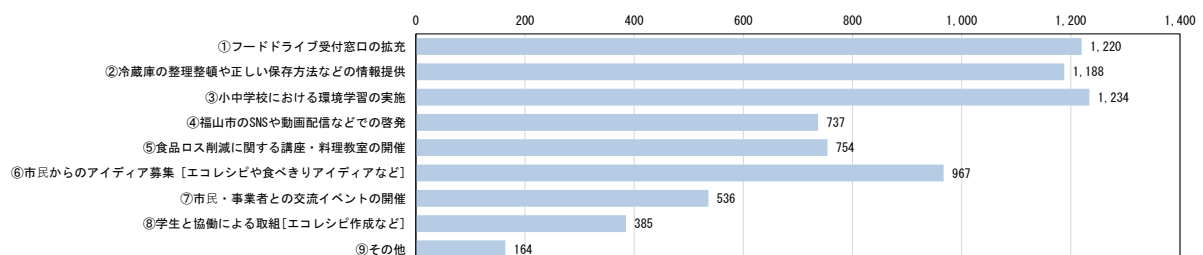


設問 7) 食品ロス外食取組

複数回答

①注文しすぎないようにする	2,408
②料理を小盛りや量を少なめに変えてもらう	543
③家族や友人等に食べ残さないように呼びかけをする	513
④苦手な料理や量が多いときは食べられる人に食べてもらう	1,025
⑤苦手な食材を変更してもらえるかお店に確認する	202
⑥宴会の開始時や終了前に、料理を食べるようにしている [3010 (さんまるいちまる) 運動]	180
⑦料理の持ち帰りができるかお店に確認する	702
⑧全て食べている	1,314
⑨外食はしない	236
⑩特になにもしていない	100
⑪その他	10

設問 8) 食品ロスを減らすために、市として、どのような取組をした方が良いと思いますか。(複数回答可)



設問 8) 食品ロス市がすべきこと

複数回答

①フードドライブ受付窓口の拡充	1,220
②冷蔵庫の整理整頓や正しい保存方法などの情報提供	1,188
③小中学校における環境学習の実施	1,234
④福山市の SNS や動画配信などでの啓発	737
⑤食品ロス削減に関する講座・料理教室の開催	754
⑥市民からのアイデア募集 [エコレシピや食べきりアイデアなど]	967
⑦市民・事業者との交流イベントの開催	536
⑧学生と協働による取組 [エコレシピ作成など]	385
⑨その他	164

(4) これまでの食品ロスへの取組

ア 食品ロス削減啓発

食品ロス削減月間である 10 月に合わせ、本市と包括連携協定を締結した事業者と連携し、「ふくやま環境フェア」を開催し、フードドライブや食品ロス削減に向けた啓発活動を実施しています。

イ 食品ロス削減に関する情報提供

市ホームページにおいて、食品ロス削減に関する情報提供を行っています。

ウ フードドライブ

2021 年（令和 3 年）10 月からフードドライブを実施し、市役所本庁舎、各環境センター及び福山市リサイクルプラザで常時食品を受入れ、福山市社会福祉協議会へ提供しています。

表 4-1 食品受入状況

年度	食品の個数
2021 年度（令和 3 年度）	835 個
2022 年度（令和 4 年度）	1,031 個
2023 年度（令和 5 年度）	704 個
2024 年度（令和 6 年度）	982 個

(5) 課題

本市の現状及び市民へのアンケート結果等から、次のとおり家庭系と事業系に区分けして、食品ロス対策に関する主な課題を整理しました。

ア 家庭系食品ロス

- ・アンケート結果では、食品ロス問題への認知度や食品ロスを減らす取組をしている人の割合は高いですが、「食品を廃棄することはない」と回答した方の割合は 7.8%と低く、食品の正しい保存方法や食品を無駄にしない方法などについて、情報提供を行う必要があります。
- ・食品ロス削減の取組で、「余った食品をフードドライブやフードバンクなどへ寄附する」の回答数が少なく、取組の更なる周知などを行う必要があります。

イ 事業系食品ロス

- ・事業系食品ロスは、製造工程のロスのほか、納品期限切れや商品の売れ残りによる廃棄が発生していることから、製造工程や在庫管理、発注の管理等の事業者側の工夫のほか、市民に向けた啓発により、消費者行動の変容を促す取組を行う必要があります。
- ・食べ残しは、宴会やパーティーなどで発生しやすいことから、利用者に対し「食べきり」を促す啓発活動など、外食時の食品ロス削減を推進する必要があります。
- ・外食で食べきれなかった料理は、持ち帰って食べきることで食品ロス削減につながりますが、その普及については、食品衛生上の観点から十分に検討する必要があります。

3 計画の目標

(1) 目標

市民一人ひとりが、食品ロスを問題として認識し、食品ロス削減への理解と行動の改革が広がるよう、市民・事業者・市の協働により、食品ロスの削減につながる取組を進め、環境に配慮した持続可能な資源循環型都市をめざします。

(2) 数値目標

国は、家庭系食品ロスについては「第五次循環型社会形成推進基本計画」（2024年〔令和6年〕8月閣議決定）において、2030年度（令和12年度）までに2000年度（平成12年度）比で半減させ、216万t/年とする目標を設定しています。

また、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（2025年〔令和7年〕3月公表）において、2030年度（令和12年度）までに2000年度（平成12年度）比で60%削減させ、219万t/年とする目標を設定しています。

本市においては、一般廃棄物処理基本計画のごみ処理の数値目標として、ごみ総排出量を2035年度（令和17年度）までに2024年度（令和6年度）比で14.4%以上削減し、119,000t/年以下とすることとしており、これを達成するために2035年度（令和17年度）の食品ロス量については、2024年度（令和6年度）比で18.5%以上を削減することをめざします。

表 4-2 食品ロス削減推進計画の数値目標

指標	目標値
	計画目標年度：2035年度（令和17年度）
食品ロス量	2024年度（令和6年度）比で18.5%以上削減

4 施策の内容

(1) 基本方針

目標の実現のため、次の基本方針を設定し、各種施策を実施します。

基本方針 1 食品ロス発生抑制のための普及啓発の推進

食品ロス削減の必要性を理解し、食品ロスを発生させない行動に移すことができるよう、継続した普及啓発を実施します。

基本方針 2 市民・事業者と連携した食品ロス削減の推進

市民・事業者との連携のもと、未利用食品の活用や販売、外食等で発生する食品ロスの削減を推進します。

(2) 施策

目標を実現するため、基本方針に基づいた各種施策を実施します。

基本方針ごとの施策の内容は、次のとおりです。

表 4-3 基本方針ごとの施策の内容

基本方針	施策番号	主な施策の内容
基本方針 1 食品ロス発生抑制のための普及啓発の推進	1	暮らしの中での食品ロスの削減
基本方針 2 市民・事業者と連携した食品ロス削減の推進	2	未利用食品等の活用
	3	食品関連事業者等における食品ロスの削減

基本方針 1 食品ロス発生抑制のための普及啓発の推進

施策番号 1 暮らしの中での食品ロスの削減

食品ロス削減について学習する講座やイベントを実施するほか、エコレシピや食材の保存方法など食品ロス削減に向けた情報発信を行います。また、「3きり運動※」を推進します。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール										
		2026	2027	2028	2029	2030 中間見直し	2031	2032	2033	2034	2035 目標年度	
①食品ロス削減に関する取組の情報発信	拡充	検討	実施									
②イベントや出前講座等による普及啓発	継続	実施										
③食育を通じた周知・啓発	継続	実施										
④食品の保存や食べきりレシピなどの情報提供	新規	検討	実施									
⑤「3きり運動」の推進	拡充	検討	実施									
⑥食品ロス混入状況調査の実施	継続	実施										

※ 家庭での生ごみを減らすための三つの取組である「使いきり」「食べきり」「水きり」のこと。
 「使いきり」食材を必要な分だけ購入し、無駄なく使い切る。
 「食べきり」料理を残さず完食する。
 「水きり」生ごみの水気をしっかり切る。

基本方針 2 市民・事業者と連携した食品ロス削減の推進

施策番号 2 未利用食品等の活用

市でフードドライブを実施するほか、フードドライブやフードバンク※に取り組んでいる団体等について周知します。また、事業者が未利用食品や災害用備蓄食品をフードドライブ等に取り組む団体等に提供するための活動を支援します。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール									
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035
①市でフードドライブを実施	継続	実施									
②市内でフードドライブやフードバンクに取り組んでいる団体等を周知	継続	実施									
③市の災害用備蓄食品を地域や関係団体へ提供	継続	実施									
④事業者が未利用食品や災害用備蓄食品を提供する活動を支援	新規	検討	実施								

※ 企業等から寄付された未使用の食品を収集、保管し、それらを必要としている団体や個人に分配する活動のこと。

(参考) フードドライブ…家庭で余っている未使用食品を寄贈する活動

施策番号 3 食品関連事業者等における食品ロスの削減

事業者は、食品ロス削減への理解を深め、「3010 運動※1」の実施、売り切りの工夫など自らの業態に応じた食品ロス削減に取り組みます。

市は、啓発や情報提供を行い、事業者が取り組みやすい仕組みをつくります。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール									
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035
①市と連携した食品ロス削減の啓発	新規	検討	実施								
②「3010 運動」など外食時の食品ロス削減の推進	新規	検討	実施								
③フードシェアリング※2の活用など売り切りに向けた検討	新規	検討	実施								
④食品ロス削減に関する事業者向けの啓発	新規	検討	実施								

※1 乾杯からの 30 分間とお開き前の 10 分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼び掛ける食べきりを促す取組のこと。

※2 そのままでは廃棄にされてしまう食品と購入希望者とのマッチングを行い、食品ロスを削減する取組のこと。

(3) 市民・事業者・本市の役割

「食品ロス削減推進法」では、地方公共団体及び事業者の責務、消費者の役割が明記され、国が定めた「食品ロス削減推進に関する基本方針」には、各主体に求められる役割と行動が明記されています。このことから、本計画では、各主体に求められる役割を次のとおり設定します。

ア 市民の役割

市民は消費者として、

- 食品ロス問題や削減の必要性・重要性についての理解を深めます。
- いま一度、食べ物とその生産や調理等に携わった人達に感謝し、それを廃棄することに対する“もったいない”という気持ちを持ちます。
- 家庭、職場、学校、外食時等暮らしの中で、食べきり、使いきりの実践など、食品ロス削減のために自らができることを考え、実践します。
- 食品ロスの削減に取り組む事業者の商品や店舗を積極的に利用するほか、過度な鮮度志向の見直しなど、消費者としてできることを実践し、事業者が食品ロスを含む食品廃棄物の削減に取り組みやすい環境づくりにつなげます。
- 食品ロス削減に関する市の施策について情報を取得し、積極的な参加・実践に努めます。

イ 事業者の役割

【食品関連事業者】

- 食品ロス問題や削減の必要性や重要性についての理解を深め、自らの事業活動から発生する食品ロスを把握するとともに、積極的に食品ロス等の削減に努めます。
- 過剰生産の防止や生産・流通・販売過程等での食品ロス等の削減の推進に努めます。
- 市民（消費者）に対し、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施するよう努めます。
- 市等が実施する食品ロス等の削減に関する取組に積極的に協力するとともに、市民（消費者）と連携して、それらの取組が推進されるよう努めます。
- 期限の迫った食品の値引きやフードシェアリングの活用等による売り切りの工夫を行うよう努めます。
- フードバンク活動とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行うよう努めます。

【事業者共通】

- 食品ロス問題や削減の必要性や重要性についての理解を深め、従業員等への啓発に努めます。
- 災害時用備蓄食料について、フードバンクへの提供等により食品を有効に活用するよう努めます。

ウ 本市の役割

- 市内の食品ロスの排出状況を定期的に把握するとともに、求められる役割を実践する市民や事業者が増えるよう、率先して食品ロス等の削減に向けた取組を行います。
- 市民団体、事業者等が実施する取組等に対し、積極的に支援を行います。
- 市民、事業者、関係団体等との連携を強化し、各主体の取組を促進します。

第5章 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理行政の動向

広島県は、2020年（令和2年）3月に改訂した「広島県污水適正処理構想」において、2026年度（令和8年度）を目標年度とし、汚水処理人口普及率及び下水道整備進捗率について数値目標を設定し、県内市町による汚水処理施設の整備促進を行っています。

2 生活排水処理の体制

(1) 概要

本市のし尿処理は、下水道を通じて処理する方法、浄化槽により処理する方法、くみとり便所からくみとった後、処理する方法があります。くみとり便所からくみとるし尿及び浄化槽から発生する汚泥の収集運搬については、許可業者（し尿12業者・浄化槽汚泥14業者）及び委託団体（走島1団体）により行っており、これらの収集したし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）は、Kanadevia 箕沖 Aqua（汚泥再生処理センター）などの4施設において処理をしています。

(2) 生活排水処理の流れ

本市の生活排水処理の流れは、図5-1に示すとおりです。

生活排水のうち、生活雑排水は下水道処理、集落排水処理施設及び浄化槽で処理されるものと未処理のまま公共用水域に流されるものがあります。

また、し尿は下水道、集落排水処理施設、浄化槽、みなし浄化槽及び4か所のし尿処理施設（汚泥再生処理センター、西部衛生センター、内海し尿処理場、走島し尿処理場）で処理していますが、一部は自家処理しています。

し尿処理施設では、し尿及び浄化槽汚泥を処理し、発生した汚泥は焼却施設で助燃剤として利用しています。

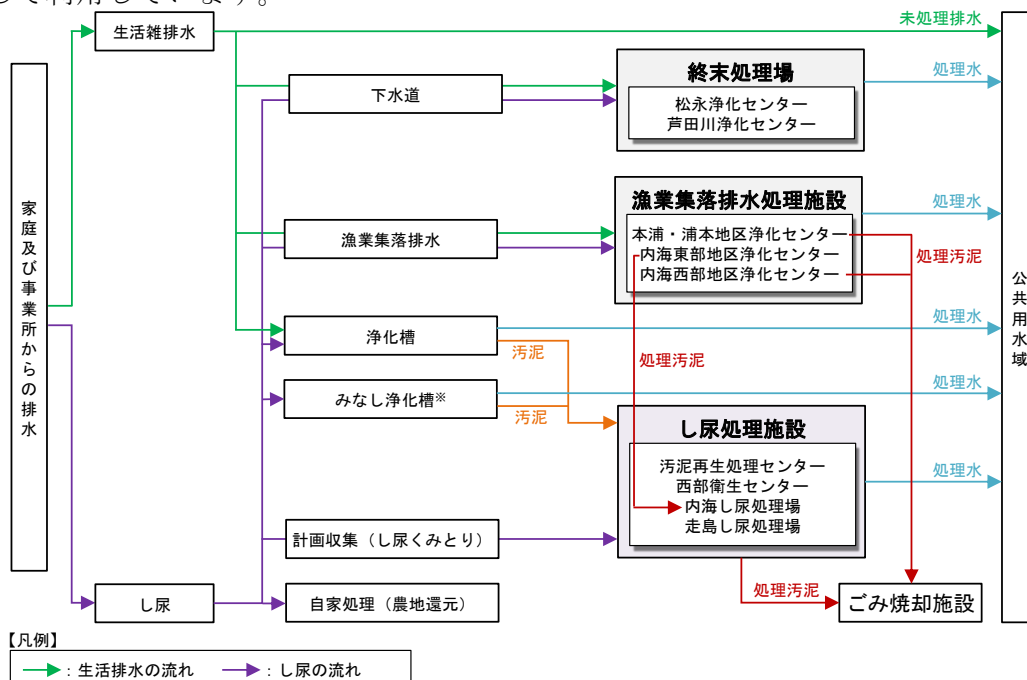


図 5-1 生活排水処理の流れ（2025年度〔令和7年〕4月現在）

3 し尿処理施設

(1) 施設の位置

し尿処理施設の位置は、図 5-2 に示すとおりです。

本市では、2013 年（平成 25 年）4 月から、新市し尿処理場、新浜処理場、深品し尿処理場での処理を停止し、それぞれし尿中継施設（新市中継施設、新浜中継施設、深品中継施設）として整備をしました。その他に 2 か所のし尿貯留槽（山野貯留槽、芦田貯留槽）を設置しています。

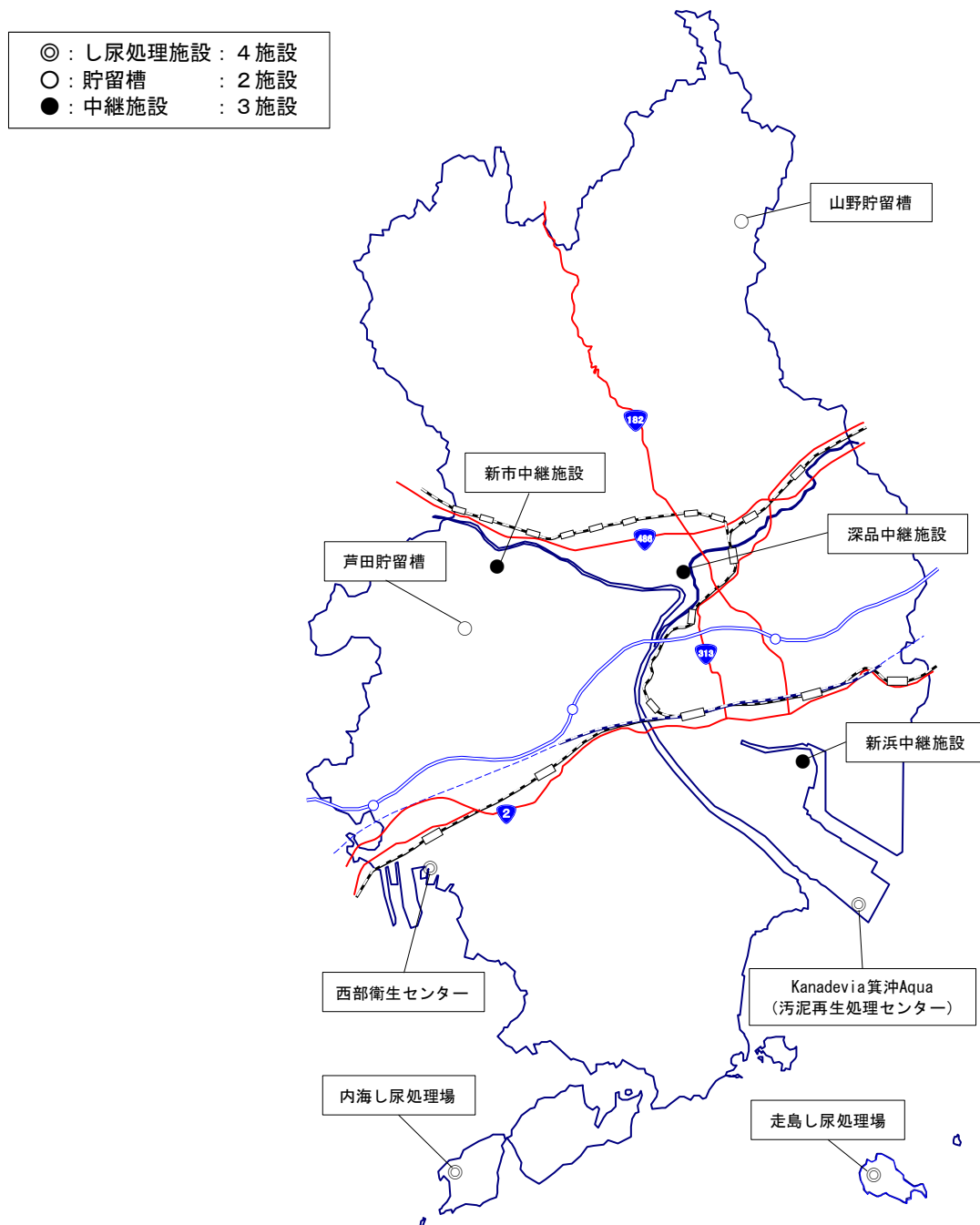


図 5-2 生活排水処理施設等の位置

(2) 施設の概要

し尿処理施設の概要は、表 5-1～表 5-3 に示すとおりです。

市内から排出されたし尿等は、Kanadevia 箕沖 Aqua（汚泥再生処理センター）、西部衛生センター、内海し尿処理場及び走島し尿処理場で処理します。

また、し尿等の搬送の効率を高めるため、一時貯留する新市中継施設、新浜中継施設、深品中継施設、山野貯留槽及び芦田貯留槽を市内に設置しています。

表 5-1 し尿・浄化槽汚泥処理施設

施設名	汚泥再生処理センター (呼称：Kanadevia 箕沖 Aqua)	西部衛生センター
所在地	箕沖町 107 番地 2	松永町七丁目 2 番 31 号
竣工	2013 年（平成 25 年）3 月	1978 年（昭和 53 年）7 月
形式	膜分離高負荷脱窒素処理 +高度処理、助燃剤化	標準脱窒素処理 +高度処理
能力	200kl/日	150kl/日
運営形態	委託	委託

施設名	内海し尿処理場	走島し尿処理場
所在地	内海町岩谷 2540 番地	走島町道閑 11 番地
竣工	1993 年（平成 5 年）12 月	1977 年（昭和 52 年）3 月
形式	膜式高負荷脱窒素処理	好気性消化処理
能力	31kl/日	2kl/日
運営形態	委託	委託

表 5-2 し尿中継施設

施設名	新市中継施設	新浜中継施設	深品中継施設
所在地	新市町相方 78 番地	新浜町二丁目 3 番 3 号	神辺町川南 81 番地 1
竣工	2014 年（平成 26 年）3 月	2014 年（平成 26 年）7 月	2017 年（平成 29 年）3 月
貯留能力	140kl	240kl	490kl
運営形態	委託	委託	委託

表 5-3 し尿貯留槽

施設名	山野貯留槽	芦田貯留槽
所在地	山野町山野 4206 番地 3	芦田町福田 268 番地
容量	22.5m ³	40.0m ³

4 生活排水処理の現状

(1) 処理形態別人口

生活排水の処理形態別人口の推移は、図 5-3 に示すとおりです。

総人口は減少傾向で推移していますが、汚水衛生処理人口は増加傾向にあるため、汚水衛生処理率は増加しており、2024 年度（令和 6 年度）の汚水衛生処理率は 85.2%となっています。

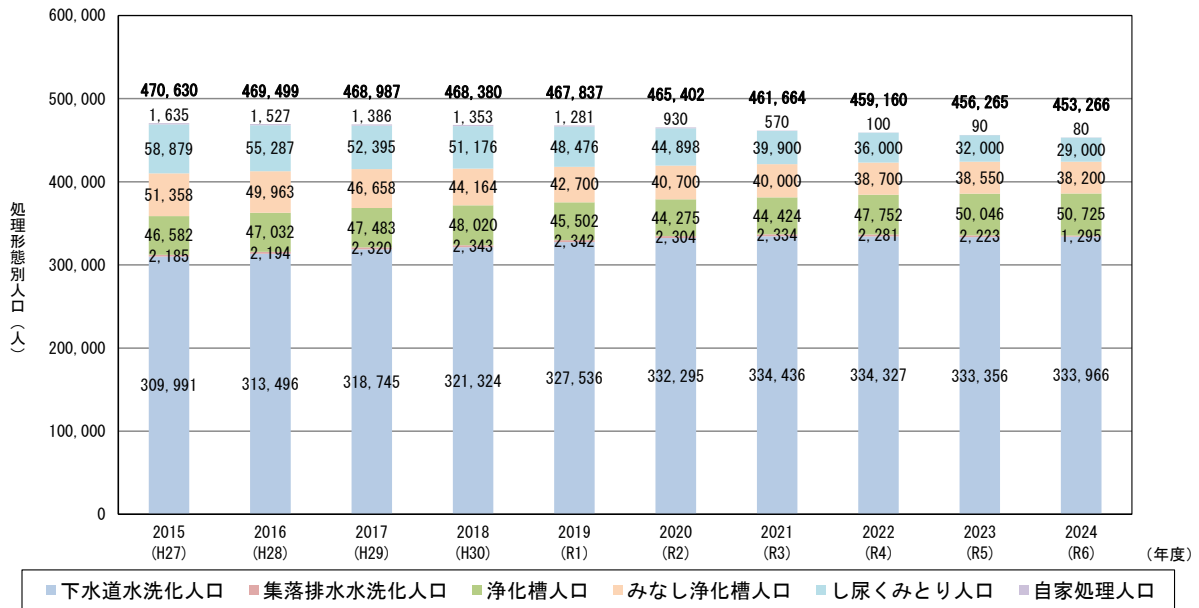
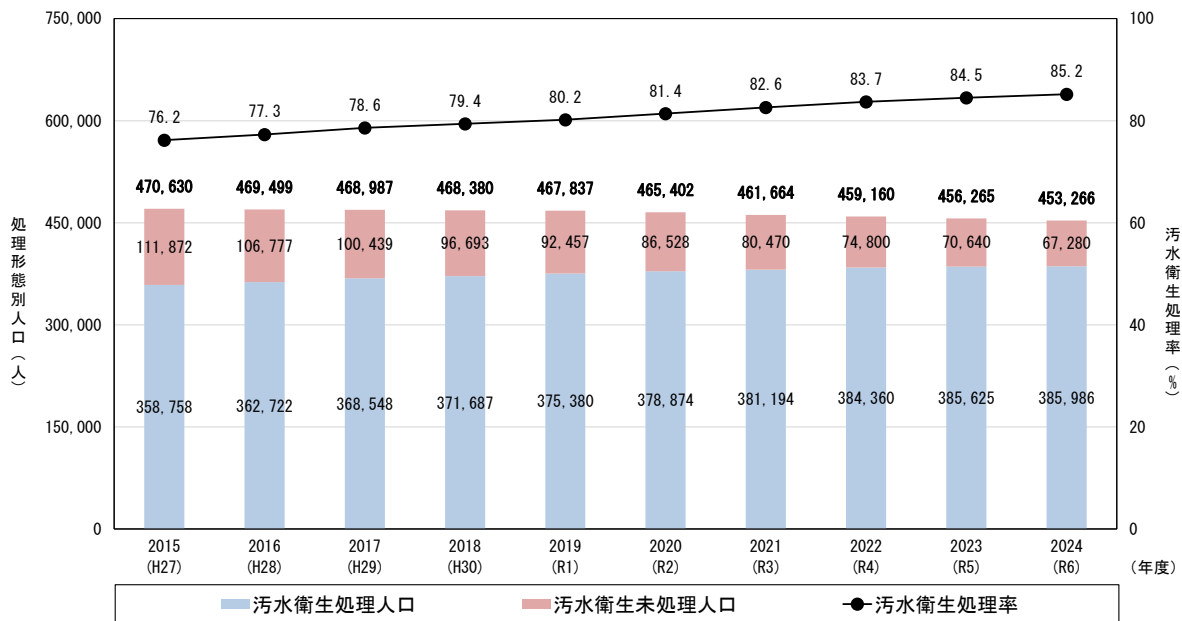


図 5-3 (1) 処理形態別人口の推移



※ 汚水衛生処理率 = 汚水衛生処理人口 ÷ 総人口 × 100
 汚水衛生処理人口 = 下水道水洗化人口 + 集落排水水洗化人口 + 浄化槽人口

図 5-3 (2) 処理形態別人口の推移

(2) し尿等の収集量

し尿等の収集量の推移は、図 5-4 に示すとおりです。

し尿等の収集量は減少傾向で推移しており、2024 年度（令和 6 年度）のし尿の収集量は 23,303k1/年、浄化槽汚泥の収集量は 71,786k1/年となっています。し尿くみとり人口の減少により、収集量に占める浄化槽汚泥の割合が高くなっています。

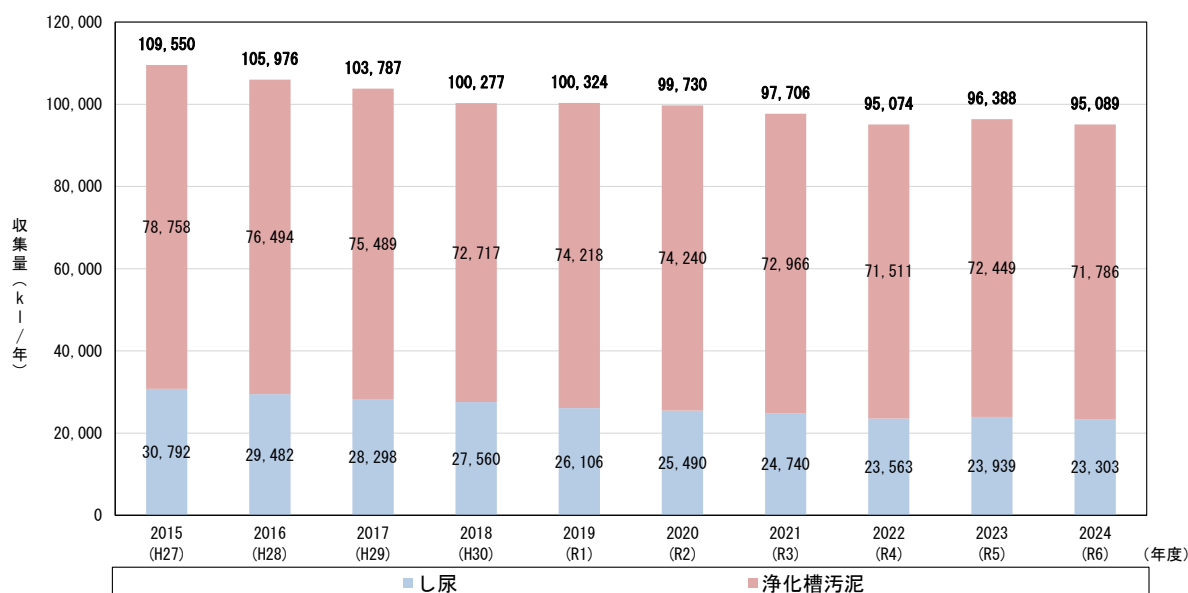


図 5-4 し尿等の収集量の推移

(3) し尿等の処理量

し尿等の処理量の推移は、図 5-5 に示すとおりです。

し尿等の処理量は減少傾向で推移しており、2024 年度（令和 6 年度）のし尿の処理量は 23,309k1/年、浄化槽汚泥の処理量は 71,825k1/年となっています。

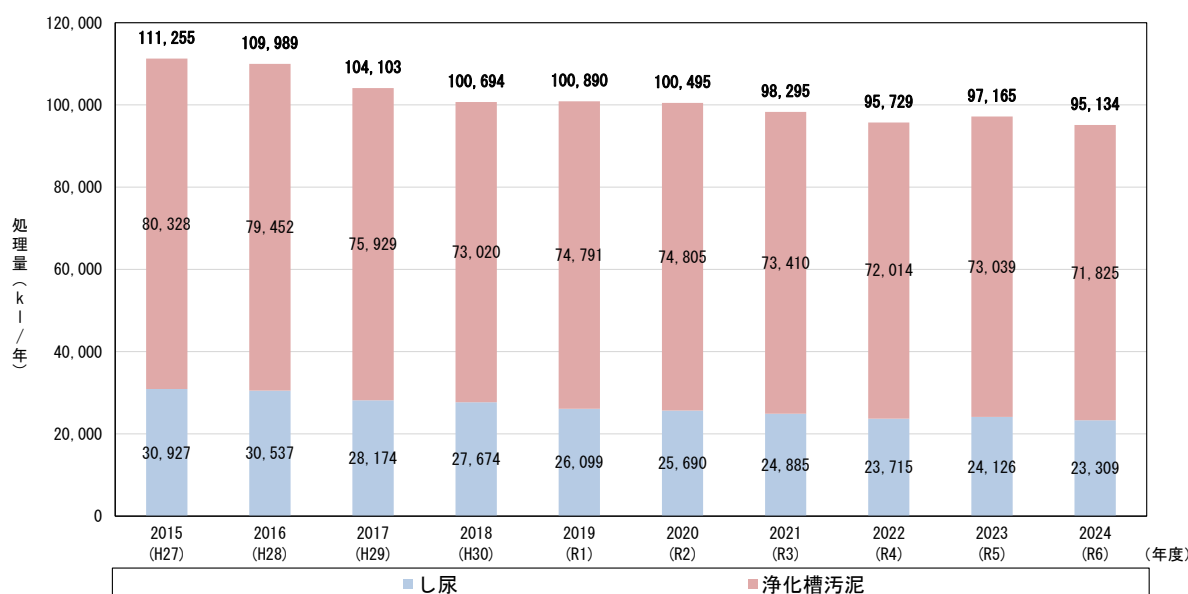
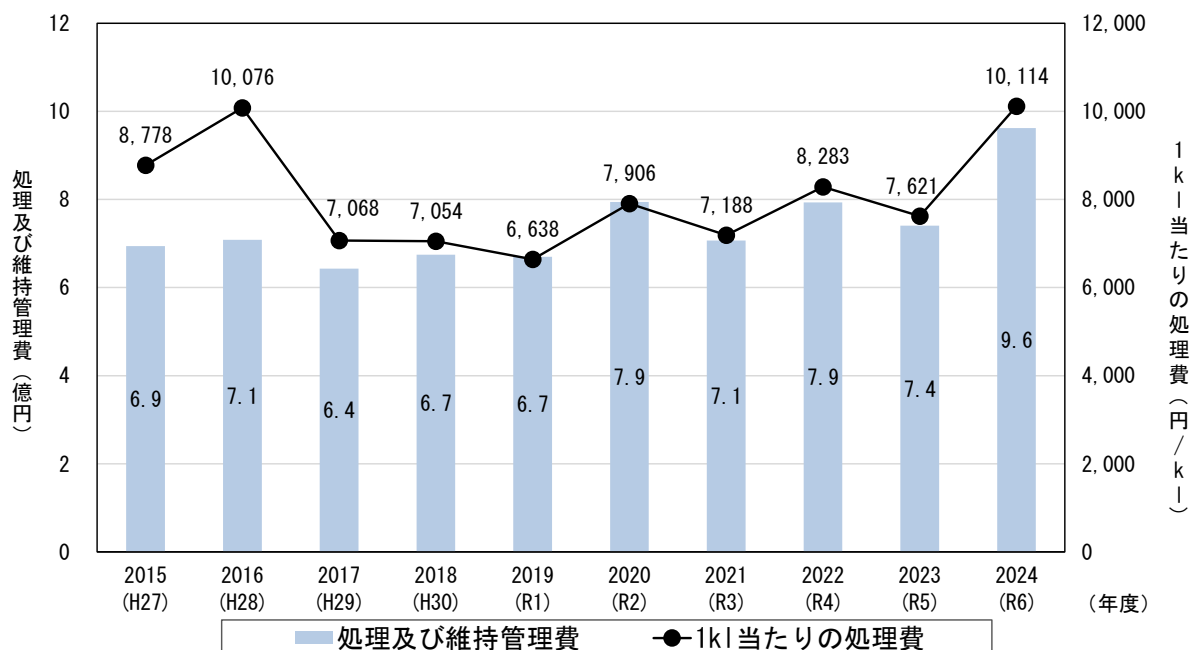


図 5-5 し尿等の処理量の推移

(4) し尿等処理費

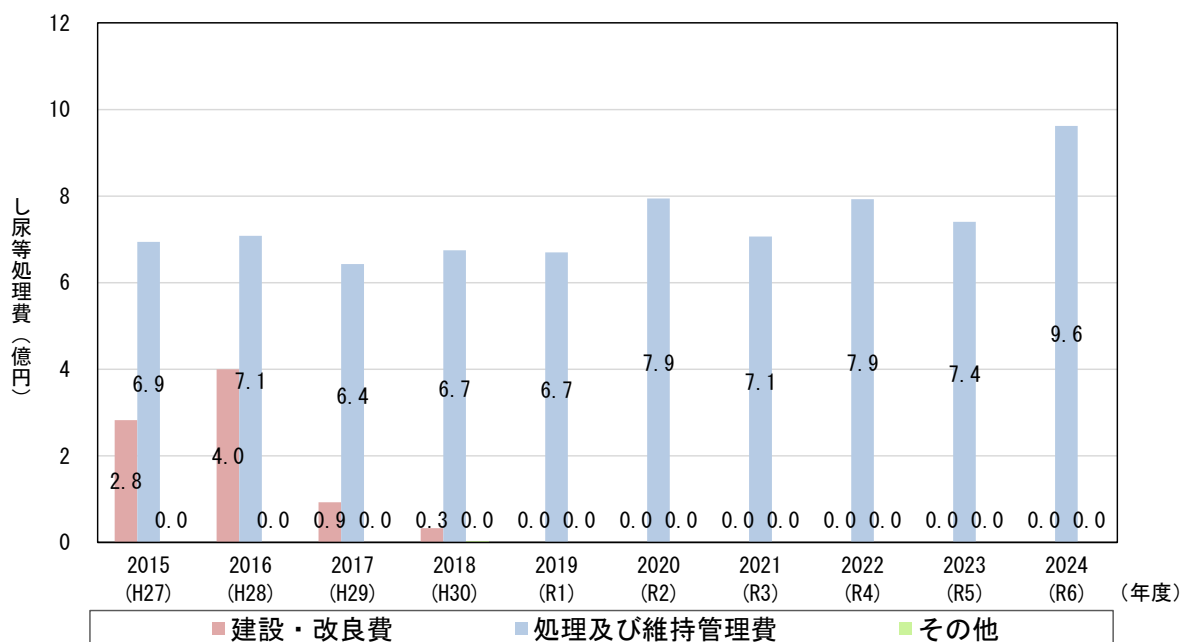
し尿等処理費の推移は、図 5-6 に示すとおりです。

し尿等処理費のうち、処理及び維持管理費は 2020 年度（令和 2 年度）から増加傾向にあります。2024 年度（令和 6 年度）は 9.6 億円で、1k1 当たりの処理費は 10,114 円となっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、2024 年度（令和 6 年度）は福山市資料

図 5-6 (1) し尿等処理費の推移（処理費及び維持管理費）



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、2024 年度（令和 6 年度）は福山市資料

図 5-6 (2) し尿等処理費の推移（全体）

5 前計画の評価

前計画は、2025年度（令和7年度）を計画目標年度とし、汚水衛生処理率の数値目標を84.0%にしており、2024年度（令和6年度）の実績値は85.2%と、目標値を達成しています。

表 5-4 前計画の数値目標の達成状況

指標	基準値	目標値	実績値
	2014年度 (平成26年度)	2025年度 (令和7年度)	2024年度 (令和6年度)
汚水衛生処理率	74.8%	84.0%	85.2%

6 生活排水処理の課題

(1) 汚水衛生処理率の向上

生活雑排水が未処理のまま放流された場合、生活環境への影響や環境汚染があることから、引き続き計画的な下水道の整備や浄化槽への転換などにより、汚水衛生処理率を向上させる必要があります。

(2) 新たなし尿処理体制の構築

市内にある4つのし尿処理施設は老朽化しており、新たなし尿処理体制を構築する必要があります。

また、下水道等への接続や浄化槽への転換に伴い、し尿等の収集量が減少する状況にあり、安定的な収集運搬体制を維持する必要があります。

7 基本理念・基本方針

汚水衛生処理率の向上及び新たなし尿処理体制の構築により、水質の保全及び生活排水処理の継続をめざします。

基本理念 水質の保全及び生活排水処理の継続

基本方針1 汚水衛生処理率の向上

生活雑排水による水質汚濁の防止の観点から、下水道等への接続及び浄化槽への転換を促進します。

基本方針2 新たなし尿処理体制の構築

し尿収集量が減少する状況下においても、安定的に処理ができる体制を維持します。

8 数値目標

(1) 数値目標について

本計画では、基本理念に掲げる水質の保全に向け「汚水衛生処理率」を指標とし、目標値を設定します。

(2) 目標設定

ア 将来予測の手順

将来予測の手順は、図 5-7 に示すとおりです。

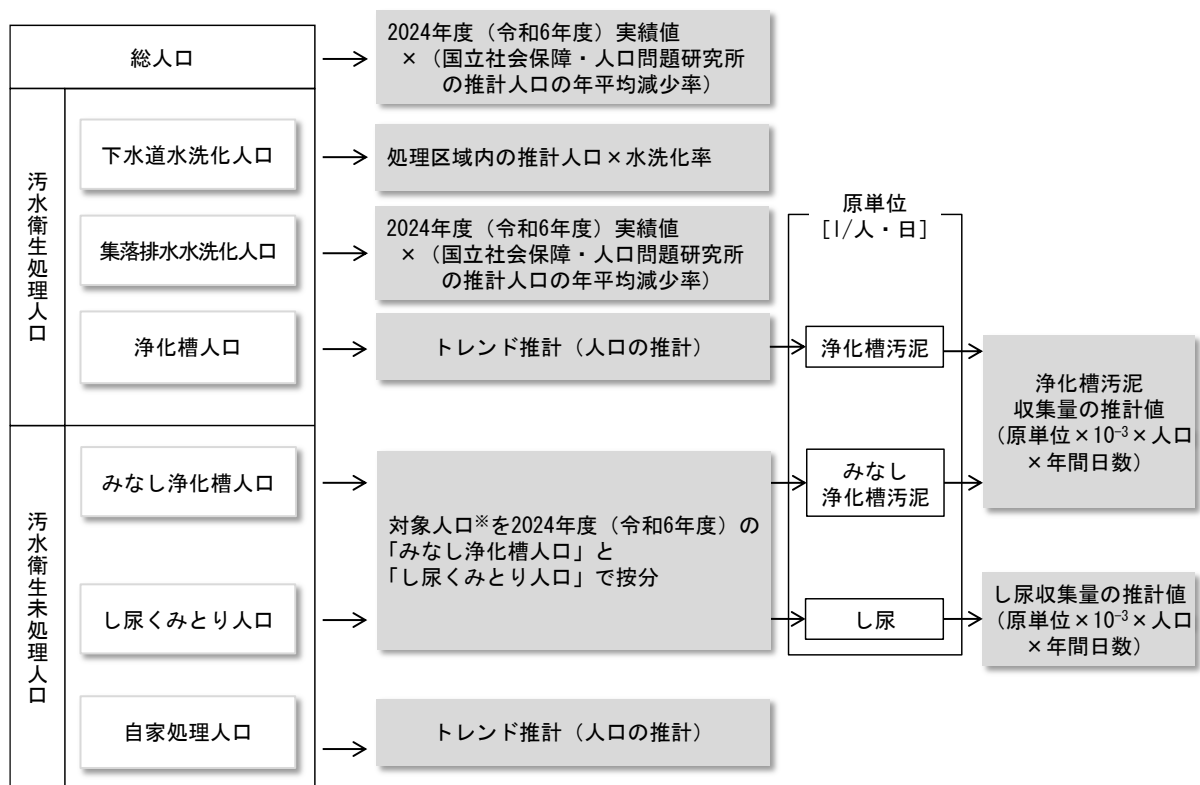
総人口及び集落排水水洗化人口は、「2024年（令和6年）実績値」に「国立社会保障・人口問題研究所の推計人口の年平均減少率」を乗じることにより推計しました。

下水道水洗化人口は、処理区域内の推計人口に水洗化率を乗じることにより推計しました。

浄化槽人口及び自家処理人口は、トレンド推計をしました。

みなし浄化槽人口及びし尿くみとり人口は、対象人口を2024年度（令和6年度）のみなし浄化槽人口とし尿くみとり人口で按分しました。

将来のし尿等収集量は、原単位の推計値に人口及び年間日数を乗じて推計しました。



※ 総人口 - (下水道水洗化人口 + 集落排水水洗化人口 + 浄化槽人口 + 自家処理人口)

図 5-7 将来予測の手順

イ 生活排水処理に係る処理形態別人口の将来予測

処理形態別人口の将来予測結果は、図 5-8 に示すとおりです。

人口は減少しており、計画期間内においても人口は減少する見込みです。汚水衛生処理人口についても、2024年度（令和6年度）以降、減少する見込みです。

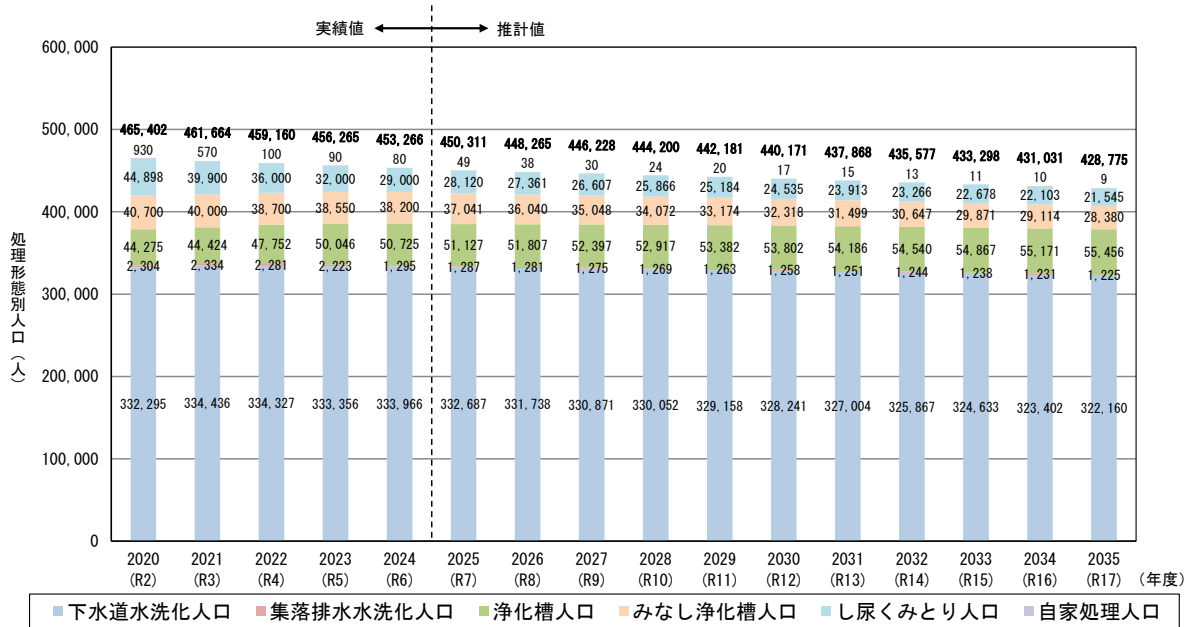


図 5-8 (1) 処理形態別人口の将来予測結果

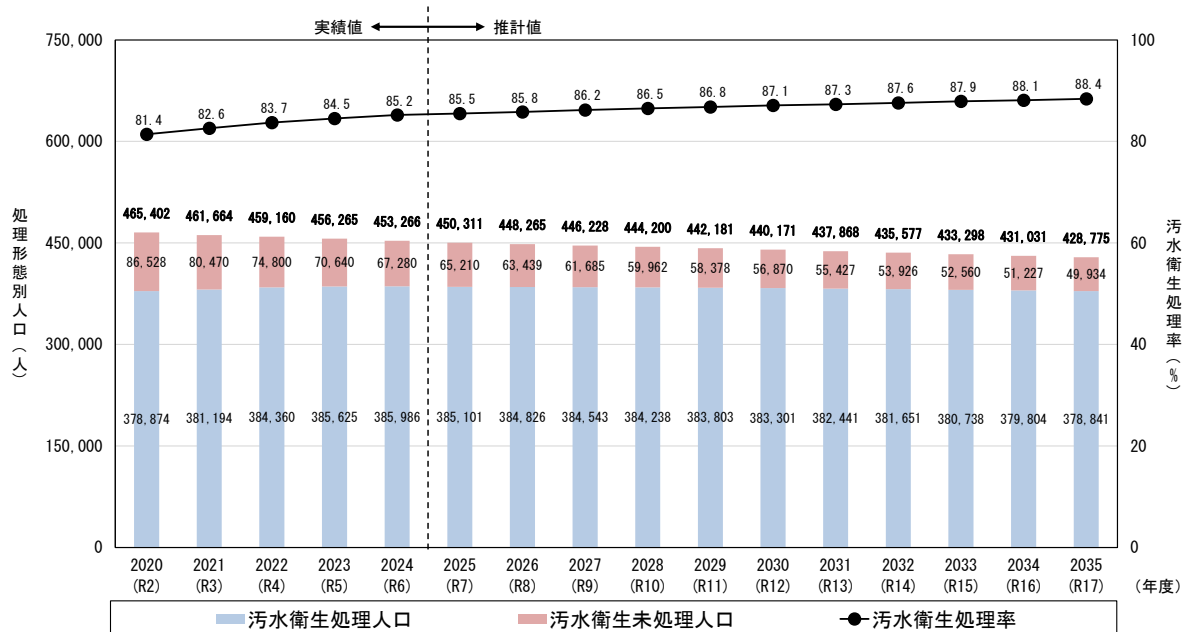


図 5-8 (2) 処理形態別人口の将来予測結果

(3) 数値目標

数値目標は、2035年度（令和17年度）までに汚水衛生処理率を88.4%以上にすることとします。

表 5-5 生活排水処理基本計画の数値目標

指標	目標値
	計画目標年度：2035年度（令和17年度）
汚水衛生処理率	88.4%以上

9 施策の内容

基本理念を実現するため、基本方針に基づいた各種施策を実施します。
基本方針ごとの施策の内容は、次のとおりです。

表 5-6 基本方針ごとの施策の内容

基本理念	基本方針	施策番号	主な施策の内容
生活排水の保全の継続	基本方針1 汚水衛生処理率の向上	1	下水道等への接続及び浄化槽への転換の促進
	基本方針2 新たなし尿処理体制の構築	2	し尿処理施設の老朽化への対応
		3	し尿収集量が減少する状況下における安定的な収集運搬体制の維持

基本方針1 汚水衛生処理率の向上

施策番号1 下水道等への接続及び浄化槽への転換の促進

生活雑排水による水質汚濁の防止の観点から、下水道や集落排水への接続を促すほか、みなし浄化槽及びくみとりから浄化槽への転換を進めるとともに、適正な保守・点検について啓発・指導します。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール									
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035
①下水道や集落排水への接続の促進	継続	実施									
②浄化槽への転換を促進し、適正な保守・点検についての啓発・指導	継続	実施									

基本方針 2 新たなし尿処理体制の構築

施策番号 2 し尿処理施設の老朽化への対応

安定的かつ効率的な処理体制に向け、既存施設の適正な管理と維持補修を行うとともに、老朽化した施設の更新や長寿命化、集約化について検討・実施します。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール									
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035
①西部衛生センターと内海し尿処理場の機能を集約化した(新)西部衛生センターの整備	新規	検討			実施						
②汚泥再生処理センターの基幹的設備改良工事	新規	検討		実施							
③走島し尿処理場機能の集約化	新規	検討			実施						

施策番号 3 し尿収集量が減少する状況下における安定的な収集運搬体制の維持

2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5年間を計画期間とする一般廃棄物処理業等合理化事業計画を2025年度(令和7年度)に策定します。

策定後も必要に応じて随時見直し、安定的かつ継続的なし尿処理体制を確保します。

具体的な施策	施策の位置付け	スケジュール									
		2026	2027	2028	2029	中間見直し 2030	2031	2032	2033	2034	目標年度 2035
安定的かつ継続的なし尿処理体制の確保	継続	処理体制の維持									

10 生活排水処理計画

(1) 収集運搬

引き続き、し尿は委託及び許可業者、また、浄化槽汚泥は許可業者により環境衛生に配慮した収集運搬を行います。新施設の整備やし尿収集量が減少する状況を踏まえ、安定的かつ継続的な収集運搬体制を確保します。

(2) 中間処理

引き続き、既存のし尿処理施設で処理を行います。安定的かつ継続的なし尿処理に向け、既存施設の適正な管理と維持補修を行うとともに、老朽化した施設の更新や長寿命化、集約化について検討・実施します。

なお、し尿等の収集量の将来予測結果は、図 5-9 に示すとおりです。

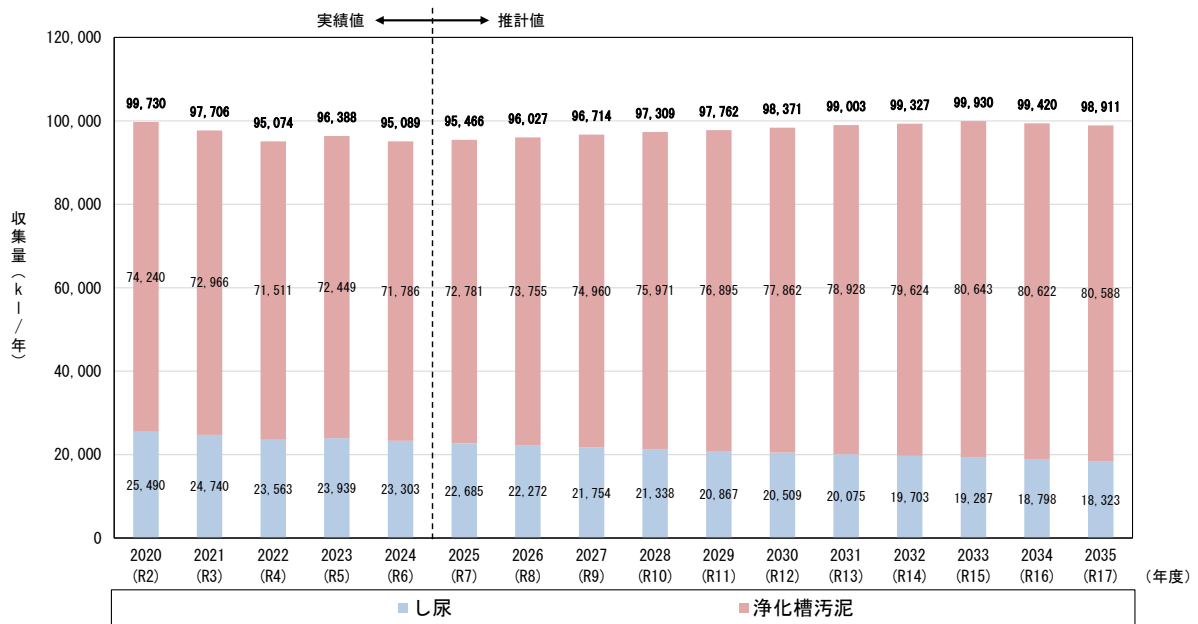


図 5-9 し尿等の収集量の将来予測結果

(3) 最終処分

引き続き、し尿処理施設で発生する汚泥を焼却施設（福山ローズエネルギーセンター）での助燃剤として利用していきます。

(4) その他

生活雑排水による水質汚濁の防止の観点から、浄化槽の適正な使用方法や維持管理等について、ホームページなど様々な媒体を活用し、幅広く周知啓発を行います。

第6章 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより継続的に計画の点検・評価、見直しを行います。

【一般廃棄物処理基本計画の策定（Plan）】

福山市廃棄物減量等推進審議会や市民等の意見を参考に、一般廃棄物処理基本計画を策定します。策定に当たっては、計画の趣旨、目的、目標について市民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得るよう努めます。

また、策定された一般廃棄物処理基本計画は、市ホームページへの掲載や広報活動を行い、市民や事業者によく周知します。

【施策の実行（Do）】

一般廃棄物処理基本計画に従って、ごみの排出抑制、資源化等に関する施策を実施するとともに、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬し、適切に処理します。

【評価（Check）】

計画の進捗及び評価については、数値目標や施策のスケジュールにより毎年、改善・進捗の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、その結果を市民や事業者に対して公表します。

【見直し（Act）】

評価を踏まえて、概ね5年毎又は計画策定の諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行います。

見直しに当たっては、評価を踏まえて策定された計画について市民や事業者に対して説明し、理解と協力を得るよう努めます。

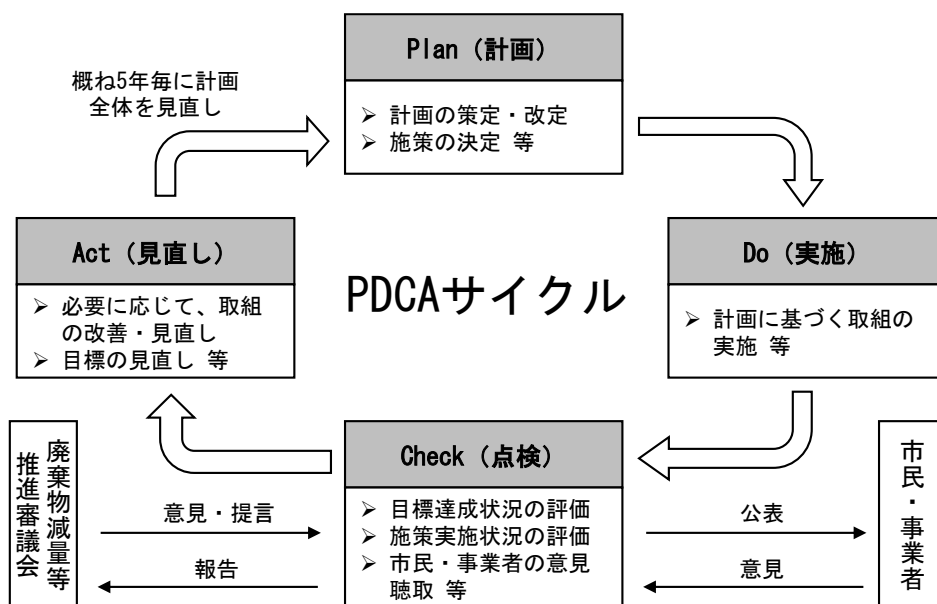


図 6-1 計画の進捗管理

福山市一般廃棄物処理基本計画

2026年（令和8年）3月 発行

編集発行 福山市 経済環境局 環境部 環境総務課
〒720-8501
福山市東桜町3番5号
電話（084）928-1071
